



むつ市総合経営計画
後期基本計画

むつ市総合経営計画後期基本計画

むつ市総合経営計画 後期基本計画

笑顔かがやく 希望のまち むつ

青森県むつ市



むつ市総合経営計画 後期基本計画

笑顔かがやく 希望のまち むつ



ごあいさつ



むつ市では、平成29年度から令和8年度までを計画期間とした、新たなまちづくりの指針となる「むつ市総合経営計画」を策定し、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に掲げ、市民の皆様が未来に向かって輝く夢や希望を持てるまちの実現を目指してまいりました。

令和3年度をもって計画期間の半分が経過しましたが、この間に発生した新型コロナウイルス感染症によるパンデミックはかつて経験したことのない脅威となり、これまでの生活が一変し様々な活動制限が加えられ、地域経済も大きな影響を受けました。

さらには、豪雨による大規模な自然災害も発生し、まさに「いのち」を支えるまちづくりの重要性を再認識するとともに、この苦難を乗り越えるに当たり、市民の皆様との「つながり」の重要性も改めて実感いたしました。

これらの経験や社会情勢の変化を踏まえ、今後の課題や取り組むべき内容を明確にした上で新たな市政の指針とすべく、このたび、令和4年度から令和8年度までを計画期間とした「むつ市総合経営計画後期基本計画」を策定いたしました。

これからの地方創生はデジタルを最大限に活用し、地域の個性を活かすとともに、地方から全国へ、そして世界へ発信し、むつ市が更なる飛躍を遂げることが重要です。そして、そのためには市民の皆様との「つながり」を大切にし、ともに歩み、人と自然が輝くむつ市の実現を目指してまいります。

結びに、本計画策定に当たり、市民会議や市民アンケート等を通じて貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、専門分野の見地から貴重な御意見と御審議を賜りましたむつ市総合開発審議会委員の皆様、並びに市議会議員の皆様、そして関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4年9月

むつ市長 宮下 宗一郎

目次

The Comprehensive Plan of Mutsu City

第1部 序 論

第1章 計画概要	2
1. むつ市総合経営計画について	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の構成	2
4. 計画の期間	2
(1) 基本構想	2
(2) 基本計画	2
(3) 実施計画	2
5. むつ市総合経営計画後期基本計画策定の趣旨	3
6. 計画の策定プロセス	3
7. 計画のマネジメントシステム	4
8. SDGsの理念を踏まえた取組	5
9. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	5
第2章 計画の基盤と背景	6
1. 地理・自然的条件	6
2. 沿革	6
3. 人口及び世帯数	7
(1) 人口の推移	7
(2) 人口の将来展望	8
4. 産業構造	9
5. 財政状況	10
(1) 財政の推移	10
(2) 財政の将来推計	11
第3章 主要課題	12
1. 人口減少対策の推進	12
2. 安心して住みよいまち・地域の創出	12
3. 産業の振興と雇用の創出	13
4. 観光・物産プロモーションの推進	14
5. 市民協働による総合力の向上	14
6. 川内・大畑・脇野沢地区の活性化	15
7. 医療機能の再編	15
8. 子育て支援と健康長寿のまちづくり	16
9. 未来に向けた人づくり	17
10. 消防・防災体制の整備及び充実	17
11. 交通ネットワークの改善	18
12. 地域循環型社会の推進	19
13. 電源立地に係る振興策	20
14. 持続可能な財政基盤の確立	20
15. デジタル社会の実現	21

第2部 基本構想

第1章 基本構想策定の目的（基本的な考え方）	24
第2章 目標年次	24
第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針（施策の概要）	24
第1節 将来像（基本理念）	24
第2節 基本的方向（むつ市DX・スマートシティ構想の実現）	24
第3節 基本方針（まちづくりの方針）	25
1. 活力あるむつ市の創生	25
2. 教育・子育て環境の向上	25
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	25
4. デジタル化の推進	25
5. 危機管理・防災力の向上	25
第4章 施策の大綱（施策項目、施策内容）	26
1. 活力あるむつ市の創生	26
(1) 地方創生	26
(2) 産業・雇用	26
(3) ジオパーク	27
(4) 観光・物産	27
(5) 景観	28
(6) 市民協働・コミュニティ	28
(7) 男女共同参画・女性活躍	28
(8) 国際・都市間交流	29
(9) 海洋科学研究拠点	29
2. 教育・子育て環境の向上	29
(1) 教育	29
(2) 子ども・子育て支援	30
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	31
(1) 健康・福祉	31
(2) スポーツ	32
(3) 環境	32
(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	32
(5) 行財政基盤	33
4. デジタル化の推進	33
(1) デジタル実装	33
5. 危機管理・防災力の向上	34
(1) 安全・安心	34

第3部 基本計画

【むつ市総合経営計画後期基本計画 体系図】	36
【むつ市総合経営計画の基本方針・基本項目とSDGs（17ゴール）の関連】	38

1. 活力あるむつ市の創生

(1) 地方創生	
① まち・ひと・しごと創生の推進	42
② 川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展	44
(2) 産業・雇用	
① 農林水産業の振興	47
② 商工業の振興	50
③ エネルギー関連産業の育成	52
④ 新たな産業の創出	54
⑤ 若者の地元就職の促進	56
(3) ジオパーク	
① ジオツーリズムによる交流人口の拡大	58
② 資源価値の保全と教育	60
(4) 観光・物産	
① 広域連携による観光プロモーション	62
② 稼げる物産プロモーション	64
(5) 景観	
① 景観の向上と保全	66
(6) 市民協働・コミュニティ	
① 市民協働の施策展開	68
② 広報広聴の充実	70
③ コミュニティ自治の実現	72
(7) 男女共同参画・女性活躍	
① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革	74
② 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現	76
(8) 国際・都市間交流	
① 姉妹都市等との交流	78
(9) 海洋科学研究拠点	
① 研究活動環境の充実	80

2. 教育・子育て環境の向上

(1) 教育	
① 学力の向上	84
② 体育・健康教育の充実	86
③ 夢を育む教育	88
④ 地域とともにある学校	91
⑤ 教育基盤の整備	93
⑥ 社会教育・文化の充実と文化財保存活用	96
⑦ 変化に対応できる人材の育成	99
⑧ 高等教育機関との連携	101

(2) 子ども・子育て支援	
① 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	103
② 児童福祉の充実	105

3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実

(1) 健康・福祉	
① 一人ひとりの健康づくりの推進	108
② 健康まちづくりの推進	110
③ 医療体制の充実	112
④ 高齢者福祉の充実	114
⑤ 障害者福祉の充実	116
⑥ 地域福祉の充実	118
⑦ 社会保障の充実	120
(2) スポーツ	
① スポーツ活動の充実	122
(3) 環境	
① 循環型社会の推進	124
② 自然環境の保全	126
③ 公害対策の充実	128
④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実	130
(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	
① 暮らしやすいまちの構築	132
② 道路基盤の整備	136
③ 公共交通の確保	138
④ 広域交通ネットワークの形成	140
(5) 行財政基盤	
① 財政の健全化	142
② 広域行政の推進	144
③ 公共施設マネジメントの推進	146

4. デジタル化の推進

(1) デジタル実装	
① 地域DXの実践	150
② 自治体DXの推進による効率的な行政運営	153
③ 情報ネットワークの利活用の推進	156

5. 危機管理・防災力の向上

(1) 安全・安心	
① 防災対策の充実	160
② 消防・救急体制の充実	164
③ 水道の安全・安定供給の確保	166
④ 交通安全の確保	168
⑤ 防犯対策の充実	170

資料編

1. 策定経過	174
2. 策定体制	176
3. むつ市総合開発審議会条例	177
4. むつ市総合開発審議会委員名簿	178
5. むつ市総合開発審議会諮問・答申	179
6. むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議	180
7. むつ市議会の議決すべき事件を定める条例	185
8. むつ市総合経営計画後期基本計画に紐付く個別計画一覧	186
9. 用語索引	192

第1部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

序論

第1章 計画概要	2
第2章 計画の基盤と背景	6
第3章 主要課題	12

第1部 序論

第1章 計画概要

1. むつ市総合経営計画について

本計画は平成29年(2017年)3月、本市が将来にわたって持続的に発展していくために、市民と行政が協働しながら、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

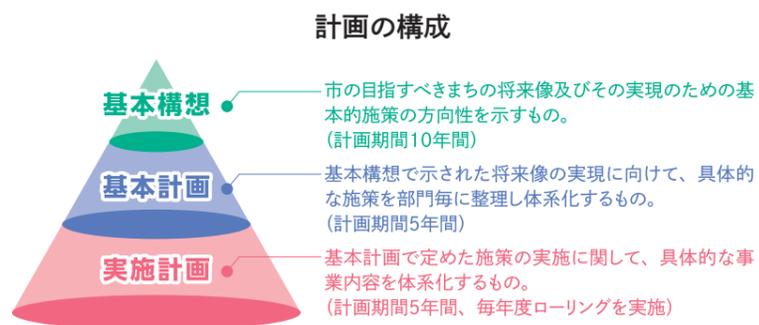
2. 計画の位置付け

本計画は、今後10年の目指すべき市の将来像としてまちづくりの目標を定め、その実現に必要な具体的な取組を総合的かつ体系的にまとめたものであり、まちづくりを進める上で最上位計画となります。

行政だけではなく市民や地域の団体、民間事業者などがそれぞれの役割に応じて主体的に協働しながら、まちづくりを進めていくためのツールとして活用されるもので、本計画に含まれる個別計画は令和4年(2022年)4月時点で60計画(参考資料)あります。

3. 計画の構成

本計画は、本市のまちづくりを推進していくための「基本構想」と、その目標達成に向けた主要施策を示した「基本計画」及びその計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成します。



4. 計画の期間

(1) 基本構想

計画の期間は、平成29年度(2017年度)から令和8年度(2026年度)までの10年間とします。

(2) 基本計画

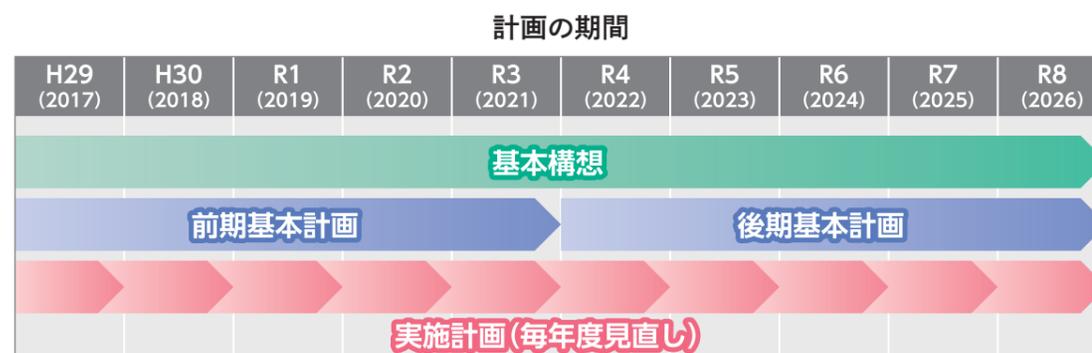
前期基本計画 計画の目標年度は平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)

後期基本計画 計画の目標年度は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)

※前期と後期の各5年間に分けてまちづくりの指針を示します。

(3) 実施計画

計画の期間は、5年間とし、毎年度計画内容の見直しを行います。

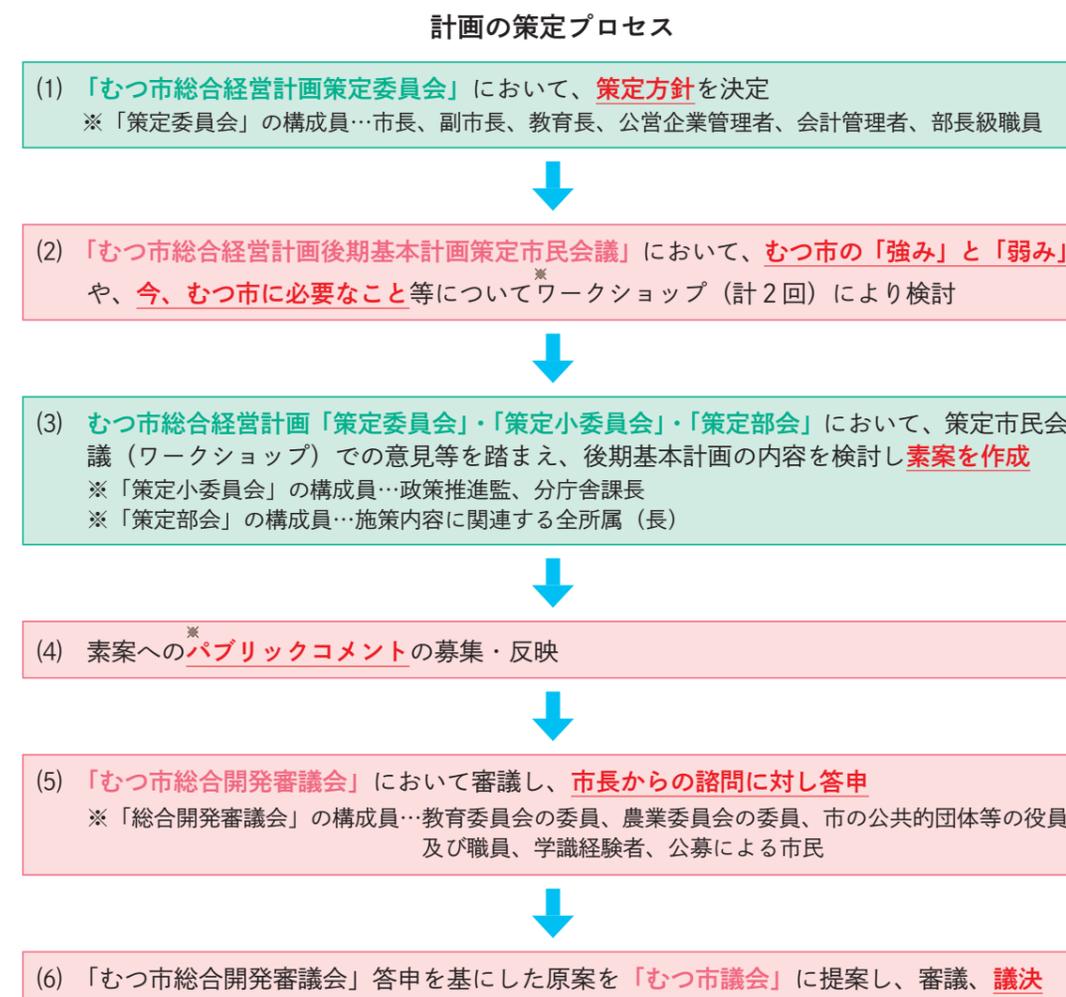


5. むつ市総合経営計画後期基本計画策定の趣旨

基本構想の前期5年間における事業の進捗度や「新たな生活様式」等の社会情勢の変化に伴う新たな課題を勘案しつつ、令和4年度(2022年度)から5年間を計画期間とする後期基本計画を策定し、基本構想の推進と実現を目指すものです。

6. 計画の策定プロセス

本後期基本計画は、次のようなプロセスを経て作成していますが、むつ市民会議を開催するなど、市民意見が幅広く、かつ適切に計画へ反映されるよう取り組みました。また、全所属の職員が計画策定に携わり、全庁一丸となった体制で取り組みました。



7. 計画のマネジメントシステム

社会情勢の変化やますます多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、本計画を効果的かつ着実に推進するためには、行政と市民や関係者等が連携した計画のマネジメントシステムが重要です。

本計画では、施策の進捗状況や効果を検証するため、それぞれの施策に重要業績評価指標 (KPI: Key Performance Indicator) を設定し、限られた行財政資源の配分と効果的・戦略的な取組の企画・立案や実効性の高い事業実施につなげるため、市民や関係者等と連携し、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) といったPDCAサイクルを運用します。

また、新型コロナウイルスや昨今の激甚災害等の突発的な事案にスピーディに対応するため、Observe (観察) → Orient (状況判断) → Decide (意思決定) → Act (実行) により、素早く適切な意思決定による取組を実行します。

この、PDCAサイクルによる施策評価による取組の改善とOODAループによる迅速な対応を併用することで、真に求められる行政ニーズへ改善・実行します。

むつ市総合経営計画のPDCAサイクル



むつ市総合経営計画のOODAループ



※ワークショップ

参加者全員が共同で行う学習会や討論等を通して、問題の解決方法を探る手法。一般的にファシリテーターと呼ばれる進行役を中心に運営され、近年は企業研修や住民参加型の会議で取り入れられている。

※パブリックコメント

地方自治体など公的機関が規則や命令等を制定する際、広く公に意見や情報、改善案などを求める手続きのことで、行政手続法第6章の「意見公募手続き」と同意で用いられる。

※重要業績評価指標 (KPI)

組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標。

※PDCAサイクル

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。

※OODAループ

Observe (観察) → Orient (状況判断) → Decide (意思決定) → Act (実行) の4段階を繰り返すことによって、緊急時やトラブル対応等、短時間で効率的に意思決定ができる手法のこと。

8. SDGsの理念を踏まえた取組

SDGsとは、持続可能な開発目標のことで、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

むつ市総合経営計画においても、SDGsの理念を踏まえながら計画の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



9. DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

DXとは、「Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション)」の略語で、「デジタルによる変容」といった意味となります。

コロナ禍を契機とし、デジタル技術を柔軟に活用した働き方や生活様式等の多様化が加速しており、さらに人口減少社会にあって、デジタル技術を積極的に活用した「地域経営戦略」による地方創生が求められることから、むつ市総合経営計画においてもDXを重点的な取組として位置づけ、地域全体のDXの推進を図ります。

※SDGs (エスディー・ゴーズ)

「Sustainable Development Goals」(サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)を年限とする17の国際目標と、169のターゲット、231の指標が決められている。

※アジェンダ

会議等の議題内容をまとめたもの。

※ユニバーサル

「普遍的な」「汎用・万人向け」などを表す言葉。

※DX (デジタル・トランスフォーメーション)

「Digital Transformation」(デジタル・トランスフォーメーション)の略称で、デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容し、人々の生活をより豊かなものに変革すること。

※地方創生 (=まち・ひと・しごと創生)

人口減少社会と東京一極集中という課題に対し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」へと活力を取り戻すため、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的で持続的な社会を実現すること。

第2章 計画の基盤と背景

1. 地理・自然的条件

本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島の中央部に位置し、南北約35km、東西約55kmにわたっています。隣接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、北西に大間町、風間浦村、佐井村となっています。

また、南から西にかけては、陸奥湾及び平館海峡を挟んで青森市などの各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。

本市の面積は、青森県全体の約9.0%に当たる864.2km²と県内で最大となっており、そのうち森林の面積が約85%を占めています。本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然にあふれ、緑豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く、温暖で湿度が少ない比較的過ごしやすい季節ですが、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる2月中旬には、恐山等の山間部で1m以上、平野部及び海岸部ではおおむね70cmの積雪となり、厳しい気象条件となります。

一方、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在することから、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

2. 沿革

明治22年(1889年)の市町村制施行により、田名部村、大湊村、川内村、大畑村、脇野沢村が誕生しました。その後、田名部村は明治32年(1899年)に、川内村は大正6年(1917年)に、大湊村は昭和3年(1928年)に、大畑村は昭和9年(1934年)に町制を施行しました。

下北地方の政治、経済、流通の中心地として成長してきた田名部町と、海軍水雷団が設置され、戦後の軍解体を経て自衛隊の基地として発展を遂げた大湊町は、下北地方の中核都市として人口10万人の田園工業都市を目指し、昭和34年(1959年)9月1日に「大湊田名部市」として合併、翌年の8月1日に全国初のひらがなの市「むつ市」に改称しました。

さらに、平成17年(2005年)3月14日には、ホタテ養殖等の漁業を中心としたまちづくりを進めてきた川内町、室町時代から続いているヒバ材搬出等の林業及びイカを中心とした漁業等によりまちづくりを進めてきた大畑町、鱈をはじめとした漁業と北限のニホンザルや風光明媚な自然を活かした観光によりまちづくりを進めてきた脇野沢村が合併し、新「むつ市」としてスタートを切りました。

これまでに本市では、大湊港の重要港湾昇格(平成11年特定地域振興重要港湾に変更)をはじめ、むつはまなすライン(国道279号)や下北半島を一周する道路(国道338号)の国道への昇格、原子力船「むつ」(現在は、世界最大級の海洋地球研究船「みらい」)の関根浜新母港の完成、また、これに関連する科学技術研究機関の集積、製造業や情報通信産業をはじめとする企業の誘致、漁港整備をはじめとした農林水産業の振興、市営住宅の建設や小中学校の耐震整備、消防庁舎の建設、むつ市ウェルネスパークやむつ市総合アリーナの建設等、下北地方の中核として都市基盤の整備を進めてきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市は、自治体の枠組みを超えた地域課題や広域的な行政需要に対応するため、平成27年(2015年)7月に下北5市町村による定住自立圏の形

※定住自立圏

「中心市」と中心市と密接な関係を有する「近隣市町村」が、農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、暮らしに必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進し、圏域の活性化を図るための新たな広域連携の取組。

成に向けて中心市宣言を行い、同年10月には下北圏域定住自立圏を形成しました。

また、下北5市町村は、貴重な地域資源を保護・保全しながら、それを教育や地域活性化へ活用するといったジオパークの取組を進めており、その貴重な地域資源や積極的な住民活動が評価され、平成28年(2016年)9月、「下北ジオパーク」が日本ジオパークに認定されました。

このように本市は、下北地域の中心的な役割を担いながら、その連携を深化させ、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域づくりを進めているところです。

3. 人口及び世帯数

(1) 人口の推移

令和2年(2020年)国勢調査における総人口は、54,103人となっており、昭和60年(1985年)の71,857人をピークに減少傾向となっています。また、平成27年(2015年)国勢調査を基に推計した、国立社会保障・人口問題研究所の令和2年(2020年)推計人口の55,598人を下回っています。

世代別人口をみると、令和2年(2020年)では総人口に占める年少人口(0~14歳)の比率は10.56%、老年人口(65歳以上)の比率は33.73%となっており、今後も少子高齢化が見込まれます。また、世帯総数は24,077世帯で、1世帯当たりの人数は約2.2人となり、核家族化や高齢者世帯など世帯の小規模化が進んでいます。

人口の推移

(単位：人)

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
年少人口 (~14歳)	18,549 (25.92%)	17,379 (24.19%)	14,536 (21.18%)	12,166 (17.90%)	10,593 (15.81%)	9,408 (14.69%)	8,190 (13.41%)	7,007 (11.98%)	5,714 (10.56%)
生産年齢人口 (15歳~64歳)	46,712 (65.27%)	46,974 (65.37%)	45,110 (65.72%)	45,058 (66.29%)	43,746 (65.27%)	40,373 (63.03%)	37,140 (60.82%)	33,885 (57.93%)	29,283 (54.13%)
老年人口 (65歳~)	6,306 (8.81%)	7,504 (10.44%)	8,991 (13.10%)	10,745 (15.81%)	12,683 (18.92%)	14,271 (22.28%)	15,414 (25.24%)	17,326 (29.62%)	18,249 (33.73%)
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	322 (0.53%)	275 (0.47%)	857 (1.58%)
総人口	71,567	71,857	68,637	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493	54,103
世帯総数	20,859	21,882	22,325	23,261	24,404	24,476	24,775	24,475	24,077
一世帯当たりの 平均人員	3.4	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4	2.2

※ 数値は「国勢調査」、括弧内は構成比

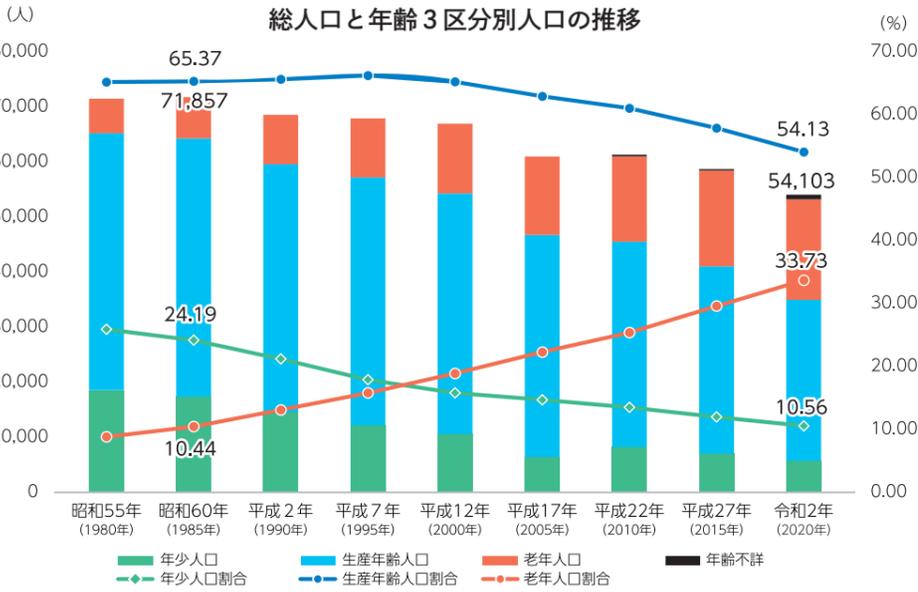
※ 昭和55年から平成12年までの数値は、市町村合併前の旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の人口の合計値

※ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所のことをいう。大地(ジオ)の上に広がる、動植物や生態系(エコ)の中で、私たち人(ヒト)は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいることから、これら3つの要素のつながりを楽しく知ることができる活動を展開している。

※下北ジオパーク

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村をエリアとし、太平洋、津軽海峡、陸奥湾という特徴の異なる3つの海と、これらに囲まれた大地、そこに育まれた下北ならではの生態系や人々の営みを知ることができる。



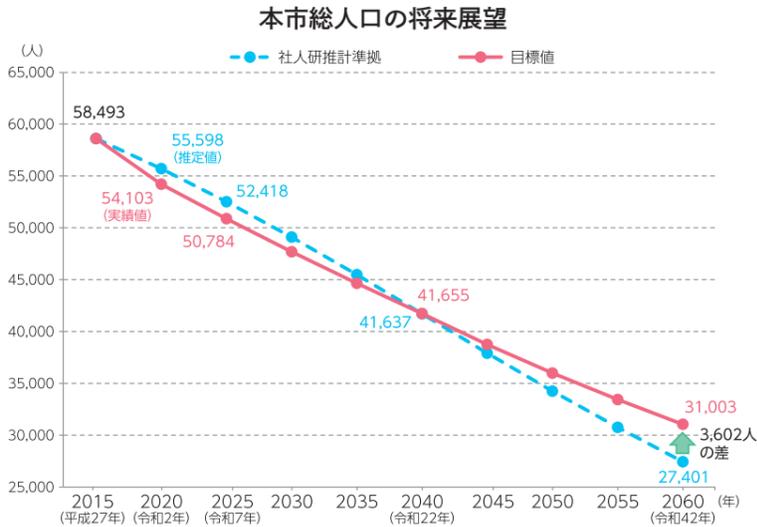
(2) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は今後も減少を続け、令和22年(2040年)には41,637人まで減少するとされており、また、その推計にならない、更に将来の人口を試算すると、令和42年(2060年)には27,401人にまで減少することが予測されます。

人口減少は、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や、産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済規模の縮小へとつながり、また、空き家・空き地の増加や地域コミュニティの衰退による防災・防犯上の危険性が高まるなど、市民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため、本市では、平成27年(2015年)9月に「むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展につながる取組を進め、令和2年度(2020年度)以降においても第2期計画期間として、引き続き人口減少対策に特化した地方創生の取組を推進しているところです。

本市の総人口については、このような取組を効果的に展開することで、令和7年(2025年)においても、地方自治法により市制要件として規定されている「5万人以上」、また、令和42年(2060年)以降においても、市町村合併の特例等に関する法律により平成22年(2010年)まで市制要件として規定されていた「3万人以上」の維持を目指します。



4. 産業構造

本市の国勢調査における産業別就業人口を見ると、各産業分野とも就業者数は減少傾向にあり、特に第1次産業の減少が顕著となっています。

就業者総数に対する各分野の割合は、第1次産業の割合が著しく減少している一方、第3次産業の割合が増加しています。また、第2次産業の割合は平成12年(2000年)までは一定程度で推移していたものの、平成17年(2005年)では大きく減少しています。

就業者総数も平成17年(2005年)から2万人台に減少していますが、人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、更に減少することが予想されます。

産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分	昭和55年(1980年)	昭和60年(1985年)	平成2年(1990年)	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)
第1次産業	4,722 (14.89%)	4,428 (14.04%)	3,532 (11.39%)	2,771 (8.49%)	2,007 (6.39%)	1,900 (6.59%)	1,521 (5.51%)	1,386 (5.22%)	1,258 (5.03%)
第2次産業	8,350 (26.33%)	7,610 (24.12%)	7,574 (24.44%)	8,623 (26.43%)	8,286 (26.37%)	6,293 (21.83%)	5,831 (21.11%)	5,591 (21.05%)	4,835 (19.35%)
第3次産業	18,627 (58.75%)	19,489 (61.78%)	19,879 (64.14%)	21,233 (65.07%)	21,116 (67.21%)	20,365 (70.63%)	19,757 (71.54%)	19,002 (71.53%)	18,568 (74.31%)
分類不能	8 (0.03%)	18 (0.06%)	9 (0.03%)	4 (0.01%)	9 (0.03%)	274 (0.95%)	509 (1.84%)	586 (2.20%)	328 (1.31%)
就業者総数	31,707	31,545	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565	24,989

※ 数値は「国勢調査」、括弧内は構成比

※ 昭和55年から平成12年までの数値は、市町村合併前の旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の人口の合計値

産業別割合の推移



5. 財政状況

(1) 財政の推移

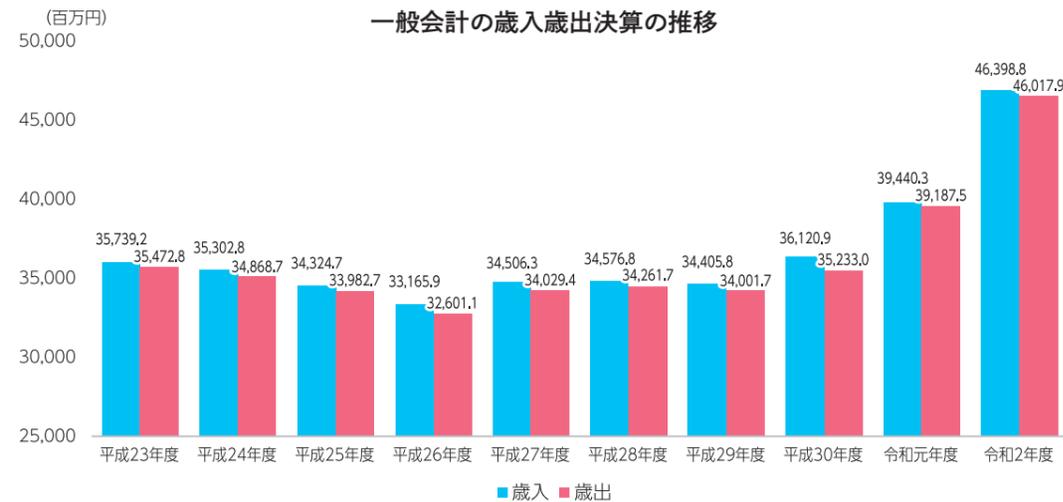
①歳入

令和2年度(2020年度)一般会計における歳入決算総額は464.0億円で、そのうち自主財源である市税は全体の12.5%に過ぎず、^{*}地方交付税や国庫支出金などに大きく依存した財政構造になっています。今後は人口減少に伴い市税収入や、人口を主な算定の基礎とする普通交付税の減少が見込まれており、本計画の着実な推進のためには引き続き財源の確保が課題となっています。

②歳出

令和2年度(2020年度)一般会計における歳出決算総額は460.2億円で、扶助費(29.5%)、補助費等(16.1%)、人件費(12.1%)が大きな割合を占めています。

令和2年度においては、国の新型コロナウイルス感染症対策として行われた特別定額給付金事業(56.6億円)により、補助費が大幅に増加しましたが、補助費については、むつ総合病院一般病棟を建替中の一部事務組合下北医療センター及び下北地域新ごみ処理施設を建替中の下北地域広域行政事務組合に対する負担金の増加が見込まれることから、今後も高い割合で推移する見込みとなっています。また、生活保護や障害福祉サービスなどの社会保障関係費である扶助費も依然として高い割合で推移することが予測され、^{*}義務的経費が財政を圧迫する構造は今後も続く見込みとなっています。



※地方交付税
国税のうち所得税、法人税等の一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税。自治体間の税収格差を埋める財源調整機能と歳入不足を補う財源保障機能がある。

※義務的経費
地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、その割合が高くなると財政の硬直化が進む。

財政の推移

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
歳入	市税	5,797	5,775	5,820	5,898	5,789	5,866	5,938	5,873	5,821	5,796
	地方交付税等	13,433	13,208	13,085	12,652	12,579	12,217	11,787	11,544	11,337	11,667
	普通交付税	9,944	10,275	10,336	9,965	9,900	9,803	9,319	9,161	9,195	9,410
	特別交付税	2,334	1,773	1,583	1,569	1,617	1,567	1,611	1,541	1,501	1,624
	臨時財政対策債	1,155	1,160	1,166	1,118	1,062	847	857	842	641	633
	国・県支出金	9,227	8,941	9,076	9,228	9,747	8,934	8,676	9,224	10,653	16,688
	※市債(臨時財政対策債除く)	2,267	3,114	1,871	1,695	1,811	3,017	2,643	3,189	5,059	5,067
その他	5,015	4,265	4,473	3,693	4,580	4,543	5,362	6,291	6,570	7,181	
計	35,739	35,303	34,325	33,166	34,506	34,577	34,406	36,121	39,440	46,399	
歳出	人件費	4,623	4,410	4,239	4,281	3,939	3,759	3,876	3,791	3,814	4,103
	扶助費	5,870	5,888	5,936	6,340	6,796	7,197	7,074	7,092	7,376	7,415
	※公債費	3,830	4,285	4,194	4,066	4,255	3,934	3,512	4,211	4,937	5,547
	物件費	3,300	3,236	3,400	3,480	3,289	3,339	3,212	3,161	3,275	3,673
	補助費等	7,121	7,018	6,768	6,840	6,762	6,792	6,876	6,221	6,435	13,564
	普通建設事業費	3,087	3,607	2,648	2,779	3,539	2,178	1,871	2,524	5,764	3,638
	その他	7,642	6,425	6,798	4,815	5,449	7,063	7,581	8,233	7,587	8,078
計	35,473	34,869	33,983	32,601	34,029	34,262	34,002	35,233	39,188	46,018	
歳入歳出差引額	266	434	342	565	477	315	404	888	252	381	
翌年度繰越財源	155	18	23	326	9	16	38	466	71	43	
実質収支	111	416	319	239	468	299	366	422	181	338	

(2) 財政の将来推計

「財政中期見通し2021」による財政シミュレーションでは、令和7年度(2025年度)まで毎年度黒字を維持しつつも、人口減少等に伴い市税収入が減少し、地方交付税や国庫支出金等に大きく依存する財政構造が顕著に表れています。

臨時的財政需要に対しても、余裕を持って対応できる弾力性のある財政構造を実現し、市民の皆様の暮らしの豊かさを向上させるためには、引き続き一切の無駄を排除し、あらゆる事業の効果について適切かつ恒常的な見直しを行いながら、安定した財源を確保することが急務となっています。

財政シミュレーション

(単位：百万円)

区分	令和3年度当初予算	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込	令和6年度見込	令和7年度見込	
令和3年度当初予算各年度決算見込	歳入	市税	4,915	5,618	5,642	5,589	5,499
		地方交付税等	11,830	12,099	11,913	11,873	12,078
		普通交付税	9,250	9,736	9,744	9,746	9,982
		特別交付税	1,530	1,580	1,530	1,530	1,530
		臨時財政対策債	1,050	783	639	597	566
		国・県支出金	9,904	11,207	9,670	9,788	10,312
		うち※電源立地地域対策交付金	2,353	2,353	1,988	1,988	1,988
市債(臨時財政対策債を除く)	5,510	6,079	3,778	3,550	1,914		
その他	6,541	6,793	6,143	5,909	5,904		
計	38,700	41,796	37,146	36,709	35,707		
歳出	人件費	4,308	4,473	4,190	4,253	4,331	
	扶助費	7,531	7,654	7,607	7,621	7,629	
	公債費	5,977	5,937	4,690	4,336	4,007	
	物件費	3,608	4,031	3,441	3,435	3,390	
	補助費等	7,298	7,618	7,443	7,874	6,429	
	普通建設事業費	4,294	5,195	3,102	2,785	3,342	
	その他	5,684	6,856	6,458	6,466	6,510	
不用額		-181	-148	-149	-140		
計	38,700	41,583	36,783	36,621	35,498		
歳入歳出差引	0	213	363	88	209		
収支見込(累積)	338	551	914	1,002	1,211		
					1,275		

※市債
主に道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借入する資金。

※公債費
自治体が借り入れた地方債等に対する返済に充てる経費。

※電源立地地域対策交付金
電源三法交付金の一つ。電源立地地域の安全性確保及び環境保全や発電施設等立地に対する地域住民の理解増進のため当該地域で行われる公共施設等の整備、住民福祉の向上に資する事業に活用される。

第3章 主要課題

1. 人口減少対策の推進

令和2年(2020年)国勢調査における本市の総人口は54,103人となっており、昭和60年(1985年)の71,857人をピークに減少し続けています。世代別人口の推移をみると、生産年齢人口(15～64歳)は、総人口同様、昭和60年(1985年)をピークに減少し続けており、また、平成12年(2000年)を境に、一貫して老年人口(65歳以上)が年少人口(0～14歳)を上回っています。

このような状況から、今後も人口減少が進行していくことが予測されます。人口減少は高齢化の進行も相まって、医療・福祉・商業・公共交通等の生活機能の低下や、産業の衰退・雇用機会の喪失による地域経済規模の縮小へとつながります。また、空き家・空き地の増加や地域コミュニティの衰退による防災・防犯上の危険性が高まるなど、市民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼします。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥らず、本市が、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域を形成し成長するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、さらには感染症を契機としたテレワーク等による地方移住への関心の高まりを大きな流れとしながら、地域に多様な関わりをもつ関係人口にも着目した上で、「まち」に活力をもたらす取組を効果的かつ効率的に展開することが必要です。

2. 安心して住みよいまち・地域の創出

これからのまちづくりは、まちの活力向上、公共交通サービスの安定確保、健康まちづくり及び安全・安心なまちを目指して取組を進めるとともに、人口減少、超高齢社会の進行及び公共公益施設の老朽化への対応や、財政負担の低減に努めていくことが求められています。

また、生活利便性が高い「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、本市の代表的な産業の一つである1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を交通ネットワークにより結び、住民、通学者及び通勤者等のアクセス性を確保することが重要です。また、市民の命と暮らしを守るため、他都市の高度医療施設への救急患者の搬送や、災害時の避難などに必要な地域間ネットワークの確保も重要です。

さらに、パリ協定に基づく地球温暖化対策を進めるためにも、市域の約85%を占める広大な森林の手入れや伐採後の再生林を支援し、持続可能な豊かな森林をCO₂の吸収源としてしっかりと守り、カーボンニュートラルの推進と、脱炭素社会の実現を目指す必要があります。

これらを実現していくためには、都市経営コストの適正化及びコスト増大につながる市街地拡大の抑制並びに森林保全のために計画的な土地利用を進め、経済活力の向上が図られる都市構造を官民連携のもと実現していくとしたコンパクトシティ構想によるまちづくりをベースに進め

※テレワーク

ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、在宅勤務、移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、施設利用型テレワークのほか、リゾートで行うワーケーション等の総称。

※関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

※小さな拠点

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組のこと。

※カーボンニュートラル

令和32年(2050年)までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出を全体としてゼロにすること。

ることが必要です。

まちの維持管理の適正化を推進し、人口密度の維持を図りながら、生活利便施設が立地し経済活動が活性化し暮らしやすいまちをつくり、また、歩いて暮らせるまちにすることにより市民の健康を増進し、更にはコミュニティの維持による共助によって災害対応を可能とする、コンパクト・プラス・ネットワークを通じた、安心・安全で住みよいまち・地域づくりが重要です。

3. 産業の振興と雇用の創出

高等教育機会や就業の場に恵まれない本市は、高校卒業時に転出する若い世代が多く、地域活力を衰退させる深刻な課題となっていますが、「青森大学むつキャンパス」、「青森明の星短期大学下北キャンパス」が開校し、本市の悲願であった高等教育機関が設置されたことで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域を活性化させる動きが生まれています。

しかし、地域経済を見ると、近年全国的に見られる消費者ニーズの変化により、インターネット等による通信販売型の消費が拡大していることから、この変化に対応できない事業所では売上の減少が続いています。加えて、後継者不足の問題が顕著になってきている商店街では、事業承継ができずに廃業するなど空き店舗の増加がみられ、経済活力を維持することが難しい状況になっています。さらに、長引くコロナ禍が追い打ちをかけ、多くの産業が疲弊し、地域経済は厳しく冷え込んでいます。

このため、いち早く経済を回復させる対策を重層的に講じ、コロナ禍によって変化した消費行動に対応するICTの活用や新サービスの開発を支援するとともに、地域の特性を活かした新たな産業創出の支援と人材育成を継続的に強化しつつ、優良企業の更なる誘致を図り、安定した経済成長へとつなげる必要があります。

また、就業の場を確保するための企業誘致は、時代の趨勢とともに雇用が減少する製造業等労働集約型産業を中心とした昭和型の企業誘致から、成長の著しい情報産業やスマートシティの構築を研究・開発する企業等を誘致する令和型の企業誘致に転換する必要があります。

今後の新しいまちづくりは、DXによる大都市の利便性と地域の豊かさを兼ね備えた「むつ市デジタル田園都市」を目指すとともに、市内各種産業の成長を促しながら、市役所庁舎等の遊休フロアや閉鎖となったアツギ東北株式会社むつ事業所跡地等を誘致企業の工場やオフィスとして利活用する等、企業が立地しやすい環境を整備することで、新たな雇用が生まれる好循環を築くことが求められています。

※コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

※生活利便施設

小中学校、保育園、病院、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。

※コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。

※ICT

「Information and Communication Technology」(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称で、情報・通信に関連する技術一般。ITとほぼ同意義であるが、「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点の特長である。

※スマートシティ

都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画・整備・管理・運営)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

※遊休

活用されていない、または今後、活用の見込みがないこと。

4. 観光・物産プロモーションの推進

全国的な人口減少や超高齢社会に対応するため、日本各地において自立的で持続的な地域社会の維持、発展を目指し、地域活性化の鍵となる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を呼び込む活動が積極的に展開されています。

当市においても、観光・物産プロモーションを積極的に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の移動制限等により、事業中止等の多大な影響を受けています。

感染症の影響が収まると、再び地域間競争が始まることが予想され、むつ市が元気を取り戻すためには、国内外の個人や企業に認知され、「行くならむつ市」「買うならむつ市産」など常に選ばれるまちへと変貌していかなければなりません。

そのためには、既存の観光、特産品資源を徹底的に磨き上げるとともに、文化、歴史、風土、大地など下北ジオパークが持つ価値を付与しつつ、地域の新たな魅力を創出しながら、ワーケーション等の新たな観光需要にも対応し、地域間競争を勝ち抜く地域ブランドを確立する必要があります。

併せて、感染症の収束とともに、訪日外国人観光客が増加していくことが見込まれることから、これまで行ってきた国内向けの取組に加え、インバウンド対策事業を強化し、魅力あふれる資源を全国、そして、海外へ発信するといった積極的なプロモーションを行っていく必要があります。

なお、本市は、ふるさと納税制度により、非常に多くの方々から寄附をいただいておりますが、本制度は、市の歳入確保のみならず、生産者の所得向上や、加工業など様々な業種への波及効果が見込まれ、地域全体の活性化に大きく貢献する取組です。

さらに、人口・富裕層の増加が見込まれるシンガポールをはじめとした東南アジアマーケットにおいての販路開拓支援や、本市独自の物流サービスを関係機関との連携により構築し、事業実施主体が地域の生産者・事業者へ新たな物流サービスを提供することで、販路開拓や特産品の付加価値向上に向けた取組を加速させます。

また、下北地域内外の大学生とシンガポール国立大学の学生及びシンガポール在住のビジネスマンとが互いの文化を学び合う機会を作り、輸出促進やインバウンドの促進等のミッションに取り組むことで、むつ下北地域の産業の高度化と国際的なビジネスマインドを備えた担い手の育成を図ります。

今後においても、更なる進展を図っていくため、付加価値を高めた特産品開発と、需要拡大に向けた生産量の確保など、市と生産者や事業者等が協働し、企画力と生産力の向上に取り組んでいく必要があります。

5. 市民協働による総合力の向上

令和3年度(2021年度)に実施した市民アンケートにおける「むつ市総合経営計画で進める施策内容への総合満足度」は、3.33点(5点満点中)という結果となっており、市民生活向上に係る取組の充実が求められています。このような中、社会構造や財政状況の変化、市民ニーズや価値観の多様化といった複雑化している地域課題に柔軟に対応するためには、市民、各種団体、行政など、地域の多様な主体が関わり、それぞれがつながることで総合的にまちづくりを進めていくことが重要となっています。

※ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

※インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のことで、訪日外国人旅行または訪日旅行とも訳される。

※ふるさと納税

応援したい都道府県・市町村へ寄附することで、個人住民税や所得税が一定限度まで控除される制度。

また、市民協働を進める上で、市民と行政が果たすべき役割を明確にするとともに、お互いが情報を双方向で共有することが、市民活動や非営利活動法人(NPO法人)の積極的な市政への参画を促進し、調和と活力のあふれる地域づくりへとつながっていくことになります。

さらに、地域関係者と連携を図り、SDGsに関する情報をわかりやすく発信することで市民の関心を高めながら、地域が一体となった持続可能な地域づくりを進める必要があります。

本市の特色ある自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域住民と連携しながら、市としての総合力を向上させ、個性あふれる地域づくりを推進することが重要となります。

6. 川内・大畑・脇野沢地区の活性化

川内・大畑・脇野沢地区はそれぞれ、豊かな自然環境や歴史文化など、他に誇れる地域資源に恵まれた魅力的な地域です。

しかし、全国的に人口減少が進行している中、川内・大畑・脇野沢地区の人口減少は顕著で、令和2年国勢調査によると、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの5年間の人口減少率は、川内地区が14.70%、大畑地区が12.68%、脇野沢地区が19.83%となっています。

このような状況の中、地域活性化を実現するためには、それぞれの地域資源を活かしながら、特色に合った地域づくりを進めることが重要です。

具体的には、川内・大畑・脇野沢地区の基幹産業である農林水産業について、担い手の育成・確保を含めた形でより一層の振興を図るとともに、新たな雇用創出の観点から、6次産業化など産業の創出や育成を推進する必要があります。

加えて、地域に活力をもたらす交流人口の拡大のため、地域おこし協力隊制度を活用しながら、下北ジオパークや、食、文化などの地域資源を一体的かつ効果的に活用した観光振興が求められています。

7. 医療機能の再編

本市及び下北郡内町村は、地域の医療を守るため、昭和46年(1971年)に一部事務組合下北医療センターを設立し、下北地域保健医療圏内の病院及び診療所を運営していますが、経営健全化と医師不足解消が大きな課題となっています。

経営健全化については、地域医療を確保する上で不可欠なものであり、継続的な収益確保と経費削減対策による安定的な経営基盤の確立が重要です。

令和2年(2020年)3月に県が策定した青森県医師確保計画では、下北圏域の医師偏在指標が151.8人と、全国平均239.8人、青森県平均173.6人を下回り、深刻な医師不足の状況にあるため、医師不足解消については、一人でも多くの医師がやりがいを持って長期的に働ける環境づくりが必要です。

また、下北地域の中核的な役割を担うむつ総合病院では、弘前大学を中心とする医師の招聘や、臨床研修指定病院として研修医採用、また、弘前大学大学院医学研究科への「むつ下北地域医療

※非営利活動法人(NPO法人)

「Non-Profit Organization」(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会的貢献活動として、営利を目的としない民間組織。

※6次産業

生産者自身が農林水産物(1次産業)を加工(2次産業)し、販売(3次産業)までを一元的に行うことにより、付加価値を得ることのできる産業形態のこと。1と2と3を掛け合わせると答えが6になることから6次産業と呼ばれる。

※交流人口

地域外からその地域を訪れる人。

※地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

学講座」の設置等により医師確保に努めていますが、より一層の取組が必要となっています。

さらに、医師不足に限らず、看護師等の医療スタッフ不足も恒常化しており、看護師等修学資金貸与制度の活用等、医療スタッフの確保にも努めなければなりません。医師及び医療スタッフの不足は、医療サービスの低下を招くだけでなく、経営面に大きな悪影響等を及ぼすことから、計画的な人材確保や、地域の若者を将来の担い手として育成する取組が重要です。

令和7年(2025年)には、人口の最も多い団塊の世代が75歳を迎えることで、医療・介護需要が増大し、疾病構造が大きく変化するとされています。このような中、地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、医療の充実が不可欠であり、県が策定した「青森県保健医療計画(平成30年4月策定)」を踏まえ、地域の实情に即した医療提供体制を構築する必要があります。

また、弘前大学医学部附属病院とむつ総合病院を高速通信回線で結んだ遠隔ロボット支援手術による実証実験を基にしたデジタル技術による遠隔診療等の調査研究を進めながら、『えがおつながる 医療の拠点』の実現に向け、むつ総合病院の新病棟の建設を着実に進め、地域の医療・保健・福祉の連携による一体的なサービス提供体制の強化を図る必要があります。

8. 子育て支援と健康長寿のまちづくり

全国的に人口減少が進行していますが、これは少子化によるところが大きく、本市の少子化は、若者の流出による社会減に加え、出産・子育て環境においても、雇用・収入面で将来に対する不安から子どもが欲しいという希望がかなえられないことなどの要因による自然減が挙げられます。

また、少子化と同時に高齢化も進行していますが、医療の高度化による医療費の増加や介護を必要とする高齢者が増加していることもあり、自治体財政に占める社会保障費の割合が年々大きくなっています。

一方、健康状況に着目すると、本市は全国1,896の市区町村の中で平均寿命が男性ワースト4位、女性ワースト106位と下位にあり、その要因として現役世代の死亡率の高いことが挙げられ、大きな課題となっています。

こうした少子高齢化や保健福祉に関する問題は、地域の大きな課題として、関連する分野と一体的に施策を展開する必要があります。特に子育て環境の充実と健康長寿のまちづくりは、地域の総合力を向上させることから、児童福祉と母子保健事業を一体として展開することや、健康づくりに関しては、すこやかサポート事業所認定制度など、まちぐるみでの健康づくりを推進することに加え、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアの推進や健康づくり関連施策の充実が、ますます重要となってきています。

※臨床研修指定病院

医学部を卒業し、医師免許を取得した医師(研修医)が卒後2年間、基本的な手技、知識(初期研修)を身につけるため籍を置き、経験や腕を磨く場を提供する病院。厚生労働省の審査を受け、指定を受けた病院のみ研修医と雇用契約を結び(研修医であると同時に勤務医でもある)受け入れることができる。

※団塊の世代

一般的に第2次世界大戦終戦後の1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指す。

※地域包括ケア

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように地域がサポートし合う社会のこと。

9. 未来に向けた人づくり

デジタル化の進展やグローバル化等に伴う変化の激しい時代において、多様化・複雑化する課題を克服し、未来を創造するために教育の果たす役割は大きいと考えており、一人ひとりが社会的に自立し、課題を克服して豊かな生活を送るため、学校教育では確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成といった「生きる力」を身につけることが求められています。

また、過去5年間を見ると、全国学力学習状況調査においては全国平均を上回っているものの、青森県学習状況調査では、小学生は全ての年度で、中学生は2か年度県平均を下回っており、学力の向上は喫緊の課題となっています。

さらに、社会教育においては、各自が生涯にわたり、自己の能力と可能性を最大限に高めるため、多くの人々と協働しながら、自己実現と学習成果を社会に活かしていくことが期待されており、生涯を通じて、ふるさとに対する愛着や誇りを育むことにより、地元地域へ還元、貢献したいという気持ちを醸成し、まちづくりに大切な人づくりに努めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、加速度的な社会の変革に対応するため、市長、教育長及び教育委員で構成されるむつ市総合教育会議では、平成28年に策定されたむつ市教育大綱の見直しを行い、「学力の向上」と「生きる力」を柱とし、学校教育の在り方や学びの機会を提供する生涯学習の推進など、これからの教育の指針となる第2期むつ市教育大綱を策定しております。

本計画とこの教育大綱をもとに、学校、家庭、地域が一体となり、新しい時代にふさわしい教育のあり方や子どもの成長を支える学校教育のあり方を、成果と課題の検証を踏まえながら具現化していくことに加え、本市にとって悲願であった高等教育機関の設立を契機とし、市内外の高等教育機関や関係団体と連携しながら、地域の将来を担う人づくりに取り組む必要があります。

10. 消防・防災体制の整備及び充実

令和3年(2021年)8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害では下北圏域を縦断する国道279号が寸断され、地域住民が一時孤立するなど、これまで予想だにできなかった事案に直面しました。今後、地震や津波、風水害など、多様化する災害から地域における安全・安心を確保するためには、消防・防災体制の整備及び充実が極めて重要です。

さらに、本市においても大きな被害をもたらすとされている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、それに伴う津波での被害も含めると、むつ市で想定される被害は最大で死者数約6,300人、建物被害約9,600棟の全壊となっており、巨大地震への対策は緊急かつ優先的に取り組むべきものと認識され、効果的かつ効率的に実施することが求められています。

現在、本市は周辺町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いていますが、消防・防災関連の既存の施設や設備の老朽化が進んでおり、消防費が約19億円で高止まりしている中、現状に即した消防・防災体制を構築しつつ、老朽化対策を進める必要があります。

また、広大な面積を持つ本市においては、消防団等の地域に密着した組織による災害時等の役割もますます重要となっています。しかし、消防団員数は人口減少の影響もあり定数の73%程度にとどまり、年々減少傾向にあることから、消防団員の処遇改善を図り消防団員を確保することが重要な課題となっています。行政による「公助」だけではなく、市民一人ひとりが防災意識を高める「自助」や、自主防災組織のように地域ぐるみで防災活動に取り組む「共助」の充実を図るとともに、常備消防と非常備消防の連携体制を構築することで、地域防災力の向上に努める必要があります。

※グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

※社会教育

学校教育及び家庭教育以外で、社会生活に必要な事柄について施す組織的な教育。

※自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域ぐるみで防災活動に取り組むための組織。

さらには、災害時の避難経路となる交通網の整備・充実のほか、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築施設の耐震化の向上に向けた取組が望まれていることに加え、本市に建設中の使用済燃料中間貯蔵施設のほか、隣接する東通村には稼働停止中及び建設中の原子力発電所、大間町には建設中の原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には原子燃料サイクル施設等、下北半島地域に原子力関連施設が集積していることから、これらの施設に起因する原子力災害に対する広域的な防災体制の整備が重要な課題となっています。

また、災害時においては、情報を一方的に発信するのではなく、様々な関係団体と意見交換による相互理解を推進し、リスクコミュニケーションを図りながら、「命を守る」ための危機管理体制の充実を図り、あらゆる災害に対応したまちづくりが求められています。

このような、災害等のリスクに備えるため、本庁舎内の防災機能をデジタル化し、災害現場からの情報をリアルタイムで確認しながら、災害活動や関係機関との連携を強化するなど、効率的で災害に強い防災センターの整備を進めることとしています。

11. 交通ネットワークの改善

本市は、青森県全体の約9.0%を占める県内最大の面積を有していることから、一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要であり、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要となっています。

道路状況については、骨格である国道279号及び338号に大きく依存しており、令和3年(2021年)8月の豪雨災害では、国道279号に架かる小赤川橋の崩落により、一時通行不能となるなど、地域が孤立しました。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路とそのエントランス施設としての道の駅や、両国道、地域間をつなぐ県道等の整備が大きな課題となっています。

また、本市やその周辺には、自衛隊基地や原子力関連施設が集積しており、昨今の世界情勢等をみれば、本地域がテロ行為の対象や自然災害に伴う原子力事故が発生する可能性もあることから、それら有事における避難手段として、また災害復旧のための緊急輸送手段としても下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、海路を含めた移動手段の整備が急がれます。とりわけ、下北半島縦貫道路は、第2期むつ市国土強靱化地域計画において、災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間の連携の強化や緊急医療ネットワークの向上に必要な地域高規格道路として位置付けられており、全区間において事業着手されてはいるものの、全線供用開始の目途が立っていない状況です。そのため、公共事業用地連絡協議会の活動を推進するなど、青森県と連携しながら早期完成を目指す必要があります。

一方、公共交通においては、JR大湊線や路線バスの利便性向上及び利用者数の維持が課題となっています。特に路線バスは、高齢者や通学者などにとって欠かせない地域交通手段となっていますが、そのほとんどが赤字路線で、国・県・市からの補助金によって維持されているほか、慢性的な運転手不足による路線の減便や廃止など厳しい事態となっています。

また、青森～脇野沢・佐井の離島航路や津軽半島へのフェリー航路といった海上交通について

※使用済燃料中間貯蔵施設

原子力発電所で一度使い終わった使用済燃料を再処理工場で再処理するまでの間、頑丈な鋼鉄製の容器(キャスク)に入れて一時的に貯蔵・管理する施設。

※リスクコミュニケーション

あるリスクについて関係者間で情報を共有し、対話や意見交換を通じて意思の疎通を図ることで、リスクに関する相互理解を深め、信頼関係を構築すること。

※地域高規格道路

全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路と一体となって地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線で、自動車専用道路もしくはこれと同様の高い規格を有し、2車線以上で60km/h以上の走行が可能な道路のこと。

も赤字経営が続いており、地域の実情に応じた公共交通のあり方が求められています。

このように公共交通を取り巻く環境がますます厳しい状況となる中、本市では路線バスが廃止となった大畑地区においてデマンド型乗合タクシーの運行や、75歳以上の高齢者を対象とした高齢者無料乗車証事業(AGEHA)、市内路線バス事業者による中心市街地循環バスの実証運行が開始されるなど、地域の交通手段を確保する取組が行われております。公共交通を利用することは、交通事故リスクや環境負荷低減にも繋がることから、今後も持続可能な公共交通の仕組みづくりや地域の実情にあった交通手段について、地域住民とともに「地域にとって望ましい公共交通体系」の検討を進めていく必要があります。

12. 地域循環型社会の推進

従来大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や大規模な資源採取による自然破壊、更には温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や自然界における適正な物質循環の阻害の原因となっており、それぞれの問題は重層的に、かつ、相互に影響を及ぼしながら地球規模で深刻化しています。

このため、従来の社会のあり方や市民の生活様式を見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を更に進めていく必要があります。

なお、本市の令和2年度(2020年度)におけるごみ処理費用は、年間約12.7億円、人口1人当たりの処理費用は22,615円であり、年々減少傾向ではありますが、依然として県内で高い水準となっています。

本地域には自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマス資源が豊富に存在していますが、ごみとして処分している状況にあります。これらのバイオマス資源は科学技術の発展に伴い再資源化が可能となっており、有効利用をより一層促進することが求められています。

こうした現状を踏まえ、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に定められた基本原則に則り、適正な処理の確保を前提としつつ、処理経費の削減のため廃棄物の発生抑制に努めるとともに、3R(リデュース・リユース・リサイクル)及び熱回収を総合的に推進し、ゼロカーボンシティを目指すことが必要となります。さらに、循環型社会への移行を加速化させるため、下北地域新ごみ処理施設を完成させるとともに、ごみ出しが困難な方を支援するために新たなごみ収集方法を再構築する必要があります。

※デマンド型乗合タクシー

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた、予約型の乗合タクシーのこと。

※化石資源

石油、石炭、天然ガスなどの化石由来の資源。

※温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどを指し、地球温暖化の主因となる。

※循環型社会

廃棄物発生抑制及び適正な処分、リサイクルを推進し、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない環境にやさしい社会を指す。

※バイオマス

バイオマスとは、生物(Bio)と量(Mass)を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源(石油や石炭などの化石資源は除く)のこと。

※3R(リデュース・リユース・リサイクル)

「Reduce」(リデュース:減らす)、「Reuse」(リユース:再び使う)、「Recycle」(リサイクル:再資源化)の頭文字をとった言葉。

※ゼロカーボンシティ

令和32年(2050年)までに、二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。

13. 電源立地に係る振興策

下北半島地域では、地域住民の理解・協力のもと、本市に建設中の使用済燃料中間貯蔵施設、隣接する東通村には稼働停止中及び建設中の原子力発電所、大間町には建設中の原子力発電所、隣々接となる六ヶ所村には原子燃料サイクル施設等、原子力関連施設の立地が進められています。

東日本大震災以降、国民の原子力に対する安全への不安や国のエネルギー政策の見直しなど、原子力を取り巻く環境に大きな変化が生じている中、今後も原子力施設と地域との共生を図るためには、安全性の確保はもちろんのこと、地元理解の促進など、より一層の取組への努力が求められています。また、操業の延期や稼働停止の長期化による地域経済への影響も懸念されています。

このことから、本市をはじめ六ヶ所村、大間町及び東通村で構成され、国のエネルギー基本計画に基づく政策に協力するためのプラットフォームとして位置付けられる4市町村長懇談会等を通じて、相互に連携しながら、課題解決に向けた取組を強化していくことが重要です。

また、電源立地自治体及び周辺自治体に対しては、電源三法に基づく交付金制度があり、地域振興のための事業等に活用してきました。本市においては、平成23年度(2011年度)には約30.8億円交付されていたものが、令和2年度(2020年度)には約20.6億円まで減少し、今後は微減していくことが見込まれています。このような状況を踏まえ、本市においても、新たな法定外税である「むつ市使用済燃料税」による税収の確保を図り、原子力関連施設の集積している地域の独自性と優位性を認識しながら、地域全体の発展と魅力あふれる地域の形成を目指し、その有効な活用に努める必要があります。

14. 持続可能な財政基盤の確立

本市では、これまで市民生活の向上を目的として、多くの公共施設等を整備し、公共サービスの提供に努めてきましたが、現在は、市町村合併などを経て機能が類似する施設や相当数の道路、橋梁等を保有する状況となっています。これらの公共施設等の中には、老朽化対策や更新を必要とする施設も多数あることから、今後、日常の維持管理費に加え、老朽化に伴う改修費や更新費の増加が見込まれ、市の将来の財政運営にとって大きな負担となることが予想されています。

こうした中、本市では、平成27年(2015年)8月に初めて財政中期見通しを市民の皆様にお示しするとともに、平成28年(2016年)3月には「むつ市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の長寿命化対策、利活用の促進、状況に応じた再編や廃止等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントをはじめとした内部管理経費の見直しを行いながら、新たな財源の獲得といった財政の健全化に努めてきました。

その結果、毎年度実質収支黒字を確保するとともに、健全化判断比率は大きく改善し、令和2

※プラットフォーム

動かすために必要な、土台となる環境のこと。

※電源立地自治体

発電所(原子力、火力、水力など)や発電用ダムなどの発電用施設が所在する地方公共団体を指す。

※電源三法

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために創設された電源三法(電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称)のこと。

※法定外税

地方税法で定められている住民税・事業税・固定資産税などの税目以外に、地方公共団体が条例により独自に定めることができる税のこと。その新設・変更については、あらかじめ総務大臣と協議し、同意を得なければならない。

※むつ市使用済燃料税

地方税法の規定に基づく法定外普通税で、使用済燃料中間貯蔵施設に貯蔵される使用済燃料1キログラムにつき年620円を課税する。税収は、原子力安全対策事業、生業安定対策事業、民生安定対策事業、共生対策事業など各種施策の推進に活用する。

※健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標のこと。

年度(2020年度)決算では、本計画の前期基本計画で掲げていた財政調整基金の残高10億円を1年前倒しで達成しました。

しかしながら、歳入では人口減少に伴い市税収入や普通交付税が減少する反面、歳出では社会保障関係経費の増嵩や地域医療を担う一部事務組合下北医療センター及び消防やごみ処理等を担う下北地域広域行政事務組合に対する負担が非常に高い水準で推移するなど、義務的経費が財政を圧迫する構造は今後も続く見込みとなっています。

こうしたことから、引き続き中長期的な展望に立ち、事務事業の見直しや市民ニーズを踏まえた真に必要な施策への投資の重点化を図る一方で、法定外税による新たな税収の確保など自主財源の充実に努めながら、市民の皆様の夢や希望にお応えできるよう継続して財政健全化のあゆみを進める必要があります。

15. デジタル社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響によって、これまでの対面式の行政サービスから、デジタルを活用した新しい生活様式への取組が急務となっており、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後においても、市民、事業者が安心、安全を得られる社会の推進に資する取組を講じていく必要があります。

また、行政のみならず、市民・事業者においてもデジタル化への対応が求められる中、テレワーク等による働き方も広がっており、地方にいても都会と同様に働くことが可能となることで、首都圏等からの地方回帰も進んでいます。

このような状況に対応するため、新たな行政の形として、自治体DXを推進するとともに、専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の強化充実に図り、また、これを契機と捉え、首都圏等からの受け入れ体制整備を図りながら、行政や市民、事業者も一体となって、デジタル化に対応した地域を目指すことが重要となります。

併せて、デジタルの活用に関する理解やスキルが十分でない方への支援も重要となり、国が目指す、誰一人取り残されず、全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現に向けて、本市も対応していく必要があります。

※財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年度に積み立て、不足する年度に取り崩すことで、年度間の財源の不均衡を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。

※自治体DX

行政手続きのオンライン化など、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことで、社会的な問題解決を目指すこと。

第2部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

基本構想

第1章	基本構想策定の目的 (基本的な考え方)	24
第2章	目標年次	24
第3章	市の将来像及び実現に向けた基本方針 (施策の概要)	24
第4章	施策の大綱 (施策項目、施策内容)	26

第2部

基本構想

第1章 基本構想策定の目的（基本的な考え方）

この基本構想は、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中においても、本市のまちとしての持続性を確保するとともに、次世代に向けて更なる成長、発展を遂げ、誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力あるまちをつくるため、目指すべきまちの姿やその実現のための方針を明確にするものです。

第2章 目標年次

この基本構想の目標年次は、令和8年度(2026年度)までとします。

第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針（施策の概要）

第1節 将来像（基本理念）

笑顔かがやく 希望のまち むつ

人口減少や少子高齢化の進行、市民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域課題は複雑化してきています。

そのような中で、豊かな自然環境や各地域に伝承されている様々な伝統文化など、特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心市としての役割を担い、将来にわたって人と自然がともに輝く持続可能なまちづくりが求められています。

そのため、本市は、子どもから高齢者まで全ての市民が笑顔で輝き、未来に向かって輝く夢や希望が持てるようなまちの実現を目指し、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に掲げます。

第2節 基本的方向（むつ市DX・スマートシティ構想の実現）

これからの地方創生は、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を形成すると同時に、誰一人取り残されず、全ての方がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する必要があります。

こうしたことから、いち早く地域全体としてデジタル化の実装を進め、^{*}Society5.0の実現に向けた技術革新が進展する中、次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくりのもと、市民生活の向上や安全の確保、地域産業の振興をはじめとした、地方創生を図る必要があります。

また、予想だにしない感染症や大災害など、突発的なリスクに備えるため、行政のみならず、国や県をはじめ、様々な関係団体、そして市民との情報交換や対話を行うことで、相互理解を推進し、リスクコミュニケーションを図りながら、市民全員の「命を守る」ためのデジタル技術を活用した危機管理体制の充実が重要となります。

このため、基本的な取組の方向性として「むつ市DX・スマートシティ構想の実現」を位置づけ、

※Society5.0（ソサエティ5.0）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことで、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

取組の重点化を図ることで、本市の将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現を目指します。

第3節 基本方針（まちづくりの方針）

本市の将来像実現のため、前期基本計画期間の基本方針を検証した上で、後期基本計画期間においては、「活力あるむつ市の創生」「教育・子育て環境の向上」「高齢者福祉・医療・暮らしの充実」「デジタル化の推進」「危機管理・防災力の向上」を新たな方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政だけではなく市民や事業者等と役割を分担し、市民協働のまちづくりを目指します。

1. 活力あるむつ市の創生 

下北ジオパークや特産品などの地域資源を活かした経済の持続的成長とともに、積極的な^{*}シティプロモーションや雇用の安定と確保に努めることで、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを推進します。

併せて、まちを元気にする市民協働の取組や市民の主体的な活動等を推進します。

2. 教育・子育て環境の向上 

未来を担う子どもたちの夢や志の実現に向け、困難な状況においても主体的に、協働して乗り越えられるよう、子育て環境や教育環境の整備を推進し、地域、学校、家庭が一体となって支援します。

また、市民の皆様の学習ニーズに応えられるよう、高等教育機関とも連携しながら学習機会を提供し、地域人材の育成を推進します。

3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実 

福祉・医療機能や健康づくり環境が充実し、自然環境の保全や都市環境が整備され、誰もが心身ともに健やかで快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら効果的、かつ効率的な行財政運営と強固な財政基盤の確立を推進します。

4. デジタル化の推進 

行政をはじめ、地域全体でDXを実践しながら、消費者ニーズを捉えた地域産業の生産性の向上や産業環境の整備を目指すとともに、デジタル技術やデータ、AI等の活用により、業務の効率化を図ることで、さらなる行政サービスの向上へつなげます。

5. 危機管理・防災力の向上 

誰もが安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、防災や消防に係る施設や設備等の整備を計画的に進めるとともに、市民一人ひとりの安全・安心に対する意識の醸成を図り、地域全体で守る仕組みや体制づくりを推進します。

※シティプロモーション

地域における経営資源のブランド化を目指し、地域の魅力を世間に広めることで、地域活性を図る活動。

※AI

「Artificial Intelligence」（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称で、人工知能のこと。

第4章 施策の大綱（施策項目、施策内容）

1. 活力あるむつ市の創生



（1）地方創生

全国的に人口減少が進行する中で、本市の創生を成し遂げるため、豊かな自然環境や特色ある歴史・文化など、独自の地域資源を活かしながら、地域経済の維持・成長へとつなげる取組を一体的かつ継続的に実施します。

① まち・ひと・しごと創生の推進

本市の特色ある地域特性を活かしながら、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すための取組を総合的かつ戦略的に展開します。

②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展

「むつ市過疎地域持続的発展計画」に基づき、3地域の地域資源を活かした地方創生を推進し、地域の人口減少の抑制に取り組みます。

（2）産業・雇用

豊かな市民生活を実現するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成が求められます。これまで発展してきた既存の地域産業の基盤強化と成長を図るとともに、時代のニーズや地域特性に合った新たな産業の育成を図りながら、AIやICT、その他の先端技術を導入した企業の誘致を促進し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を目指します。

① 農林水産業の振興

これまで基幹産業として発展してきた農林水産業が更に魅力ある産業へと成長するため、販路拡大、PR戦略やブランド化による取引価格の向上、スマート農業の推進による生産性の向上と、経営の安定化を図ります。

② 商工業の振興

地域経済圏を維持するため、ITを活用した新たな販路開拓や、消費者ニーズの多様化に応じた新商品・新サービスの開発などを支援し、産業競争力の強化を図るとともに、コンパクトシティの拠点の活性化を図ります。

③ エネルギー関連産業の育成

地域の特性に合った再生可能エネルギーの導入推進や、本市において操業が予定されている使用済燃料中間貯蔵施設をはじめ下北半島に多くのエネルギー関連施設が集積しているという地域性を活かしたエネルギー関連産業の育成を図ることで、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

※スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用して、より高品質な作物の生産や、省力化・軽労化を実現する新たな農業のことを指す。

※再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスといった、永続的に利用することができるエネルギーのこと。

④ 新たな産業の創出

時代のニーズに対応した、地域の特色や豊富な素材を活かした新産業の創出や、既存企業の新たな事業展開及び新分野への進出などを促進するとともに、AIやICT、その他の先端技術を導入した企業の誘致を図ります。

⑤ 若者の地元就職の促進

地域における雇用の創出を図るとともに、大学生等と企業とのマッチングを支援し、地元就職、地元定着を促進します。

併せて、U・I・Jターンを促進するため、移住に関する情報を広く発信するとともに、相談体制の充実等を図ります。

（3）ジオパーク

豊かな地域資源をしっかりと未来に残しながら、その魅力を地域振興や教育等に活用し、地域経済の活性化や郷土愛の醸成へとつなげる、将来にわたって持続可能な魅力あふれる地域づくりへの取組を推進します。

① ジオツーリズムによる交流人口の拡大

下北ジオパークの魅力を効果的に伝えるコンテンツや観光客等の受入体制を整備し、交流人口及び滞在人口の拡大を図ります。

② 資源価値の保全と教育

地域資源の保全や郷土愛の醸成へとつなげるため、地域住民に地域資源が持つ正しい価値を伝える取組を推進します。

（4）観光・物産

稼げる地域へと成長するため、国内外から「行くならむつ市」「買うならむつ市産」と常には選ばれるまちになるよう、観光資源や特産品を徹底的に磨き上げるとともに、戦略的かつ効果的なプロモーションを推進します。

① 広域連携による観光プロモーション

下北地域の連携を深め、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、魅力あふれる広域観光コンテンツの造成や効果的な情報発信等を通じて、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

② 稼げる物産プロモーション

地域資源の高付加価値化と戦略的かつ効果的なプロモーションにより、地域ブランド力の向上へとつなげ、市産品の消費拡大及び生産者の所得向上を図ります。

※U・I・Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。「Uターン」は出身地に戻る形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

※滞在人口

特定の市町村に2時間以上滞在した人数のこと。

（5）景観

自然景観や歴史的景観を保全し、良好な景観を形成することで、街並みや観光地の魅力の向上を図ります。

① 景観の向上と保全

むつ市景観計画により、良好な景観を形成し、地域への愛着や地域の魅力と潤いを高め、市民生活の向上と地域社会の健全な発展を図ります。

（6）市民協働・コミュニティ

まちづくりの主体は市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援するとともに、市民や各種団体等との協働による施策を展開し、新たなつながりを生み出す地域経営の仕組みを構築します。

併せて、市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティの機能の充実を図ります。

① 市民協働の施策展開

地域課題を共有し、課題解決に向けて多様な主体が連携しやすい仕組みの構築に取り組みとともに、協働の核となる人材の育成に努めます。

② 広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するとともに、本市の売り込みや知名度向上のため、効果的な広報活動及び情報提供を推進します。

また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みの充実を推進します。

③ コミュニティ自治の実現

子どもからお年寄りまで、誰もが自由に楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会を実現するため、町内会をはじめとするコミュニティ自治の仕組みづくりや活動を支援し、自治意識の高揚を図るとともに、地域社会の活性化につながる世代間交流の促進を図ります。

（7）男女共同参画・女性活躍

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点に立った意識改革の普及・啓発を図ります。

② 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現

個人のニーズに対応した多様な働き方が可能な環境づくりを推進するとともに、家庭内における育児等と社会での活躍の両立を実現するための支援体制の充実を図ります。

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

（8）国際・都市間交流

地域の多様な文化や産業活動、教育に係る取組など、様々な場面を通じて国内外の諸地域との交流を促進します。

① 姉妹都市等との交流

国内外の諸地域と、教育、文化、科学、経済など多方面にわたる幅広い交流を行い、親善及び友好関係を深めるとともに、グローバル化社会に対応した地域づくり・人づくりに努めます。

（9）海洋科学研究拠点

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっていることから、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

① 研究活動環境の充実

海洋科学研究機関の集積を活かして関連産業の誘致を目指し、研究機関による研究成果を新たな産業の創出につなげるとともに、市内における海洋科学に関する学習体験機会の創出などに努めます。

2. 教育・子育て環境の向上

（1）教育

まちづくりを担うための人材の育成と、地域における特色ある文化を継承し、いきいきとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

① 学力の向上

子どもたちの学力の向上のため、教職員の資質向上、教育環境の整備、小中一貫教育、幼保小連携等に取り組むとともに、児童生徒の実態把握をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、より一層きめ細かな指導に努めます。

② 体育・健康教育の充実

子どもたちの健やかな体の育成を目指し、健康意識や安全・防災意識の高揚に向け、学校・家庭・地域が連携して組織的、計画的かつ継続的に施策を推進します。

③ 夢を育む教育

子どもたちの夢や志の実現に向けて、一人ひとりの実態に応じた指導の充実^{*}に努めるとともに、確かな学力の定着、豊かな心の育成、キャリア教育の充実等に努めます。

※小中一貫教育

小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担を軽減するだけでなく、より教育効果の高い学校の組織や運営のもと、小中学校9年間の連続性のある教育活動を通して児童生徒一人一人の成長を見守る仕組み。

※幼保小連携

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校での教育活動との円滑な接続のため、発達段階の連続性を踏まえ、相互の育ちをつなぐための交流や情報交換等を行うこと。

※キャリア教育

一人一人の児童生徒が、自分の生き方を考え、社会的・職業的に自立できるよう、必要な資質・能力・態度を育成すること。

④ 地域とともにある学校

地域とともにある学校を維持するため、学校・家庭・地域の連携強化に努めるとともに、多様な学習機会の提供、廃校校舎の利活用、地域への愛着と誇りを育む教育活動に努めます。

⑤ 教育基盤の整備

子ども達が安全に安心して学校生活を送れるよう、また、市民の皆様がいつでも、どこでも、だれでも学ぶ機会を提供できるよう学校や社会教育施設の安全性及び学習環境の整備に努めます。

給食施設の衛生管理の充実を図るため、令和7年度からの供用開始に向けて、災害時の防災機能を備えた（仮称）むつ市防災食育センター建設に取り組みます。

⑥ 社会教育・文化の充実と文化財保存活用

市民一人ひとりが、時代の変化に対応できるよう必要な知識やスキルを身につけ、学んだことを活かして活躍できる学習環境の整備や学習機会の提供に努めます。

市民の文化・芸術活動を支援するとともに、市内各地域の民俗芸能・伝統文化の継承の支援及び文化財の保存活用事業を通じて、郷土愛が醸成される環境づくりに努めます。

⑦ 変化に対応できる人材の育成

複雑で予測困難な社会において、変化を前向きに捉え、主体的に、多様な人々との協働を通じて、新たな価値観や行動を生み出すことができる力を育み、まちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

⑧ 高等教育機関との連携

大学との連携により、公開講座の充実や滞在型学習等への支援体制を強化し、市内における教育機会の充実を図るとともに、民間団体を巻き込みながら高等教育機会の創出を図ることで、地域人材の育成を推進します。

(2) 子ども・子育て支援

子どもの健全育成に向けた取組と、利用者の視点に立ったサービス・支援の提供を行い、地域全体で子どもとその家族を支えながら、次代を担う子ども達がいきいきと成長できるための取組を推進します。

① 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

医療機関や関係機関との連携により、安心して妊娠・出産・育児ができるようサポート体制を整備し、きめ細かな支援の充実に努めます。

② 児童福祉の充実

次代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てに喜びや幸せを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実 

(1) 健康・福祉

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、質の高い保健・医療体制の充実をより一層推進することにより、市民の健康な心と体を守るとともに、少子高齢化が進行する中、誰もが安心して暮らすことのできるまちとするため、地域全体で支え合う福祉の充実を図ります。

① 一人ひとりの健康づくりの推進

市民の健康寿命延伸を目指し、心身の健康づくりを促進するとともに、各種健診や健康相談等の取組を推進します。

② 健康まちづくりの推進

健康づくりに取り組む仲間づくり、地域や職域の健康づくりのため、健康リーダーの育成及び地域のネットワークづくりを強化します。

③ 医療体制の充実

広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。

また、将来の地域医療を確保するため、医師や看護師等の医療スタッフの確保や育成に努めるとともに、病院経営の健全化に向けた取組を推進します。

④ 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な介護サービスを提供するとともに、ニーズに対応した生活支援サービスの充実や地域で高齢者を支える体制づくりに努めます。

また、介護予防の取組を推進し、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

⑤ 障害者福祉の充実

障がいのある方が、障がいの重さや心身の状態などに応じて受けられる障害福祉サービスを提供し、障がいのある方の自立と社会参加の機会を確保するとともに、教育や就労などを充実させ、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指します。

⑥ 地域福祉の充実

青少年の健全育成や高齢者の見守りなど、地域社会の安心な暮らしを確保するため、民生委員・児童委員や関係機関、民間事業者等と連携を図り、地域全体で地域福祉の充実に努めます。

⑦ 社会保障の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立し安心して生活ができるよう社会保障制度の適正な運用に努めます。

※健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間。

（2）スポーツ

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現していくため、市民のスポーツ環境の充実を図り、スポーツ活動を推進します。

① スポーツ活動の充実

市民が健康を維持し、豊かなライフスタイルを実現するため、スポーツ教室やスポーツイベント等を通じて、スポーツ活動を推進します。

また、スポーツ施設の適正な整備と管理に努めるとともに、スポーツ指導者や団体の育成を図り、スポーツ環境の充実を図ります。

（3）環境

本市は、特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。

このため、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然がともに輝く豊かな環境の創造を図ります。

① 循環型社会の推進

本市の豊かな自然環境を保全し、次代へ受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

また、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能なバイオマス資源を活用した新たな産業の創出及び雇用の拡大を図ります。

② 自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然が共生可能な地域づくりを推進します。

③ 公害対策の充実

騒音、悪臭などの生活公害のほか、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりを推進します。

④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。

また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理体制の充実を図ります。

（4）コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを推進します。

① 暮らしやすいまちの構築

医療・福祉・商業施設等が集積した「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」を交通ネットワークで結ぶことにより、居住や都市の生活を支える機能を維持するとともに、財政面及

び経済面において持続可能な都市経営を推進します。

② 道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、地域間の移動時間の短縮や安全な道路交通の確保を推進します。

③ 公共交通の確保

観光客を含め、高齢者や通学者などの移動手段を支える公共交通の利便性を確保するとともに、「地域にとって望ましい公共交通体系」の構築を目指します。

④ 広域交通ネットワークの形成

市民の暮らしの向上や地域振興のため、関係機関との連携を図り、効果的かつ効率的な広域交通ネットワークの形成を図ります。

（5）行財政基盤

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化と、厳しい財政状況に対応するため、新たな財源の確保や効率的かつ計画的な財政運営に努めます。

① 財政の健全化

全ての事業の効果検証を徹底し、選択と集中を図りながら行政需要を的確に捉えつつ、健全な財政運営の確保を目指します。

② 広域行政の推進

人口減少・少子高齢化や多様な住民ニーズに対応するため、今まで以上に広域連携を推進し、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら、地域活性化の取組を推進します。

③ 公共施設マネジメントの推進

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、利活用の促進及び統廃合等を総合的かつ統一的に行う公共施設マネジメントを推進します。

4. デジタル化の推進



（1）デジタル実装

自治体DXの推進により、市民の満足度が高い行政サービスを提供しながら、地域全体としてDXを進めることで、誰もがデジタル化のメリットを享受できる取組を検討推進します。

① 地域DXの実践

様々な関係者や関係団体と連携し、地域のDXスマートシティ推進体制を構築し、消費者ニーズを捉えた地域産業の生産性の向上や産業環境の整備の向上に努めます。

② 自治体DXの推進による効率的な行政運営

「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに、真に市民が必要とする行政サービスの提供に努めます。

また、社会の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進するとともに、職員一人ひとりの資質の向上とワークライフバランスの向上に努めます。

③ 情報ネットワークの利活用の推進

自治体DXの推進により、行政サービスの利便性の向上と行政事務の効率化をはかり、誰もがデジタルの恩恵を享受できるような環境の構築に努めます。

5. 危機管理・防災力の向上



(1) 安全・安心

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境の下で市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実などの総合的な取組を推進します。

① 防災対策の充実

自然災害や原子力災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、「自助」「共助」「公助」といった総合的な防災体制の充実を図るとともに、関係自治体や関係機関と協力しながら、海路や空路も含めた避難経路の確保など広域防災体制を整備します。

② 消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制及び地域に密着した組織の強化・充実を図ります。

③ 水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取組を推進します。

④ 交通安全の確保

交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取組を推進します。

⑤ 防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりを目指し、警察や学校、関係団体、地域住民等が連携し、防犯に向けた活動の取組を推進します。

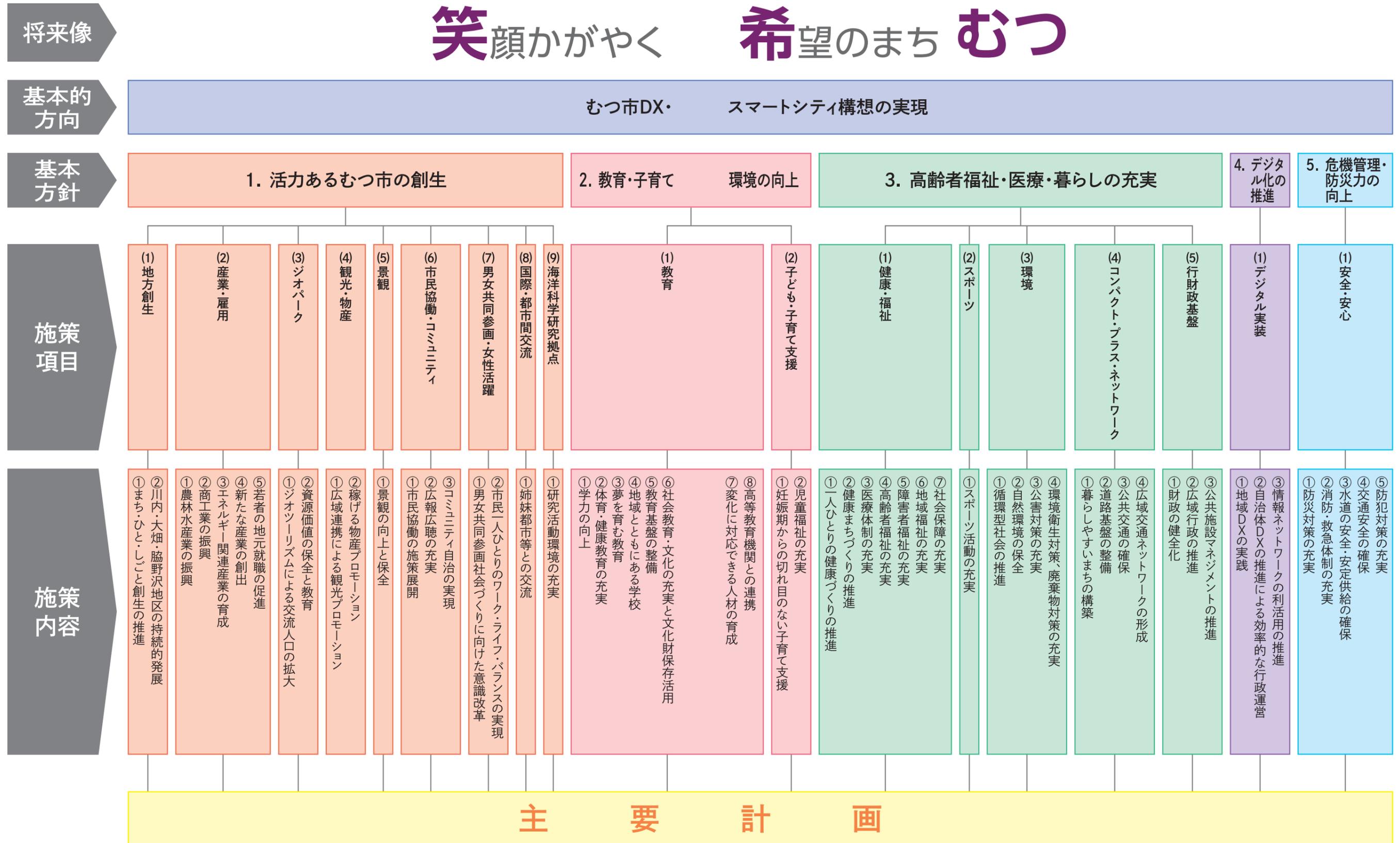
第3部

The Comprehensive Plan of Mutsu City

基本計画

むつ市総合経営計画後期基本計画	
体系図	36
むつ市総合経営計画の基本方針・基本項目とSDGs(17ゴール)の関連	38
1. 活力あるむつ市の創生	41
2. 教育・子育て環境の向上	83
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	107
4. デジタル化の推進	149
5. 危機管理・防災力の向上	159

むつ市総合経営計画後期基本計画 体系図



基本方針



1 2 3 4 5

活力あるむつ市の創生

注目指標

指標名	基準値	目標値（R 8年度）
人口減少の抑制	54,103人 (R 2 国勢調査 (R2.10.1現在)) (参考指標：住民基本台帳人口 56,158人 (R2.9.30現在))	49,294人以上 (参考指標：51,167人以上)
誘致企業数（累計）	10社（R 2年度）	13社
年間観光入込客数	825,055人（R元年）	1,000,000人



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 地方創生
施策内容 ① まち・ひと・しごと創生の推進

現状と課題

全国的に人口減少が進行する中、本市においても人口減少や少子高齢化が顕著に見られ、今後更に進行していくと予測されています。
 このことは生活機能の低下や地域経済の縮小をもたらすことから、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展につながる施策を総合的かつ戦略的に展開する必要があります。

目指す姿

本市の人口減少が抑制されるとともに、地域経済が活性化している。

施策の方向性

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すための取組を効果的に推進します。
 また、人口減少対策に係る取組を更に加速させるため、目標や施策の基本的な方向などをまとめた「むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をアクションプランとし、取組を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
人口減少の抑制	54,103人 (R2国勢調査 (R2.10.1現在)) (参考指標：住民基本台帳人口 56,158人 (R2.9.30現在))	49,294人以上 (参考指標：51,167人以上)

主要計画

- 1) 「しごと」の創生**
 地域資源を活かした高付加価値商品の開発や地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な「雇用」の確保・拡大を図ります。
- 2) 「ひと」の創生**
 地域資源を活かした観光振興による交流人口の増加や県内大学等との連携による地域の将来を担う「人材」を育成し、地域おこし協力隊の活用などを通じて、若い世代を中心とした定住・移住の促進を図ります。
 また、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を推進します。
- 3) 「まち」の創生**
 人口減少時代に対応したコンパクトシティ構想のもと、市民が安全で安心して暮らせる健康で

快適な生活環境の整備など、将来にわたって活力ある「まち」の維持・発展のための取組を推進します。

4) SDGsの推進

産業界、行政機関、大学、金融機関等で構成する「むつ市地方創生SDGs推進協議会」において、地域事業者向けのSDGs登録認定制度等を推進します。

役割分担

市民	「地域価値」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の実施
事業者	「稼ぐ力」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の実施
産官学金労言関係者	施策の効果検証・SDGsの推進
行政	市民や事業者等の「地域価値」「稼ぐ力」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の支援、市民や事業者のニーズに合った施策の展開

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 地方創生
施策内容 ② 川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展

現状と課題

全国的に人口減少が進行する中、川内・大畑・脇野沢の人口減少は顕著で、今後更に進行していくと予測されています。
 このような状況の中、人口減少に歯止めをかけ、地域活性化を実現するためにはそれぞれの地域資源を活かしながら特色に合った地域づくりを進めることが重要です。

目指す姿

地域の人口減少が抑制されるとともに、人々が笑顔で希望をもって生活ができる。

施策の方向性

地域の基幹産業である農林水産業について担い手育成・確保とともに、6次産業化を図るなど新たな付加価値の創出を目指します。加えて下北ジオパーク等の観点などから地域の魅力を活用した観光振興により交流人口・関係人口の拡大を図ります。
 そのため、目標や施策の基本的な方向などをまとめた「むつ市過疎地域持続的発展計画」をアクションプランとし、取組を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
3地域の人口減少の抑制	11,160人 (住民基本台帳人口：R3.3.31現在)	9,540人 (住民基本台帳人口：R8.3.31)
(参考指標)	川内地区：3,533人 大畑地区：6,281人 脇野沢地区：1,346人	川内地区：2,987人 大畑地区：5,506人 脇野沢地区：1,047人

主要計画

- 1) 「むつ市過疎地域持続的発展計画」の推進
 「むつ市過疎地域持続的発展計画」に基づき、3地域の地域資源を活かした地方創生に取り組み、まちとしての持続性を確保するとともに、地域医療、住民に身近な生活交通、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしについて、その確保を図ります。
- 2) SDGsの推進
 産業界、行政機関、大学、金融機関等で構成する「むつ市地方創生SDGs推進協議会」において、地域事業者向けのSDGs登録認定制度等を推進します。

役割分担

市民	「地域価値」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の実施
事業者	「稼ぐ力」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の実施
産官学金労言関係者	施策の効果検証・SDGsの推進
行政	市民や事業者等の「地域価値」「稼ぐ力」の向上、SDGsの推進につながる自主的な活動の支援、市民や事業者のニーズに合った施策の展開

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	①まち・ひと・しごと創生の推進
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	①ジオツーリズムによる交流人口の拡大
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	②自然環境の保全
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③公共交通の確保
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実

第1部
第2部
第3部
基本計画
資料編

関連するSDGs



シーカヤック体験 (川内)



大畑海峡サーモン祭り (大畑)



イルカウォッチング (脇野沢)



1 2 3 4 5

施策項目 (2) 産業・雇用
 施策内容 ① 農林水産業の振興

現状と課題

本市は、三方を海に囲まれ、沿岸部では漁業が、内陸部では豊かな森林資源を活かした林業と、平地での農業が営まれてきました。近年、食の安全、健康志向など多様化する消費者ニーズや農山漁村が持つ多面的機能に期待が高まる中、生産者の高齢化や後継者等の担い手不足などにより、生産構造の脆弱化が進んでいます。

漁業では、コロナ禍における外出自粛に伴う外食機会の減少を要因とした需要減少の影響による魚価の下落や資材価格の高騰、海洋環境の変動等に起因する不漁、後を絶たない密漁被害など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、取引価格の向上や作業の省力化・効率化、経営の合理化などが求められています。また、生産・流通基盤施設の整備は進んでいますが、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大や機能の保全が課題になっています。

農林畜産業では、耕作放棄地の活用及び気象条件や地域性を活かした野菜の産地化、肉用子牛の産地化、乳製品やワインのブランド化、豊かな森づくりの推進及び木材利用の促進等の生産強化や高付加価値化が求められています。

鳥獣対策では、野生動物の行動域の拡大により、新たな地域での農作物被害が発生しているため、捕獲や追い払い等により行動域の拡大防止が求められています。

目指す姿

産地化やブランド化などにより、取引価格が向上し、生産者の経営が安定している。
 また、新たな担い手が就業しやすい魅力的な農林水産業となっている。

施策の方向性

魅力ある農林水産業創出のため、ブランド化やPR戦略による取引価格の向上、生産性の向上、新たな物流システムの構築等による販路の開拓と拡大により、経営の安定化を図ります。

また、市域の8割以上を占める豊かな森林を未来につなげるための森づくりを推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
農業生産額	1,568百万円 (H30年度)	1,725百万円
林業生産額	130百万円 (H30年度)	145百万円
漁業生産額	2,176百万円 (H30年度)	2,394百万円

主要計画

1) 「むつ市のうまいは日本一！」の推進

地域イベントへの出店や販促イベントの開催により、^{*}地産地消活動を推進するとともに、市産品の認知度向上、販路開拓・拡大に総合的に取り組み、地域産業の活性化を促進します。

2) 稼げる農林水産業の展開

6次産業化や高付加価値化などに取り組む生産者を支援するとともに、新たな物流システム等による販路の開拓と拡大により、取引価格の向上を図り、稼げる農林水産業の実現を目指します。

3) スマート農業の推進

農業の労働環境を改善し、生産性の向上を図るため、高い効率性や省力化が実現可能なICT・ロボット等の先端技術を活用した農業機械の導入を支援するとともに、耕作放棄地等を活用した植物工場の導入や、スマート農業に適した農地整備等について調査研究を行い、スマート農業の拠点化を目指します。

4) 豊かな森づくりの推進及び木材利用の促進

森林施業の集約化、計画的な手入れや間伐、主伐後の再生林を支援することにより、豊かな森林を持続的に活用する循環型の森林経営を推進し、森林の多面的機能を発揮できるよう努めます。

また、生産した木材は、県内の木材加工施設や木質バイオマス施設への安定的な供給と公共建築物等への地産材利用の促進に努めます。

5) 漁業生産・流通基盤施設の整備と長寿命化

安定した漁業生産や安全で効率的な漁業就労環境の確保のため、漁業生産基盤の整備や機能保全計画に基づき漁港施設の計画的な管理に努め、更新コストの平準化や長寿命化を図ります。さらに、衛生管理を高め、鮮度保持や流通機能の強化を図り、漁業者の所得向上、就労環境の改善、流通促進を目指します。

6) 生産性の向上

次世代の担い手を確保し、経営規模の拡大を進め、自給率の向上を図るとともに、持続可能な農林畜産業の推進に努めます。また、農地中間管理事業を活用した、担い手への農地集積・集約化を図り、担い手が就業しやすい農地環境づくりの推進に努めます。

漁業では、水産資源の持続的な利用を図るため、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進するための漁場造成や種苗生産・放流事業、密漁防止、新規従業者の確保を支援するとともに、経営の安定と生産性の向上に努め、漁場環境の保全にも取り組みます。

また、新たな増養殖生産を推進し、協業化等による機器・資材の共同利用などによる作業の省力化・効率化、経営の合理化を推進することにより、高齢化による労働力の低下を克服するとともに、新たな担い手が就業しやすい魅力ある漁業づくりを目指します。

7) 畜産業の振興

広大な草地を有する公共牧場を改良しつつ、国内トップクラスの優良繁殖雌牛を導入し、増頭を図り、肉用子牛の産地化を目指すとともに、地場産乳製品のブランド化に向けた普及活動を支援するなど、畜産農家の所得向上につなげていきます。

8) 野生動物による農水産物被害の軽減

ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の野生動物による農作物被害に対して、鳥獣被害対策実施隊の活動やモンキードッグの活用、大型檻、電気柵の設置、^{*}ドローン活用の効果実証

※地産地消

地域で生産された市産品等を地域で消費し、又は利用すること。

※モンキードッグ

農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬のこと。

※ドローン

遠隔操作または自動操縦で飛行できる無人航空機。

検証等の対策を講じ、農作物被害の軽減を図ります。漁業では、トドによる漁業施設被害防止のための対策を講じます。

役割分担

生産者	効率的な生産技術の研究、協業化や共同化の検討、6次産業化・高付加価値化への取組
漁協・農協・森林組合等	販促イベントの開催、漁場造成や種苗生産・放流事業の実施、農作物の生産技術指導の実施、販路拡大に向けた商談会等への参加、持続的な森林経営
行政	販路拡大に向けたイベントやPR活動の実施、生産・流通基盤の整備、生産者・漁協・農協・森林組合等の活動への支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	②自然環境の保全
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



スマート農業の推進



MUTSU GATEWAY FESTIVAL

1 2 3 4 5

施策項目 (2) 産業・雇用
施策内容 ② 商工業の振興

現状と課題

地域経済は人口減少やインターネット等による通信販売型の消費拡大の影響を受け、産業構造・消費者ニーズの変化に対応できない事業所では販売力の低下が続いており、売上高の減少が課題となっています。

さらに、経営者の高齢化や後継者不在などから廃業に至った空き店舗が増加し、経済活力が低下傾向にあることに加え、長引くコロナ禍により地域経済は厳しく冷え込んでいます。

本市における工業については、大湊・大平地区をはじめとして、その他の地区でも誘致企業などが操業しているものの、全市的な工業の経済活力は低下傾向にあります。

目指す姿

既存の経済圏のみでは売上高の拡大が難しいことから、ITを活用した産業構造の変化に対応できる事業所が増加している。

コンパクトシティの拠点が構築され、経営者の事業承継が円滑化し、経済活力が維持されている。

また、工業については、海上自衛隊やエネルギー関連産業に関わる企業などが操業している。

施策の方向性

地域経済圏を維持するため、ITをはじめとした新たな販路開拓方法を身に付けるとともに、消費者ニーズの多様化に応じた新商品・新サービスの開発など産業競争力強化に必要な支援を実施するとともに、持続可能なコンパクトシティの拠点構築を図ります。

また、新たな産業の創出や既存産業及び誘致企業の操業を支援します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
デジタル化支援事業利用事業者数 (累計)	13社 (R2年度)	53社
事業承継計画策定件数 (累計)	6件 (R2年度)	18件

主要計画

- 1) 都市拠点の魅力向上
コンパクトシティの拠点について、魅力向上を目指します。
- 2) 地域商業の活性化
まちゼミなど新たな顧客獲得を図る事業を実施する団体を支援し、地域商業の活性化を図ります。

※まちゼミ
お店の人が講師となり、プロのコツや情報・専門知識を無料で教えてくれる少人数制のミニ講座。お店の存在や特徴を知り、お店とお客様のコミュニケーションの場として、信頼関係を築くことを目的としている。

- また、空き店舗に関する情報の収集・発信に努め、空き店舗の活用を支援します。
- 3) 地場産業の振興
金融支援や事業継承等により、地場産業の振興を図ります。
 - 4) 産業競争力強化への支援
助成制度や融資制度により、事業者の新サービスの開発及び事業の拡大等を支援します。

役割分担

事業者	新規顧客開拓に必要な経営手法の修得
金融機関等	事業性評価に基づく金融支援
行政	金融支援に必要な財源確保、事業熟度を高めるアドバイザーの招聘

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
1. 活力あるむつ市の創生	(8) 国際・都市間交流	①姉妹都市等との交流
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (2) 産業・雇用
施策内容 ③ エネルギー関連産業の育成

現状と課題

地域の特性を活かしながら、再生可能エネルギーを利用する関連産業の振興を図る必要があります。
 また、関根地区において使用済燃料中間貯蔵施設の操業が予定されており、下北半島には多くのエネルギー関連施設が所在していることから、新たな雇用機会の拡大や地域産業全体を活性化するため、国のエネルギー政策への協力及び人材の育成を図る必要があります。

目指す姿

地域の特性に合った再生可能エネルギーの導入が推進され、新たな産業創出に向けた取組が促進されており、国のエネルギー政策への協力及び人材の育成により地域産業が活性化している。

施策の方向性

様々な手法について幅広く検討するとともに、地域住民への理解の促進を図りながら再生可能エネルギーの産業化に向けた取組及びエネルギー人材の育成等を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
再生可能エネルギーの産業化に着手した事業者数	-	2社
*第2種放射線取扱主任者試験対策講習会高校生受講者数	14人 (R3年度)	20人

主要計画

- 1) 再生可能エネルギーの産業化
 地熱の事業化など地域の特性を活かした再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。
- 2) エネルギー関連産業の育成
 エネルギー関連産業の育成のほか、市民への原子力に関する知識の普及及び関連産業の人材育成を図ります。

役割分担

市民	多様なエネルギーについての理解浸透
事業者	地域住民との合意形成、技術力の向上
行政	事業者及び市民と連携した多様なエネルギーの導入推進、理解促進

※第2種放射線取扱主任者
 放射線障害防止法に基づき放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取扱う場合に、放射線障害の防止について監督を行う者。

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



地熱先進地見学会



第2種放射線取扱主任者試験対策講習会

1 2 3 4 5

施策項目 (2) 産業・雇用
施策内容 ④ 新たな産業の創出

現状と課題

本市の産業別就業人口は、第3次産業の占める割合が最も高く、更に増加傾向にあります。業種の偏りは産業振興の妨げとなり、経済の停滞、閉塞を招くことになりかねません。
 そのため、高付加価値型の先端産業や、社会ニーズの広がりに対応したサービスなど、地域に貢献する新たな産業群を創出し、持続性のある安定した経済成長を実現していく必要があります。
 また、アツギ東北株式会社むつ事業所の閉鎖による離職者の生活安定と早期就職を図るため、雇用の場の創出が課題となります。

目指す姿

時代のニーズに対応し、地域の特色や豊富な素材を活かした新産業の創出や、既存企業の新事業展開、新分野への進出等が進むとともに、市外企業の誘致により新たな雇用の場が創出される。

施策の方向性

政府の戦略的政策や県の産業政策と連携することで効果的な事業推進を図り、新たな形態のビジネスやIT活用型産業の創業を支援するとともに、既存企業による従来の枠にとられない積極的な取組を促し、新事業、新産業の創出に結び付く人材の育成を推進します。
 また、継続的に国内外の優良企業の誘致に努めるほか、市有施設の遊休スペースや民間の空き物件等を誘致企業のオフィスとして活用する等、企業誘致の強化を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
誘致企業数 (累計)	10社 (R 2年度)	13社
創業件数	8件 (R 2年度)	10件

主要計画

- 1) IT活用型産業の導入
インターネットを活用したベンチャー企業を目指す人に対して、ハード・ソフト両面の企業環境を整え起業を後押しします。
- 2) SOHO等の新形態業務の育成
自宅や空き店舗での起業を支援し、新たなビジネスチャンスの創出を推進します。
- 3) 新規事業展開への支援
企業の技術力向上の促進、時代に即した人材の育成を通じ、既存企業による新製品・新技術の

※SOHO 「Small Office Home Office」(スモールオフィス(個人事業)・ホームオフィス(在宅勤務))の略で、ICT(情報通信技術)を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のことを指す。

開発や新分野への事業展開を支援します。
 4) 誘致企業オフィススペースの整備
 本庁舎開放エリア等の遊休スペースやアツギ東北株式会社むつ事業所跡地等の民間施設を、誘致企業の工場やオフィスとして活用する等、立地しやすい環境を整備することで企業誘致の促進を図ります。

役割分担

市民	時代や地域のニーズの的確な把握、新規性・独自性を持った意欲的な起業活動
事業者	既存の枠組みにとられない新分野・新事業への展開を積極的に推進
行政	新たな産業の創出に結び付く企業誘致活動、創業支援、新規事業の展開に資する人材の育成

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	①循環型社会の推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (2) 産業・雇用
施策内容 ⑤ 若者の地元就職の促進

現状と課題

進学を選択肢等に恵まれない本市は、高校を卒業する世代の転出が顕著であり、これは大学等を卒業する世代の転入をはるかに上回り、社会減が深刻となっています。
 このような中、本市は、県内での就職や起業支援、未来を担う人財の育成及び雇用創出を目的とした「青森創生人財育成定着推進協議会」のブロック事業として各種施策を展開しています。県内大学や県内企業等と連携・協力し、大学生等の地元就職率の向上と雇用創出に取り組んでいますが、本市への就職をどのように増やしていくかが課題となっています。

目指す姿

本市における若年層の雇用が確保され、多くの若者が就職を希望し、また、定着している。

施策の方向性

雇用創出に努めるとともに、大学生等に対し、市内企業の業務内容や魅力等を知る機会を提供し、地元就職、地元定着を促進します。
 併せて、U・I・Jターンを促進するため、移住に関する情報を広く発信するとともに、相談体制の充実等を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
連携大学からむつ下北地区への就職者数	16人 (R 2年度)	20人
新規高卒就職者のうちむつ管内へ就職する割合	15% (R 2年度)	18%

主要計画

1) 大学生等と市内企業とのマッチング支援
 企業見学会や企業向けセミナー等の開催、企業ガイドブックを発行するほか、市内企業におけるインターンシップへの支援等を通じて、大学生等に対して市内企業の業務内容や魅力を紹介する機会を提供します。

※インターンシップ
 学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

役割分担

大学等	学生の育成、学生の各イベントへの参加の促進
事業者	企業見学会、インターンシップ等での学生の受入、セミナーへの参加、企業ガイドブックへの掲載等による企業PR活動の展開
行政	企業見学会、企業向けセミナー等のイベントの開催、Uターン就職フェアへの参加、企業ガイドブックの作成、インターンシップの支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑧高等教育機関との連携

関連するSDGs



高校生優良企業見学会



企業ガイドブック

1 2 3 4 5

施策項目 (3) ジオパーク
施策内容 ① ジオツーリズムによる交流人口の拡大

現状と課題

平成28年9月9日、下北ジオパークが日本ジオパークネットワークに加盟認定となりました。そこから4年間の活動成果が認められ令和3年2月5日には再認定の決定を受け、下北ジオパークの価値はより確かなものとなっています。
 今後は、ユネスコ世界ジオパークを目指した活動を行っていく中で、外国人にも対応した受け入れ環境整備を図るとともに、ジオパークを活用したツアーの造成やジオパーク認定商品制度の推進により魅力を高めつつ、様々な方面へ下北ジオパークを発信していくことが求められます。

目指す姿

下北ジオパーク認定ガイドが案内する常設のジオパークガイドツアーに加え、団体向けジオツアーが定期的開催されるとともに、外国人のみで訪れても困らずにジオパークを楽しめる環境が整っている。

施策の方向性

ガイドの事務局でもある“しもきたTABIあしすと”と連携したジオツアーの企画造成や、ジオパーク認定商品の周知強化・販売促進を行い、下北ジオパークのブランド力向上を図ります。
 また、外国人でも楽しめる観光事業としてジオパークを確立させるために、説明看板をはじめとした各コンテンツの外国語対応を進めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
年間観光入込客数	825,055人 (R元年)	1,000,000人
ジオパークツアー実施回数	24回 (R3年度)	50回
ジオパーク認定商品数 (累計)	31件 (R3年度)	45件

主要計画

- 1) 受入体制の充実**
 認定ガイドの新規認定やガイドのスキルアップの支援に努めるとともに、国際対応した説明看板等の設置等により、外国人も含めた受入体制の充実を図ります。
- 2) 魅力あふれるジオツアーの展開**
 認定ガイドの能力が存分に発揮され、下北ジオパークを最大限感じられるようなツアーの造成を支援します。
- 3) ジオパーク認定商品制度の推進**
 新規認定商品の掘り起こしのほか、販売支援や地域内外における物販により、認定商品制度の認知度向上、地域ブランドとしての価値向上を図ります。

役割分担

市民	ジオ検定の受検、ガイド団体への所属、出前講座等を通じたジオパークの知識習得・理解強化
飲食、物産業者	ジオパーク認定商品の造成、販売
旅行業者	ジオパークを活用した新しい旅行商品の活用、宣伝
行政	ジオパークの知識の普及啓発、認定ガイド養成、ジオパークツアー造成の支援、認定商品制度の周知・販売支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション

関連するSDGs



下北ジオパーク認定商品認定証授与式



ジオツアー (風間浦村)

1 2 3 4 5

施策項目 (3) ジオパーク
施策内容 ② 資源価値の保全と教育

現状と課題

平成28年9月9日、下北ジオパークが日本ジオパークネットワークに加盟認定となりました。そこから4年間の活動成果が認められ令和3年2月5日には再認定の決定を受け、下北ジオパークの価値はより確かなものとなっています。

ジオパークでは「地質遺産や地域資源の価値の保全」と「地質と自然、文化等と連携した教育の実施」が求められることから、住民が気軽に地域資源の価値に触れ、学ぶことで郷土愛を育み、後世まで保全していく意識を醸成する必要があります。

目指す姿

下北固有の地質遺産や地域資源の価値を、地域に住む私たちが最大限に享受し、地域の素晴らしさを知り、郷土愛が育まれる地域となっている。

施策の方向性

学校及び社会教育の場において、ジオパークの知識を誰もが気軽に入手でき、ジオパーク活動に参加できる体制づくりを支援します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
市民の地域資源認知度	59.5% (R2年度)	70.0%
小中学校のジオパーク学習導入率	77.0% (R2年度)	100%

主要計画

- 1) 学校教育と連携したジオパーク教育の推進
 児童生徒に地域資源の価値を伝えることで郷土愛を醸成するため、学校との連携・協力体制を構築しジオパークの普及促進に努めます。
- 2) 出前講座・座談会等による普及活動の推進
 住民のジオパーク認知度の向上を図るため、出前講座を実施するとともに、地域住民こそが知る地域資源の掘り起こしを図るために、住民と意見を交換する場を設け、ボトムアップ型の推進体制を強化します。
- 3) 気軽に参加できる保全活動の実施
 地質遺産、地域資源の価値を学びながら保全に取り組めるよう、モニタリング等の活動を推進します。

※ボトムアップ
 現場から吸い上げた意見をもとに意思決定していくスタイルのこと (対義語：トップダウン)。

役割分担

市民	出前講座等への参加、ジオサイトのモニタリングへの協力
教育機関	ジオパーク学習への取組
行政	ジオパークの周知・理解促進、出前講座の実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	②自然環境の保全

関連するSDGs



しもきたジオキャンプ



東北ジオパークフォーラム (仙台市)

※ジオサイト
 地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける場所。

施策項目 (4) 観光・物産
施策内容 ① 広域連携による観光プロモーション

現状と課題

新型コロナウイルスの影響や昨今のデジタル技術の著しい進化により、旅のあり方は団体旅行から個人旅行へ、旅の情報はSNSやWEBサイトから入手する等、旅行者の動向は大きく変化しています。

しかしながら、依然として、県内各新幹線駅から本市への二次交通や下北半島内での移動の利便性向上に課題があるほか、体験型観光コンテンツの不足等、地域の魅力を十分に活かしきれていない状況となっています。また、各団体が構築する観光情報サイトが独立しており、当地域を訪れる旅行者の利便性が課題となっています。

目指す姿

下北地域の魅力が国内のみならず海外にも広く浸透し、本地域にたくさんの滞在型観光客が訪れ、満足度の高いサービスを提供している。

施策の方向性

広域周遊型観光の形成を図るため、魅力あふれる広域周遊ルートを整備するとともに、効果的な情報発信、外国人も含めた観光客受入体制の充実、利便性の高い二次交通等の整備を図ります。

また、観光マインドの変化に対応し、旅行者の利便性に配慮した効果的な情報発信を行うほか、この地域、その時期にしか体験できない魅力ある観光コンテンツの造成を行いながら、長期滞在型観光の推進を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
年間観光入込客数	825,055人 (R元年)	1,000,000人
年間宿泊者数	210,776人 (R元年)	270,000人

主要計画

1) 下北版DMO推進

下北地域全体の観光マネジメントを行う“しもきたT A B I あしすと” (観光DMO) を中心に地

※SNS 「Social Networking Service」(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称で、「人同士のつながり」を電子化するサービスで、フェイスブックやツイッターもSNSの一種。

※二次交通 鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセスのこと。

※DMO 「Destination Management Organization」(ディスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション) の略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

域の連携を深め、観光産業の整備、促進に取り組みます。

2) 効果的な情報発信

ターゲットを絞った観光プロモーションのほか、SNSをはじめとした各種広報媒体を活用するとともに、下北広域での連携を深めることで波状的かつ効果的に地域の魅力を発信します。

3) 受入体制の整備によるおもてなしの向上

下北ジオパークや下北地域が誇る資源をストーリーとして紹介できるガイドの育成、地域のおもてなしの向上を図るための各種研修会の開催により、観光地域力の向上に取り組みます。

4) 新たな観光コンテンツの創出及び観光施設の整備による誘客促進

観光商品に利用されていない地域資源を掘り起こし、新たな観光コンテンツの創出に取り組みます。

また、湯野川温泉濃々園の建替えをはじめ、老朽化した観光施設の改修及び適切な管理を行い、広域周遊観光の構築や新たな観光マインドに対応したワーケーション等の長期滞在型観光の推進に取り組みます。

役割分担

市民	本市の観光資源に関する情報発信、おもてなしの向上
事業者	受入体制の整備、着地型広域周遊旅行商品の開発、効果的なPR活動の展開
行政	PRイベントや各種メディア等を活用した効果的な情報発信、受入体制・二次交通の整備、市民や事業者活動の支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	①ジオツーリズムによる交流人口の拡大
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③公共交通の確保
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (4) 観光・物産
施策内容 ② 稼げる物産プロモーション

現状と課題

本市の魅力である「安全・安心で豊かな食」について、これまでも市内外のイベントや各種宣伝媒体を活用しPRを行ってきましたが、全国的な認知は得られていません。
 さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、指標 (KPI) として設定している「B to B」の取引が減少したことに伴う、商品価格の低下により生産者の経営環境は不安定な状況にあり、付加価値を高めた地場製品の生産と、産地間競争に貢献する地域ブランド力を高める取組が必要となっています。

目指す姿

国内外においてむつ市ブランドを浸透させ、高単価取引の枠組みを構築することで、生産者所得の向上を図り、感染症の影響を克服した「稼げる地域」へ成長。

施策の方向性

地域資源の高付加価値化と戦略的かつ効果的なプロモーションにより地域ブランド力の向上を図り、既存のマーケットにこだわることなく、関係機関との連携により構築した新たな物流システムを活用するなど、地場製品の販路開拓・拡大を目指します。
 また、海外においても、人口や富裕層の増加が見込まれる東南アジアマーケットをターゲットにした販路開拓支援や、国際的なビジネスマインドを有する担い手の育成も図ります。併せて、地産地消を積極的に推進するとともに、「ふるさと納税制度」を活用し、市産品の消費拡大を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
新規取引件数	11件 (R 2年度)	15件
産品購入意欲度 (全国市町村魅力度ランキング)	142位 / 1,047自治体 (R 2年度)	100位以内

主要計画

- 1) 地域資源のブランド化
 地域資源の魅力を磨き上げ、魅力度及び認知度の向上を図ります。
- 2) 戦略的プロモーション
 各種メディアへ積極的な情報提供を行うとともに、PRイベントやSNSなどを活用した情報発信を行います。

※BtoB 「Business to Business」(ビジネス・トゥ・ビジネス)の略称で、卸売業者と小売業者、元請け業者と下請け業者など、企業間で行われる取引を指す。

役割分担

市民	本市及び地域資源の魅力を発信
事業者	地域資源の高付加価値化の取組
行政	効率的なPR、体制の整備

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	①ジオツーリズムによる交流人口の拡大
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



ふるさと納税返礼品 (下北牛)



M-ロジトラック

1 2 3 4 5

施策項目 (5) 景観
施策内容 ① 景観の向上と保全

現状と課題

良好な景観形成により、街並み、地域資源及び観光地の魅力を向上し、ジオパークの景観を保全することで、市民が愛着を感じるまち、次世代につながるまちにしていくことが重要となっています。

目指す姿

ジオサイト等の地域資源が保全されるとともに、街並みや観光地等の景観が向上し、「光のアゲハチョウ」が輝き、いつまでも羽ばたく、活気にあふれ愛着が感じられるまちが形成されている。

施策の方向性

景観に関する施策の展開により良好な景観形成を図ります。
 また、都市計画の活用等により地域資源の保全に努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
景観が良いと感じる割合 (総合経営計画アンケート)	73.1% (R2年度)	80.0%

主要計画

- 1) むつ市景観計画の推進
 景観・夜景形成を意識した取組を進め「光のアゲハチョウ」が輝くまちづくりを進めます。
 むつ市景観条例に基づく大規模行為届出制度やむつ市景観計画アクションプランによる良好な景観形成を図ります。
- 2) 屋外広告物の適正化
 良好な景観を形成するため、屋外広告物の適正化を図ります。

役割分担

市民	景観向上への協力
事業者	景観向上への協力
行政	景観計画を策定し景観向上の方針を決定、市民及び事業者の活動を支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



花咲か大作戦



光のアゲハチョウ

1 2 3 4 5

施策項目 (6) 市民協働・コミュニティ
施策内容 ① 市民協働の施策展開

現状と課題

社会構造や財政状況の変化、市民ニーズや価値観の多様化に伴い、複雑化している地域課題に柔軟に対応するためには、市民・各種団体・行政などの多様な主体が公共・公益の視点から連携する市民協働のまちづくりが必要です。
 また、市民活動団体や特定非営利活動法人（NPO法人）等による社会貢献意欲が高まっている中、より質の高い市民活動を促進するため、スキルアップ支援のあり方が求められています。

目指す姿

立場の異なる主体が、それぞれの特性を活かしながら、知恵と力をあわせてまちづくりを行っており、市民活動団体や市民は、地域課題の解決や思い描く夢の実現に向けて、積極的にチャレンジしている。

施策の方向性

情報通信技術の発展により、行政と市民の「対話」の方法も多様化しています。時代の変化に対応した形で、市民・各種団体・行政との「つながり」を発展させ、市民協働を進めるための総合的な仕組みの構築、質の高い市民活動促進に資する支援に取り組めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
市民協働関連事業参加者数	75人 (R元年度)	100人
*クラウドファンディングしもきたチャレンジ件数	1件 (R3年度)	5件

主要計画

- 1) 市民協働を推進する仕組みづくり
 地域課題を共有し、課題解決に向けて多様な主体が連携しやすい仕組みの構築を目指します。
- 2) 市民協働活動事業の支援
 「クラウドファンディングしもきた」を運営し、新たなつながりを生み出せるような支援を実施します。

※クラウドファンディング
 「群衆 (Crowd)」と「資金調達 (Funding)」を組み合わせた造語で、アイデアを実現するために必要な経費を、アイデアに共感した多数の人々から集める資金調達手段。

役割分担

市民 (各種団体)	地域の活動に参加するなど様々な主体との連携・協力、地域の課題解決に向けた主体的な取組、市の協働事業に参加するほか公益活動や社会貢献への取組
行政	市民活動に関する情報提供などを通じた協働意識向上の促進、多様な主体との協働の促進、協働に必要な環境づくりの推進、町内会等の地域コミュニティ活動を支援、市民活動団体やNPO等の活動を支援、市民や各種団体と連携した協働まちづくりの推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	②広報広聴の充実
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
1. 活力あるむつ市の創生	(8) 国際・都市間交流	①姉妹都市等との交流
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営

関連するSDGs



青森プロボノチャレンジ



ご近所知恵だし会議

1 2 3 4 5

施策項目 (6) 市民協働・コミュニティ
施策内容 ② 広報広聴の充実

現状と課題

本市では、開かれた市政の実現のために、広報紙、FMアジュール放送やSNS等を活用し、市内外へ情報の提供を行っています。
 また、手紙や電子メール等による市民からの意見、提案、要望等を集約し、対応状況等を一元管理して職員間の情報の共有化を図っています。
 市長定例記者会見やプレスリリースにより、むつ市政記者会を通して、市政の運営方針や施策の考え方、イベント等の情報を提供していますが、これに加え、SNS等を活用したストレートな情報発信を図っていく必要があります。

目指す姿

市民へ最新の行政情報が的確に行き届き、市民からの意見等についても、情報の集約及び全庁的な共有がなされ、市民と行政間での情報の共有が十分に行われており、市民協働参画の基盤が整備されている。

施策の方向性

広報紙、ホームページ等の各種広報媒体の連携を図り、広報のより一層の充実に努めます。
 また、市民の意見を市政へ反映させる仕組みの充実に推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
むつ市公式ホームページの閲覧者数	275万アクセス (R元年度)	310万アクセス
むつ市公式LINE登録者数	12,800人 (R3年12月)	15,300人

主要計画

- 1) 迅速で的確な広報活動の推進**
 市民へ最新の行政情報を的確に発信していくため、広報紙、ホームページ等の広報媒体の連携を図り、広報のより一層の充実に努めます。そのため、紙面作成やホームページ運営に係る職員研修を定期的実施し、職員相互の共通の認識を深め、スキルアップを図ります。
- 2) 情報交流の仕組みづくり**
 市民の行政に対する関心と理解を深め、市民協働を進めるための施策として、ホームページのほか、手紙や電子メール等を利用した市民からの意見、提案、要望等の情報を一元管理し、全庁

※プレスリリース
 官庁・企業・団体などが広報のために、報道関係者に向けてする発表。また、そのために配布する印刷物。

的に情報共有を図る仕組みにより、市民と行政間での情報の共有化を推進します。
 また、出前講座等を積極的に活用し、市民の意見を市政に反映します。
3) 市民参画システムの充実
 まちづくりの計画、実施、評価などの各段階において、市民のニーズを市政に反映させるため、ワークショップの開催や、各種審議会委員の公募の拡大など、幅広い年齢層の市政への参画を推進し、まちづくりに市民の声を反映させる仕組みの充実に努めます。
 また、市としての統一的基準を備えたパブリックコメント制度の活用を推進します。

役割分担

市民 (各種団体)	行政に対する関心及び理解の向上
行政	各種広報媒体の連携による広報の充実、市民意見を市政へ反映させる仕組みの充実

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	①財政の健全化

関連するSDGs



むつ市公式LINE



広報むつ

1 2 3 4 5

施策項目 (6) 市民協働・コミュニティ
施策内容 ③ コミュニティ自治の実現

現状と課題

日常生活の中に多種多様な情報があふれ、恵まれた物質社会の恩恵に浸り、日々の生活が豊かになるとともに、ライフスタイルや趣味、趣向が多様化する一方、核家族化や少子高齢化が進み、近隣関係、人と人、世代と世代の交流の絆が年々希薄になってきています。

また、防災、防犯等の観点から、「自助」「公助」とともに地域コミュニティの「共助」の大切さがクローズアップされています。

今後、子どもからお年寄りまで、誰もが自由に楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会づくりを推進するため、市民自らが積極的に参加できるコミュニティ自治の実現を図ることが課題となっています。

目指す姿

誰もが自由に楽しくいきいきとコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会を実現し、市民自らが積極的にコミュニティ活動に参加する中で、地域の絆を取り戻し、コミュニティが「人」を育て、地域のリーダーや次代を担う後継者が育成されている。

施策の方向性

町内会等、既存の組織の活動を支援するとともに、NPOやまちおこし団体等の新たなコミュニティの生み出す「地域の力」を発掘する仕組みを検討していきます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
町内会加入率	62.8% (R 3年度)	63.0%

主要計画

1) コミュニティ自治の仕組みづくり
 市民一人ひとりの地域社会に対する関心を喚起し、地域の共通課題をみんなの力で解決していくとする自主活動を推進する機運を高めていくため、市民にとって最も身近な自治組織である町内会を中心としたコミュニティ活動の担い手を育成します。併せてコミュニティ拠点の計画的な保全を図り、コミュニティ自治の仕組みづくりの実現を目指します。

2) まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援
 町内会、子ども会、婦人会、老人クラブ等による地域における市民活動の支援をはじめ、文化、スポーツ・レクリエーション、環境美化ボランティアなど、各種サークル活動の活性化を支援し、まちおこし等の新たなコミュニティ活動の実現を目指します。

また、NPO等の新たなコミュニティと、既存の地域コミュニティとの連携を図ることで、「新しい公共」の実現を目指します。

3) 自治意識の高揚
 各種地域コミュニティ団体による地域イベントの活動を支援し、世代や活動領域を超えた地域住民の相互交流を図り、近隣地域内における人と人との絆等、相互扶助を再構築するとともに、コミュニティ拠点の施設管理をできるだけ町内会等に委ねるなど、自治意識高揚の実現を目指します。

役割分担

市民	地域の共通課題に対する自主的な取組
行政	市民活動が円滑に進むための後押し

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	③公害対策の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



※新しい公共
 従来、行政が担ってきた公共サービスを、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのこと。

1 2 3 4 5

施策項目 (7) 男女共同参画・女性活躍
施策内容 ① 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

現状と課題

我が国では、平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」を基盤に、社会環境や個々人の生活様式の変化を鑑みながら、現在、令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に沿って、その実現に向けた取組がなされています。

本市においては、平成25年度に策定した10か年計画「第2次男女共同参画推進基本計画（通称：新むつみあいプラン）」のもと、なお一層の推進を図っています。

個人の考え方や価値観に「気付き」をもたらすことや、そのためのアクションは非常にデリケートであり、様々な取組の中に男女共同参画の視点を取り入れながら、粘り強く地道に継続していく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが性別にかかわらず、お互いを尊重し、多様な価値観を認め合いながら、自らの意思と選択に基づいて、心豊かに生きていくことができる男女共同参画社会が実現されている。

施策の方向性

男女共同参画に関する広報を充実させるとともに、県と協力し、学びの機会を提供することで、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な課題と捉え、自らのあり方を考察する機会を増やし、意識の改革を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
市の女性管理職の割合	17.9% (R3年度)	19.0%
審議会・各種委員会女性委員の割合	25.4% (R3年度)	30.0%

主要計画

- 男女共同参画に関する意識の醸成**
 広報紙、ホームページやFMアジュール等、様々な媒体を活用し、きめ細かな広報活動を展開するとともに、他の施策においても、常に「男女共同参画」に向けた視点を取り入れ事業を実施することで、市民一人ひとりの意識の醸成を促進します。
- 男女共同参画推進委員会の運営**
 「むつ市男女共同参画推進委員会」を適切に運営し、男女共同参画に向けた事業の効果や課題を検証しながら、時代や社会環境に即した施策を推進します。

役割分担

市民	社会制度、慣行や日常的な場面での意識改革、学習機会への積極的な参加
行政	男女共同参画に関する広報の充実、他機関との連携による学習機会の提供

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	② 広報広聴の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥ 社会教育・文化の充実と文化財保存活用

関連するSDGs



むつ市男女共同参画推進委員会



新むつみあいプラン

1 2 3 4 5

施策項目 (7) 男女共同参画・女性活躍
施策内容 ② 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

昨今の少子高齢化に伴い女性活躍の推進が求められる中、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。
 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会を実現するためには、女性のみならず男性の働き方等も含めて、個人の意識や社会の体制を変革し、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠です。
 性別にかかわらず、互いを尊重し支え合う意識を持つとともに、個人のニーズに対応した多様な生き方の選択・実現を可能にする環境の整備が必要となっています。

目指す姿

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて育児や介護等と両立を図りながら、多様な生き方が選択・実現できている。

施策の方向性

個人のニーズに対応した多様な働き方が可能な環境づくりを推進するとともに、家庭内における育児・介護等と社会や地域での活躍の両立を実現するための支援体制の充実を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
男性職員の育児休業取得率	0 % (R 2年度)	5.0%
男性職員の妻の出産に伴う特別休暇の取得率	44.0 % (R 2年度)	95.0%
市民アンケートにおける「ワーク・ライフ・バランス」の満足度	-	33.0%

主要計画

1) ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に関する意識の醸成
 広報紙、ホームページ、SNSやFMアジュール等、様々な媒体を活用し、きめ細かな広報活動を展開するとともに、他の施策においても、常に「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍推進」に向けた視点を取り入れ事業を実施することで、市民一人ひとりの意識の醸成を促進します。

役割分担

市民	性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを意識し、互いを尊重して支え合う生き方の実践
企業	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた働き方改革の啓発及び環境づくり、仕事と子育て・介護の両立を実現するための支援体制の充実
行政	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた働き方改革の啓発及び環境づくり、仕事と子育て・介護の両立を実現するための支援体制の充実

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	②広報広聴の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営

関連するSDGs



ハローベビー教室

1 2 3 4 5

施策項目 (8) 国際・都市間交流
施策内容 ① 姉妹都市等との交流

現状と課題

国内外の姉妹都市や姉妹校をはじめとする各地域との盟約及び提携等により、教育、文化、科学、経済など様々な交流に取り組み、親善及び友好形成に努めています。
 今後も、これまで以上に国内外の友好を深め、姉妹都市のつながりを双方の市民が実感できる交流とすることが求められます。

目指す姿

姉妹都市や姉妹校との交流をはじめ、諸地域との交流も視野に入れながら交流活動を進めることで、交流により互いの地域が活性化し、市民が自己の文化を理解し誇りを持っている。

施策の方向性

これまで培ってきた国内外の姉妹都市や姉妹校との交流を継続し、デジタル技術の活用を図りながら、教育、文化、科学、経済など多方面にわたる幅広い交流を行い、市民レベルでの交流を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
交流機会の回数	3回 (R元年度)	5回

主要計画

- 国内交流の促進**
 姉妹都市会津若松市と積み重ねてきた絆を大切に、相互の発展に努めます。
- 国際交流の促進**
 米国ワシントン州ポートエンジェルス市との友好・親善関係を深め、交流の拡大を図ります。
- グローバル社会に向けた環境づくり**
 国際交流員、国際交流推進員を配置し、グローバル社会に対応した地域づくり・人づくりに努めます。

役割分担

市民	交流事業への積極的な参加、地域への愛着・誇りの再認識
行政	関係機関・団体と連携を図りながら交流事業を推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用

関連するSDGs



会津若松市との交流 (旧斗南藩士墓の地)



国際交流員による英語教室

1 2 3 4 5

施策項目 (9) 海洋科学研究拠点
施策内容 ① 研究活動環境の充実

現状と課題

海洋研究開発機構むつ研究所、日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所、日本原子力研究開発機構青森研究開発センター及び日本分析センターむつ分析科学研究所が立地し、海洋研究等に関する幅広い分野での研究拠点が整備されています。
 研究活動の活性化には、研究者や技術者等のスタッフの充実が大切な要素となることに加え、地域内関係者との連携の強化が重要です。

目指す姿

国内外から研究者や大学関係者が集まり関連産業が進出し、我が国の海洋研究の一大拠点として整備されている。
 また、科学に興味を持った子どもたちが研究者や技術者の道を目指している。

施策の方向性

研究機関の集積を活かして関連産業の誘致を目指し、研究機関と地域内関係者の連携により、研究成果を新たな学問・産業の創出につなげていきます。
 また、海洋地球研究船「みらい」の継続と北極域研究船の誘致及び母港化を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
シンポジウム参加者数	175人 (R 3年度)	225人

主要計画

- 1) 研究関連産業の誘致**
 情報発信等を効果的に活用し、現在、立地されている研究施設を核として、研究・調査活動をサポートする企業や関連産業の誘致に努め、国内における海洋研究拠点の形成を目指します。
- 2) 学習体験・交流機会の充実**
 関連する学会、シンポジウムの誘致や海洋講座等の充実を働きかけ、海洋科学に関する学習体験機会の拡大や研究者等との交流活動の場の創出に努めます。
- 3) 海洋研究船一般公開の誘致**
 市民への海洋研究の理解促進を図るため、研究船等の一般公開の誘致に努めます。
- 4) 研究環境の充実**
 研究環境の充実を図りながら、地域内関係者との連携を強化することで、新たな学問・産業等の創出を支援します。
- 5) 要望活動等の実施**
 海洋地球研究船「みらい」の継続と北極域研究船の誘致及び母港化に向けて、関係団体への要

望活動等の働きかけを行います。

役割分担

研究機関	市民への研究成果等の理解促進、次世代を担う子どもたちの科学技術に対する興味を育む活動の実施、研究テーマ・実験設備等の研究環境の充実
行政	大学や産業界との連携及び要望活動等の実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



基本方針



1 2 3 4 5

教育・子育て環境の向上

注目指標

指標名	基準値	目標値（R8年度）
教科に関する調査 （全国学力・学習状況調査）	全 国（小6）：67.45 むつ市（小6）：70.00 （※R3国語、算数平均値）	全ての教科において 全国平均値を 3割上回る
	全 国（中3）：60.90 むつ市（中3）：62.00 （※R3国語、数学平均値）	
夢や目標の肯定的回答率 （全国学力・学習状況調査）	全 国（小6）：80.3 むつ市（小6）：88.5 （※R3回答）	全国平均値を 6割上回る
	全 国（中3）：68.6 むつ市（中3）：75.8 （※R3回答）	
子育てに自信が持てない 母親の割合（1歳6か月児）	18.1%（R2年度）	14.5%



1 2 3 4 5



施策項目 (1) 教育

施策内容 ① 学力の向上

現状と課題

令和3年度の青森県学習状況調査の結果によると、小学校では課題とされてきた思考力・判断力・表現力等について県平均との差が縮まってきている教科はあるものの、全体の通過率は県平均を下回っています。知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲や学習習慣など主体的に学ぶ力の育成に向けた取組が課題となっています。

目指す姿

一人ひとりの児童生徒が目的をもって主体的に学び、自分の夢や志の実現に向けて努力している。

施策の方向性

むつ市学校教育プランを柱に、児童生徒の実態に応じた指導の充実に取り組むとともに、教職員の資質向上、教育環境の整備、小中一貫教育、幼保小連携等を推進し、児童生徒の実態把握をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、より一層きめ細かな指導に努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
教科に関する調査 (全国学力・学習状況調査)	全国 (小6) : 67.45 むつ市 (小6) : 70.00 (※R3国語・算数の平均値)	全ての教科において 全国平均値を 3割以上回る
	全国 (中3) : 60.90 むつ市 (中3) : 62.00 (※R3国語・数学の平均値)	
青森県学習状況調査	青森県 (小5) : 58 むつ市 (小5) : 55 (※R3国・社・算・理の平均値)	県平均値を 3割以上回る
	青森県 (中2) : 51 むつ市 (中2) : 48 (※R3国・社・数・理・英の平均値)	

主要計画

1) 学力の向上に向けた取組の推進

学力検査等による児童生徒の学力状況を分析し、課題解決のための授業改善のポイントと手立てを明確に示し、各学校における指導への支援を積極的に行います。

※通過率
総正答数を総解答数で割って算出した数値。

2) 実態を踏まえた小中一貫教育の充実

これまでの小中一貫教育の取組を踏まえ、各ブロックが抱える諸課題の解決に向けた取組を推進するとともに、小中学生それぞれの資質や能力を十分に伸ばすことができますようにします。

3) 幼保小連携の充実

幼児教育と義務教育の相互理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題や悩みを共に理解するために、幼稚園・保育園(所)等と小学校との連携研修講座を開催するなど、幼保小連携の充実に努めます。

4) ICTを活用した教育の充実

全ての児童生徒に対して個に応じた指導の充実を図るため、可能性を引き出す基盤的なツールであるタブレット端末をはじめとしたICT機器の活用や授業におけるデジタル教科書・デジタル教材の活用、児童生徒の学びを保障するためのオンライン授業の実施など、GIGAスクールを一層推進します。

5) 新聞を活用した学習の充実

NIE教育を推進することを通じて、児童生徒が新聞に親しみ、読む習慣づくりを進めます。

役割分担

市民	主体的に学ぶ意識の向上
児童生徒	主体的な学びの実践

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進

関連するSDGs



※タブレット
薄型軽量のコンピュータで、データ通信機能などを内蔵しており、インターネットなどを通じてコンテンツやアプリケーションソフトを入手し、閲覧・操作することができる。

※GIGAスクール(構想)
全国の児童・生徒1人に1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指す文部科学省の取組。

※NIE教育
「Newspaper in Education」(ニューズペーパー・イン・エデュケーション)の略称で、学校などで新聞を教材として活用したり、新聞作りやメディア・リテラシーを学んだりする活動の総称のこと。

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 教育
施策内容 ② 体育・健康教育の充実

現状と課題

学校保健統計調査によれば、本市の児童生徒の肥満傾向児の出現率が全国や県平均を上回る状況が続いています。

また、体力テストの結果を見ても、県平均より低い種目が少なくありません。各種健康課題への対応だけでなく、安全・防災教育や感染症への対応に関する指導等についても、学校・保護者・地域が連携した取組が課題となっています。

目指す姿

児童生徒が生涯にわたって運動に親しむとともに、自ら健康で安全な生活を送るよう努めている。

施策の方向性

児童生徒の健やかな体の育成を目指し、健康意識や安全・防災意識の高揚に向け、学校・家庭・地域が連携して組織的、計画的かつ継続的に施策を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
肥満傾向児の出現率	青森県 (小学生) : 13.55 むつ市 (小学生) : 16.26 (※R3男女平均値)	県平均値を下回る
	青森県 (中学生) : 13.82 むつ市 (中学生) : 15.92 (※R3男女平均値)	
体力テストの結果	青森県 (小学生) : 55.10 むつ市 (小学生) : 52.83 (※R3男女平均値)	県平均値を上回る
	青森県 (中学生) : 45.91 むつ市 (中学生) : 47.13 (※R3男女平均値)	

主要計画

1) 健康な体を育む学校づくり

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康についての正しい知識を身に付けるための健康教育を実施し、自ら健康な生活を実践する態度を育てます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる指導を充実させ、学校、家庭、地域社会と連携した取組を推進します。

2) 安全・防災教育の推進

各学校の安全計画や危機管理マニュアルの不断の見直しを推進するとともに、むつ市教育委員会発行の「学校危機管理マニュアル」の改訂版を作成します。

3) 中学校部活動の地域移行の推進

少子化等により持続が難しくなっている中学校部活動について、関係諸団体と協議し、段階的な地域移行を推進します。

役割分担

市民	運動習慣や生活習慣の意識の向上
児童生徒	運動習慣や生活習慣の改善
教職員	運動習慣や生活習慣に関する指導の改善
行政	健康・安全な環境及び体制の整備

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



防災安全学習



むつ市地域文化・スポーツクラブ
むつ☆かつ



施策項目 (1) 教育

施策内容 ③ 夢を育む教育

現状と課題

平成29年度から令和3年度に実施された全国学力・学習状況調査によると、将来の夢や目標を持っていると回答している児童は全国比で+5.7ポイント、生徒は+5.2ポイントとなっています。学校では、キャリア教育講演会等を通して、子どもたちの夢を育む教育の実践に取り組んでいます。しかし、夢や志の実現のための基盤となる、学力向上や多様な学習機会の提供等が課題となっています。

目指す姿

児童生徒が郷土を愛し、夢や志の実現に向けて主体的に未来を切り拓いていけるよう努力している。

施策の方向性

夢や志の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力の定着、豊かな心の育成、キャリア教育等の一層の充実に努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
夢や目標の肯定的回答率 (全国学力・学習状況調査)	全国(小6): 80.3 むつ市(小6): 88.5 (※R3回答)	全国平均値を 6割以上回る
	全国(中3): 68.6 むつ市(中3): 75.8 (※R3回答)	

主要計画

- 1) キャリア教育の充実**
児童生徒が主体的に自己実現を図り、かつ、社会の変化に適切に対応できるよう、各学校での体験活動を支援し、社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度を育みます。
- 2) 豊かな心の育成**
道徳の授業を要とした全教育活動を通じて、命の大切さ、思いやる心、望ましい規範意識・倫理観を備えた豊かな心の育成に努めます。
- 3) 生徒指導の充実**
不登校の減少、いじめの未然防止に向け、学校と連携して児童生徒、家庭及び教員をサポートし、より良い生徒指導体制の構築に努めます。

- 4) 教育相談活動の充実**
むつ市教育研修センターにおいて、不登校等の悩みを抱えた児童生徒やその保護者が気軽に相談できるように、教育相談室の運営体制の工夫改善に努めます。
また、同センターにおける適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の自立支援を推進します。
- 5) 特別支援教育の充実**
特別な配慮を要する児童生徒を支援するスクールサポーターの継続的な配置に努めます。
また、指導や支援が進学先等に適切に引き継がれるように、個別の教育支援計画の作成・活用に努めます。
- 6) 教育支援体制の整備**
一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加を促すための支援の充実に努めるために、特別支援教育推進委員会による総合診断及び早期からの継続的な相談・支援体制の充実に努めます。
- 7) 国際理解教育の充実**
グローバル社会を生き抜くため、外国語教育を通してコミュニケーション能力の育成を図るとともに、文化や伝統の異なる国の人々とも理解し合えるよう豊かな心を育みます。
- 8) 高校教育との連携**
義務教育段階における、基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、多様な人々と協働して学ぶ態度等を身に付けさせます。
- 9) 奨学金制度の充実**
人材の育成を図るため、高等教育機関への進学者に対する奨学金制度の充実に努めます。
- 10) 子ども夢育成基金制度の充実**
児童生徒の夢をはぐくみ、未来の可能性を支援するため、子ども夢育成基金制度の充実に努めます。

役割分担

市民	様々な学習機会への参加
児童生徒	キャリア教育への取組
教職員	学力の向上とキャリア教育の充実
行政	体制整備への支援

※適応指導教室
不登校傾向の児童生徒を対象として、学習支援や、より良い人間関係づくりのための活動等を行いながら、学校復帰や将来的な自立を支援する教育委員会で開設する教室。

※特別支援教育
障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するといった視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導や支援を行うこと。

※スクールサポーター
多動傾向や介助を必要とするなど、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援(学習支援、安全確保、生活指導、教育相談等)のために任用される職員。

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(8) 国際・都市間交流	①姉妹都市等との交流
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	①学力の向上
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成

関連するSDGs



キャリア教育講演会



外国語指導助手 (ALT) による英語活動

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 教育
施策内容 ④ 地域とともにある学校

現状と課題

少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、地域での人のつながり意識や支え合いが希薄化していると言われています。家庭や地域の教育力の向上や、地域の活性化のために、地域の未来を担う人材の育成や地域を維持する基盤整備が大きな課題となっています。

目指す姿

学校や地域が抱く課題を解決するために、学校・家庭・地域・行政が多様な連携を保ちながら柔軟に取り組んでいる。

施策の方向性

地域とともにある学校を維持するため、学校・家庭・地域の連携強化に努めるとともに、多様な学習機会の提供、廃校校舎の利活用、地域への愛着と誇りを育む教育活動に努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
学校運営協議会会議を実施し、その結果を踏まえて学校運営の改善、地域住民との共同活動の実施等に取り組んだ割合	65.0% (R 2年度)	100%
ジオパーク体験活動参加校	市内全小・中学校 22校 (R 2年度)	市内全小・中学校 21校

主要計画

- 1) 家庭・地域との連携強化**
* コミュニティ・スクールの目指すべき姿のひとつである「学校と地域が目標や課題を共有し、ともに連携・協働しながら双方の活性化につなげる」を実現するよう、学校運営協議会会議において各学校の実情を踏まえながら、学校運営等について地域の参画を進めます。
- 2) 多様な学習機会の提供**
変化する市民のニーズを的確に捉え、生涯を通じて学んでいくために真に必要とされる学習機会の提供に努めます。
- 3) ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育**
下北ジオパークに象徴される豊かな自然や地域に根ざした文化や伝統等の地域資源について学び、享受することによって、ふるさとへの愛着や誇りを育みます。

※コミュニティ・スクール
学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

役割分担

市民	教育活動への参加・協力
教職員	開かれた学校づくりの推進
行政	体制の整備、市民や事業者活動の支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進

関連するSDGs



ジオパーク体験活動



高い志をはぐくむ支援事業
(むつ中生みんなて応援・おもてなしボランティア)

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 教育
施策内容 ⑤ 教育基盤の整備

現状と課題

学力の向上を目指す上で、子どもたちが安全に、安心して学べるよう学習環境を整備することは不可欠です。

建築から40年以上経過した建屋もあり、長寿命化を中心とした計画的な老朽化対策を進めることが必要となっています。

また、大規模地震発生時に津波の被害が大きい学校があることが判明しました。さらに、学校における特別な支援を要する子どもたちが快適に学ぶための環境整備の検討が必要です。

学校給食においては、衛生管理の充実が求められるなど、建築当時と状況が変わってきています。公民館や図書館等の社会教育施設については、市民の皆様の学習ニーズに対応するため、機能の充実などの課題があります。

学習の基盤となる資質や能力の一つに「情報活用能力」が位置づけられていることから、ICTを活用するために必要な環境の整備等、学習環境の整備に努めています。

学校を取り巻く課題は、複雑化・多様化しており、様々な教育課題に対応し、ICT、外国語活動などの指導ができるなど、多様な専門性を身につけた教職員の育成が求められています。

目指す姿

安全に学ぶための環境が整備された校舎で、児童生徒が楽しく快適に学んでいる。教師の資質向上が図られ、ICTを活用する等、一人ひとりの実態に応じた学習が行われ、学力が向上している。

安全な学校給食が提供されている。社会教育施設では、市民の皆様のニーズに対応した機能の充実が図られ、多様な学習機会が提供されている。

施策の方向性

複雑化・多様化する課題に柔軟に対応できるよう、教職員の研修の充実を図ります。学校教育施設の安全性の確保等のため、長寿命化を図るとともに、学習環境の整備等や校務におけるデジタル社会への対応を進めます。

また、学校給食の衛生管理を充実するため、分散している調理場を集約します。社会教育施設においても長寿命化を図るとともに、市民の学びの場としての機能の充実を図ります。

廃校となった校舎や利用されていない教員住宅について、地域住民と協議を進め、利活用と解体を計画的に進めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
教育研修センター実施の研修受講率	-	80.0%
長寿命化実施校数	3校 (R3年度)	8校
学校給食調理場数	12か所 (R3年度)	5か所

主要計画

- 1) 教職員の資質向上**
個々のキャリアステージに応じた研修と、新たな課題にも対応できる資質・能力を向上させるため、むつ市教育研修センターの研修体制を充実させ、各学校の校内研修への積極的な支援を行います。
- 2) 教育環境の整備**
専門性をもった職員による学習情報の提供と相談体制の充実を図り、市民の学びに対する意欲に応えます。
- 3) (仮称)むつ市防災食育センター建設事業**
分散している給食調理場の集約を図り、衛生管理基準に準じた施設の整備を進めます。
- 4) 社会教育施設の整備**
社会教育施設の長寿命化を図るとともに、市民の学びの場として機能の充実を図ります。
- 5) 廃校校舎の利活用**
卒業生や地域の方々にとってはかけがえのない思い出の財産であること、また同時に「むつ市公共施設等総合管理計画」の趣旨に留意しながら、廃校校舎の利活用と解体を計画的に進めます。
- 6) 小学校統廃合の推進**
防災の観点から、津波の被害を大きく受けることになる大畑地区の学校については、地域の意見も踏まえながら、高台への移転を前提に統廃合を考えます。

役割分担

教職員	教育課題解決のための資質向上
行政	教育環境の整備・充実

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	①学力の向上
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



(仮称) むつ市防災食育センターイメージ図



施策項目 (1) 教育

施策内容 ⑥ 社会教育・文化の充実と文化財保存活用

現状と課題

社会情勢が目まぐるしく変化する現代において、地域住民の学習ニーズは多様化していることから、多岐にわたる学習機会の提供、学習相談体制の充実及び学習・交流の場となる施設機能の充実が必要です。

本市の文化振興のため、優れた文化や芸術を鑑賞できる機会を提供するとともに、市民の文化活動を支援することが求められています。

また、本市の無形文化財等の伝統文化は、価値観の多様化や人口減少の影響により、後世への継承が困難な状況にあります。さらに、文化財を地域活性化へつなげるためには、歴史・文化の記録と調査研究等により、市民の理解と関心を深め、住民一体となった活動を展開していくことが求められています。その核となる施設として、「歴史民俗資料館」の設置を検討し、併せて資料等の収集、整理保存をしていく必要があります。

目指す姿

市民が生涯を通じて学習することで、豊かで活気のある生活を送ることができ、住みよい地域社会となっている。

また、地域文化を正しく理解し、郷土愛を醸成できる環境が整っており、市民が芸術・文化に親しみ、教養にあふれ、いきいきとした生活を送っている。

本市の残すべき文化遺産を永続的に伝承できる体制が整い、また学術的研究ができる学習環境が整備されている。

施策の方向性

市民が必要とする各種講座や生涯学習事業を実施し、市民の教養の向上と健康づくりや芸術・文化活動を支援し、生きがいを図ります。

また、生涯学習を学ぶ際の一助となるよう、図書館資料を充実させ、積極的に貸出していきます。さらに、学習成果を展示・発表する場を創出し、市民の学習意欲の促進を図るとともに、地域で活躍できる人材を育成します。

民俗芸能、伝統文化を絶やさぬよう、継承活動を支援し、残すべき文化財を半永久的に保存できる空間を確保するとともに、本市の歴史、文化、自然の調査研究を進めます。

また、その生涯学習的価値を広く伝え、啓発していくための施設の整備を検討します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
公民館・図書館利用者数	150,021人 (R2年度)	150,900人
主催事業参加者数 (公民館・生涯学習課)	16,526人 (R元、R2年度)	17,200人
各団体・各サークル利用者数 (公民館・図書館)	45,673人 (R2年度)	45,800人
図書館の貸出点数	147,000点 (R3年度)	148,000点
むつ市民文化祭入場者数	6,136人 (R元年度)	6,500人

主要計画

- 1) 学習機会の提供
生涯学習に関連した各種講座のほか、イベント等を実施し、市民が生涯を通じて学んでいくための学習機会を提供します。
また、図書館資料を充実させ、積極的に貸出します。
- 2) 生涯学習情報の提供及び相談体制の充実
専門性を持った職員による学習情報の提供と相談体制の充実を図り、市民の学びに対する意欲に応えます。
- 3) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
地域住民が学校等と協働し、子どもたちとの学習活動やスポーツ・文化芸術活動を通して交流を図るとともに、子どもたちの健全な育成のため、放課後等の居場所づくりなどに参画し、子どもたちを見守る環境づくりを進めます。
- 4) 生涯学習拠点事業の推進
生涯学習拠点である公民館や図書館などを利用する団体等へ、学習した成果を展示、発表する場を提供することで、市民の学びに対する意欲の向上を図ります。
- 5) 社会教育施設等の機能充実
社会教育施設等の機能の充実に努め、地域住民の交流と学習活動の場としての利用促進を図り、各教育施設で行われる事業の発信を積極的に行います。
- 6) 学習成果を活かした人材の育成
講座等を受講した市民が地域の指導者となり、市内各地で活躍できるようその育成に努めます。併せて市民のボランティア活動の推進に努めます。
- 7) 総合型地域文化クラブの創設
児童生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築する観点から、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、文化部活動を保障し、地域で質の高い文化活動の機会を確保できる体制を整えます。
- 8) 郷土の文化財の保護・保存・活用
文化財を保護・保存し、その基礎になる調査研究を進めます。
天然記念物や希少動植物、地質等の適正な調査・保護、観察体制を強化していくことに努めます。
市内各地域の民俗芸能、伝統文化の継承を支援するとともに、情報収集、記録保存に努めます。文化財に関して、理解と関心を深めるため、生涯学習での活用を図ります。
文化財保存・活用のための人材育成に努めます。
- 9) 文化財収蔵・展示施設の整備
資料及び民俗資料を収集・整理するとともに、保存・活用のための適切な空間の確保に努めます。
- 10) 芸術・文化活動の奨励と振興
地域文化の発展と振興のため、市民による主体的な芸術・文化活動を支援します。
また、それらの活動の発表機会を提供するとともに、優れた芸術や文化を鑑賞できる機会を提供します。

※総合型地域文化クラブ
子どもから高齢者まで、毎日生活している地域の中で、それぞれの志向・レベルに合わせて文化活動が楽しめる・参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブのこと。

役割分担

市民	教育活動への参加・協力。生涯にわたり学び芸術や文化に親しむ、文化財保護への協力
教職員	開かれた学校づくりの推進
有識者	市民や行政への助言、情報提供
文化活動団体	生涯学習・文化・芸術の機運を高める活動を実施、情報発信
行政	体制の整備、市民や事業者活動の支援。文化関連事業の企画・立案、環境の整備、文化遺産の保存活用、情報発信

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革
1. 活力あるむつ市の創生	(8) 国際・都市間交流	①姉妹都市等との交流
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑧高等教育機関との連携
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 教育
施策内容 ⑦ 変化に対応できる人材の育成

現状と課題

現在の社会を支える知識、情報、技術の変化は加速度を増し、さらに、グローバル化の進展等により、社会の変化を正確に予測することは容易ではなく、また、これまでの教育システムでは、急速な社会の変化に対応する人材を育むことも難しくなっています。

このような複雑で予測困難な社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題に対応する新たな価値観や行動を生み出す人材が求められています。

目指す姿

高等教育機関との連携により、高度な学習知識や技術が習得でき、変化の激しい社会で多様な人々と協働してまちづくりに向かっている。

施策の方向性

技術革新等により Society5.0の到来が予想される中、変化に対応した知識や技術を習得する機会を提供できる体制を整備します。

また、持続可能な社会の担い手を育成する方法について、調査・研究していきます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
大学と連携した講座種目数	-	3種目

主要計画

- 1) 高等教育機関からの講師派遣**
各種講座において、高等教育機関の教授等、高い知見を持った方々を講師として迎えられよう協議を進めます。
- 2) リカレント教育推進のための研究・調査**
時代の変化に対応した知識や技術を習得するため、高等教育機関で開催できるよう協議を進めます。

※リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すことで、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶことから、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。

役割分担

市民	必要な知識や技術の習得
高等教育機関	高い知識や技術の提供
行政	高等教育機関と連携による学びの支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	①まち・ひと・しごと創生の推進
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創生
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	③夢を育む教育
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑧高等教育機関との連携
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



市民大学公開講座



しもきた学講座

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 教育
施策内容 ⑧ 高等教育機関との連携

現状と課題

本市では、平成27年に弘前大学及び青森中央学院大学と共同で「むつサテライトキャンパス」を設置し、市内における教育機会の充実や地域活性化等に取り組んでいます。

また、悲願であった地域内への高等教育機関の設立を機に、関係する団体等を中心としながら、それぞれのキャンパスを核とした教育機会の創出にも努めています。

市民ニーズに合った公開講座の開催や、学生や教員による本市をフィールドとした滞在型学習等をはじめ、地域内外の高等教育機関と連携を強化しながら、人材が環流する仕組みを構築し、地域の課題解決や活性化へとつなげることが重要です。

目指す姿

市内において希望する教育を受けることができ、また、地域内外の大学及び研究機関との連携により、産業の振興や新たな産業の創出を図ることで、大学の研究機関や学部の誘致が実現している。

施策の方向性

地域内外の高等教育機関と連携することで、公開講座の充実や滞在型学習等への支援体制を強化し、市内における教育機会の充実を図るとともに、人材育成や地域活性化に向けた取組を推進します。

また、民間団体を巻き込みながら高等教育機会の創出を図ることで、地域人材の育成を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
滞在型学習等による学生の受入数	347人 (R元年度)	600人
公開講座参加者数	278人 (R元年度)	400人

主要計画

- 1) 公開講座の充実
高校生、社会人、経営者等の各対象に合わせた公開専門講座を通年で実施することにより、本市における教育機会の充実を図ります。
- 2) 滞在型学習の支援体制の強化
多くの学生が本市を訪れ、滞在型学習に取り組めるよう支援体制を強化します。

※むつサテライトキャンパス
高等教育機会の充実や滞在型学習の支援、産業振興などに関する事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置したもの。地元企業等との協働により、むつ市が目指している「地方創生」や「地域の人材育成」等に取り組んでいる。

3) 教育機会の創出

民間団体と連携しながら、それぞれのキャンパスを核とした教育機会の創出を図ります。

役割分担

市民	公開講座への参加、滞在型学習における調査等への協力、学生との交流
事業者	教育機会の創出による地域経済の活性化、発展への寄与
大学	サテライトキャンパスの運営、カリキュラムの作成、講師の派遣、滞在型学習の実施、教育機会の創出、地域課題解決のための協力
行政	サテライトキャンパスの運営、講座の充実、滞在型学習の支援体制の充実、教育機会の創出、研究機関との連携推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	⑤若者の地元就職の促進
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



サテライトキャンパス公開講座



サテライトキャンパス滞在型学習

1 2 3 4 5



施策項目 (2) 子ども・子育て支援

施策内容 ① 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が弱くなり、親が子育てに対して不安を抱いている傾向があります。親が子育てに不安を感じることで、子どもの心身の成長・発達に影響を与えることとなり、更に育児困難につながります。

そのため、妊娠初期から適切なサポートが受けられ、安心して出産・育児ができるよう一貫したサービスを体系的に提供し、きめ細かな支援に努める必要があります。

目指す姿

身近に育児不安を気軽に相談できる相手や場所があり、親が楽しく、自信を持った育児ができることで、子どもが健やかに成長・発達できている。

また、親も育児で成長することにより、次世代の子育てに関わることができるようになっている。

施策の方向性

子どもの健やかな成長・発達を支えるサポート体制を整備します。医療機関や関係機関との連携により、妊娠・出産・子育て期を切れ目なく包括的に支援できるよう努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
育児について相談相手のいる母親の割合 (1歳6か月児)	98.7% (R2年度)	100%
子育てに自信が持てない母親の割合 (1歳6か月児)	18.1% (R2年度)	14.5%
乳幼児健康診査受診率 (1歳6か月児)	96.8% (R2年度)	100%

主要計画

1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊娠生活や産後を安心して過ごせるよう医療機関との情報共有により、相談体制を整備します。

2) 親子すこやか子育て支援

乳幼児健康診査等の各種保健事業での相談対応の機会を、育児不安の解消のための窓口につなげる場として充実します。

妊娠・出産・子育てに係る総合相談窓口『～Smile Kids Office～にっこりっこ』の周知に努めます。

3) 子育てに係る負担の軽減

ハイリスク妊産婦アクセス支援事業や未熟児養育医療費給付事業などの実施により、育児負担の軽減を図ります。

役割分担

子育て中の保護者	各種保健事業等を活用し子どもの成長発達の確認、必要に応じ相談
子育て支援ボランティア	地域の各ボランティア活動による子育て支援
行政	子育て不安を解消できる相談窓口の整備

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	①学力の向上
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実

関連するSDGs



ムチュ☆らんど (むつ市キッズパーク)



産前産後事業 (びよママ会)

1 2 3 4 5

施策項目 (2) 子ども・子育て支援
施策内容 ② 児童福祉の充実

現状と課題

人口減少と少子化の要因として、未婚化・晩婚化のほか、子育ての経済的負担や子育てと仕事の両立に対する心理的負担感の増大、さらには、育児に親族や近隣の支援が受けにくくなっていることが考えられます。

育児に対する不安を解消するためには、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、全ての子育て家庭を支援していくことが必要です。

そのためには、多様な保育サービスの充実や子育てに伴う経済的負担の軽減、家庭における子育ての心理的負担の軽減など、子育て環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

目指す姿

家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働して役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長している。

施策の方向性

子育て家庭のニーズを踏まえた子育てサービスの提供や、子どもの居場所や健全な育成活動の場づくりに努めながら、子育て・子育てを地域で支え、子育てに対する不安や経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
保育所等利用待機児童数	4人 (R2年度)	0人
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	訪問率99.3% (R2年度)	訪問率100%

主要計画

1) **子育て環境の整備**
子育て家庭の育児不安を解消するため、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問や、地域子育て支援センター及びキッズパークの有効活用、子育てサークルの活動支援など子育て家庭のニーズを踏まえた支援に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、乳児保育、障がい児保育、病児保育、開所時間の延長等、多様な保育サービスの充実を図ります。

2) **子どもの健全育成の推進**
全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、新放課後子ども

※待機児童
子育て中の保護者が保育施設または放課後児童クラブに入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

総合プランの充実を図ります。

3) 各種給付による子育て支援

子どもの医療費の無償化対象拡大のほか、児童手当、児童扶養手当などの給付により、子育てに係る経済負担の軽減を図ります。

役割分担

子育て家庭	地域の支えや市の支援を理解し、必要に応じて利用
事業者	子育て家庭への多様な保育サービスや子育て支援サービスを提供
行政	地域に必要なサービスや支援を検討し、子育て全体を支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実

関連するSDGs



基本方針



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

高齢者福祉・医療・暮らしの充実

注目指標

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
3大疾病死亡率 (人口10万人当たり)	<悪性新生物(がん)> 青森県: 413.3人 (R元年) むつ市: 421.5人 (R元年)	県平均を下回る
	<心疾患> 青森県: 226.2人 (R元年) むつ市: 219.9人 (R元年)	
	<脳血管疾患> 青森県: 129.9人 (R元年) むつ市: 137.4人 (R元年)	
下北半島縦貫道路整備率	39% (R3年度)	60%



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ① 一人ひとりの健康づくりの推進

現状と課題

平成27年市区町村別生命表によると、本市の平均寿命は、全国で男性ワースト4位、女性ワースト106位と、男性については平成22年より非常に低い水準となっています。
 本市は生活習慣病発症リスクの高い肥満・運動不足等の数値が全国に比べ高い傾向にあり、これを改善するためには、市民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりや疾病予防に取り組むことが必要です。
 また、こころの健康についても、気軽に相談することができ、行政のみならず地域での助け合いの体制づくりが必要です。

目指す姿

どの年代も、健康に関心を持ち、健（検）診を受け、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組む市民が増えている。

施策の方向性

少子高齢化や生活環境の変化が急速に進んでいく中で、市民の健康寿命延伸を目指し、肥満・喫煙・がん予防やこころの健康づくりを促進するとともに、各種健（検）診や健康相談・健康教育・予防対策等の取組についてICTを活用しながら推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
肥満者の割合 (壮年期)	男47.1% 女28.2% (R2年度)	男25.0% 女20.0%
特定健診受診率	34.4% (R元年度)	39.9%

主要計画

- 1) 健（検）診の推進**
 健康への自己管理意識の啓発、生活習慣病及び重症化予防、科学的根拠に基づく検診等を通じたがん予防のための対策を推進します。
- 2) 健康教育・相談の充実**
 運動の習慣化や適切な食習慣の形成、また、歯・口腔内の適切なケアができるような機会を提供し、健康づくりに対する意識の向上を図れるようICTを活用しながら内容を充実します。
- 3) 感染症予防対策の推進**
 各種予防接種について啓発をし、医師会の協力を得て実施するとともに、未接種者には接種勧奨をします。
 また、海外で発生している感染症については、情報提供、注意喚起を迅速に行います。

- 4) こころの健康についての情報発信及び相談窓口の充実**
 こころの健康についての正しい知識及び対処方法等について普及啓発を図ります。
 また、こころの悩みや不安等の相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい窓口になるよう体制を整備します。

役割分担

市民	自分自身の健康に目を向けた健康的な生活、身近な人の心身の健康状態への配慮
事業所	従業員の健康管理、積極的な健（検）診受診の奨励
医療機関	市民や行政に対する情報提供への協力
行政	市民への健康に関する情報発信、心身の健康づくりをサポートする事業の実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑧高等教育機関との連携
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ② 健康まちづくりの推進

現状と課題

平成27年市区町村別生命表によると、本市の平均寿命は、全国で男性ワースト4位、女性ワースト106位と、男性については平成22年より非常に低い水準となっています。
 また、本市は生活習慣病発症リスクの高い肥満・運動不足等の数値が全国に比べ高い傾向にあります。健康の保持増進は、個人の健康意識への働きかけも大事ですが、社会全体で取り組む必要もあります。
 そのため、町内会、地区組織団体や保健福祉医療関係者との協働により、地域全体の健康意識の向上と健康なまちづくりを一体的に推進していく体制づくりの強化が望まれています。

目指す姿

市民一人ひとりの健康意識が向上し、健康づくり活動の輪が若い世代にも広がり、まち全体が活気づく、元気で長寿なまちとなっている。

施策の方向性

健康づくりに取り組む仲間づくり、地域や職域の健康づくりのため、ICTの活用及び地域のネットワークづくりを強化します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
生活習慣の改善に意欲がある人の割合 (国保データベース)	57.1% (R元年度)	69.0%
すこやかサポート事業所認定数	47事業所 (R2年度)	62事業所

主要計画

- 1) 地域の健康づくりの推進**
 健康づくりの事業を推進し、ICTの活用を図りながら、個人の健康意識の向上はもとより、地域・経済団体と一体となり健康まちづくりを図ります。
 また、保健協力員及び食生活改善推進員の活動を通じて、健康づくりの輪を広げていきます。
- 2) 職域での健康づくりの推進**
 職域での健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、すこやかサポート事業所の認定を通じて支援します。
- 3) 健康づくり関係団体・企業との連携**
 各関係団体や民間企業と連携し市民の健康づくりに関する事業等を推進します。
- 4) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築**
 全ての市民が必要な時に必要なサービスが受けられるよう、広域的な支援体制の強化を図ります。

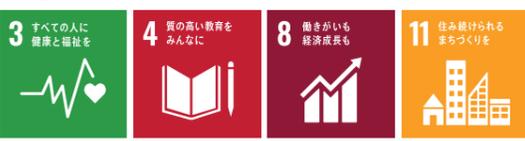
役割分担

市民	町内会活動、イベント等を通じた健康づくりへの取組
事業所	従業員一人ひとりの健康意識の向上、積極的な健康づくりへの取組
行政	健康づくりの情報の発信、市民・事業所及び各種団体などの主体的な健康づくりへの取組に対する支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進

関連するSDGs



健やか隊員育成事業



すこやかサポート事業所認定制度

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ③ 医療体制の充実

現状と課題

医療を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、市民の医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化及び医療に携わる人材の不足等により大きく変化しています。
 本市においても高齢化等に伴い、医療機能の適正化が求められる中、医師等の医療スタッフの不足が慢性化しており、限られた医療資源の有効的な活用が課題となっています。専門的な医療を提供する中核病院が本来担う役割に支障を来さぬよう、患者の生活に密着した「かかりつけ医」の利用を推進する必要があります。
 また、将来の地域医療を確保するため、地元から医師を目指す人材の育成が重要です。

目指す姿

市民が医療を必要とした時、本市において、適切で過不足のない医療を受けることができ、安心して生活できる医療体制が構築されている。

施策の方向性

関係町村と連携して、むつ総合病院の機能を高め、専門的で高度な医療を提供するとともに、周辺の医療機関や関係機関との連携により、地域の医療体制の強化を図ります。
 また、医師等の医療スタッフの確保及び育成に努めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
3大疾病死亡率 (人口10万人当たり)	<悪性新生物 (がん)> 青森県: 413.3人 (R元年) むつ市: 421.5人 (R元年)	県平均を下回る
	<心疾患> 青森県: 226.2人 (R元年) むつ市: 219.9人 (R元年)	
	<脳血管疾患> 青森県: 129.9人 (R元年) むつ市: 137.4人 (R元年)	
市内高等学校からの医学部医学科入学者数	-	3人

主要計画

1) 青森県保健医療計画を踏まえた医療提供体制の構築
 青森県保健医療計画による「地域医療構想の推進」、「医療連携体制の構築」、「保健医療対策の推進」、「在宅医療の充実」、「救急医療や災害時における医療の充実」を目指し、関係町村と連携して、地域の医療体制の強化及び保健・医療・福祉の安定化を図ります。

※中核病院
 複数の診療科や高度な医療機器を備え、地域医療の拠点としての役割を担う病院。

- 2) 下北医療センターむつ総合病院の医療機能の充実強化
 下北地域保健医療圏で唯一の中核病院であるむつ総合病院の急性期機能を充実強化するとともに、地域の医療需要に即した病床機能の適正化を図り、医療提供体制の構築に努めます。
- 3) 病院経営の健全化
 関係町村と連携して、病院経営の健全化を図るため、経営効率化の取組や安定的な経営基盤の確立を支援します。
- 4) 地元から医師を目指す人材の育成
 医師を目指す高校生の教育環境の充実について、県に働きかけるとともに、国等の制度を活用し、医師を目指す意欲のある若者への支援に努めます。
- 5) 遠隔医療を通じた医療水準の向上
 弘前大学等との連携により遠隔医療の体制を構築し、在宅医療も含めた医療水準の向上を図ります。

役割分担

市民	疾病に対する予防意識向上、かかりつけ医の利用
医療機関	高度で専門的な医療の提供、かかりつけ医として患者の生活に密着した医療の提供
行政	医療体制の確保、市民の健康意識の醸成

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践

関連するSDGs



※急性期機能
 急性期(病気が始まり、病状が不安定かつ緊急性を要する期間)の患者さんに対し、状態の早期安定に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能のこと。

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ④ 高齢者福祉の充実

現状と課題

総人口の減少が続く中、高齢化率の上昇が続いていますが、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることや、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、ますます高齢化が進行することが見込まれています。

今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加とともに、介護を必要とする高齢者が増える中、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くことが課題となっています。

介護保険制度の円滑な運営により、介護を必要とする高齢者に適切な介護サービスを提供するとともに、高齢者が自立し、住み慣れた地域で自分らしい生活を確立するために必要な支援などに努めていく必要があります。

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域となっている。

施策の方向性

介護予防や認知症高齢者の支援に重点的に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し地域全体で高齢者を支える取組を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
認知症サポーター数 (累計)	4,848人 (R2年度)	7,186人
地域サロン・介護予防運動開催か所数	15か所 (R2年度)	23か所
いきいき百歳体操開催か所数	10か所 (R2年度)	15か所
高齢者等見守りネットワーク事業者数	113事業所 (R2年度)	118事業所

主要計画

1) 地域包括ケアシステムの推進

予防、介護、医療、生活支援、住まいを一体的、継続的に提供し、地域の中で包括的な支援、サービスの提供体制を実現する地域包括ケアシステムの推進に努めます。

※高齢化率
 65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。一般的に、高齢化率が7%以上14%未満の状態を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。

※団塊ジュニア世代
 一般的に団塊の世代の子ども世代となる1971年から1974年の第2次ベビーブームに生まれた世代を指す。

※地域サロン
 地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的として運営されている。

2) 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の生活環境や健康状態及び支援の状況から総合的に判断し、必要とされる介護予防サービスや生活支援サービスを調整し提供します。

3) 認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、見守り、支援する体制づくりに努めます。

また、高齢者一人ひとりの権利を擁護し、高齢者虐待防止施策を推進します。

4) 地域の安全・安心と福祉のまちづくりの推進

高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支え合う仕組みや生活環境を整備し、安全・安心な地域づくりに努めます。

5) 生きがいづくりの推進

高齢者の積極的な社会参加を促進するために、老人クラブの活動を支援するとともに、生涯学習環境等の充実を図り、心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるような施策を展開します。

役割分担

市民	健康寿命の延伸に向けた介護予防活動の取組や生きがいづくりなどの取組
事業者	適正なサービスの提供
行政	介護保険の円滑な運営とサービスの提供、高齢者が安心して暮らすことができる支援体制の推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ⑤ 障害者福祉の充実

現状と課題

障がいのある方へ、障がいの重さや心身の状態などに応じて受けられる障害福祉サービスを提供し、障がいのある方の自立と社会参加の機会を確保するとともに、教育環境や就労支援などを充実させ、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指しています。
 その中で、地域の状況把握に努め、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが今後の大きな課題です。

目指す姿

障がいのある方が気軽に相談でき、助言を受けられる相談支援体制が充実し、障がいに対する理解促進と福祉環境の整備がなされ、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会になっている。

施策の方向性

今後、施設を退所する障がい者の社会参加と就労促進、さらに自宅での生活が困難な障がい者が安心して住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要な支援を受けながら少人数で共同生活ができるグループホームの確保に努めます。
 また、障がい児に対して関係機関との連絡・相談体制を充実するなど切れ目のない支援を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
委託相談事業所数	4事業所 (R2年度)	4事業所
グループホーム利用者数	76人 (R2年度)	89人

主要計画

- 1) 障害福祉サービスの提供**
心身に障がいを持ち、日常生活や社会生活において支援を要する方に、必要な福祉サービスを提供します。
- 2) 相談支援体制の強化**
障がいのある方が気軽に相談でき、助言を受けられる相談支援体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、日常生活の具体的な改善につなげます。
- 3) 障がいに対する理解の促進**
障害福祉パンフレットの提供や相談会、障害福祉サービス説明会を通じて、障害者福祉についての理解の浸透に努めます。

- 4) 障害児通所支援の提供**
支援を要する障がいを持つ児童に対し、保護者の申請に応じて必要なサービスを提供します。
- 5) 教育環境や就労支援の充実**
障がいのある方がない方と共に学べる環境を整備します。
また、障がいのある方が働く意欲を持てる就労支援の充実に努めます。

役割分担

市民	相談事業所及び適切なサービスを利用、社会活動への参加
事業所	適切なサービスを活用した日常生活の改善につなげるため、相談、助言、利用状況のモニタリングを実施
行政	適切なサービス利用や障がい者が抱える課題の解決に向けて、必要な相談、助言、支援を実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ⑥ 地域福祉の充実

現状と課題

青少年による非行、犯罪、児童虐待等が社会問題化しており、防犯関係団体等による街頭指導や校外指導を行っているほか、児童虐待に係る対応として、要保護児童等対策地域協議会において支援に当たっています。

民生委員・児童委員は、高齢者の見守りや子どもたちへの声かけの実施、福祉に関する相談に応じて地域福祉の向上に努めています。

子どもや家族に係る問題は複雑化・多様化しており、深刻化する前の早期の発見や対応、そして、きめ細かな指導や支援が求められています。

また、地域社会の安心な暮らしを確保し、見守り活動を強化するため、民生委員・児童委員の人員確保とともに、活動の充実を図っていくことが必要です。

目指す姿

様々な問題を抱える人たちが、相談したり助けを求めることができるよう、社会全体で見守り、寄り添い支援する体制が充実し、民生委員・児童委員が地域住民の福祉相談の窓口として、行政機関や施設との橋渡し役となり、各種福祉サービスの利用につながっている。

施策の方向性

児童の養育に係る相談に対する指導・援助の充実、虐待の予防及び早期発見・早期対応に向け、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運営及び、関係機関との連携による相談支援体制の充実・強化に努めます。

民生委員児童委員協議会の活動を支援し、研修や情報交換を通じて資質向上を図ることにより、家庭訪問や見守り活動の強化につなげていきます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8 年度)
民生委員・児童委員活動件数	55,386回 (R 2 年度)	56,000回

主要計画

- 1) 児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応
 家庭での養育の困りごとに関する相談への指導・助言の充実を図るとともに、要保護児童等対策地域協議会の充実と関係機関との連携により支援できる体制の整備に努めます。
 また、施設を退所した子どもやその家族に対する自立支援を児童相談所と協力して行います。

※要保護児童
 児童福祉法で、保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる児童をいう。

- 2) 民生委員・児童委員活動の充実
 民生委員・児童委員は、市民が安心して暮らしていくため、地域社会における見守り活動や福祉相談など、行政や施設との橋渡し役を担っています。そのため、民生委員・児童委員に対する研修や協議会の活動を充実させ、地域の福祉向上に努めます。

役割分担

市民	地域の見守り役としての非行防止活動への積極的な参加
行政	支援体制の整備、情報提供、啓発の推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠期からの切れ目のない子育て支援
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑦社会保障の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) 健康・福祉
施策内容 ⑦ 社会保障の充実

現状と課題

少子高齢化や稼働年齢層の所得の減少などにより、親族の相互扶助が難しくなっているため、生活困窮に関する相談が増加しています。
 このような中、要保護世帯に対しては、経済的援助や自立支援のため生活困窮者自立支援事業をはじめとする他法他施策の有効活用を図る必要があります。
 また、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護給付費が増加する中、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護予防の取組を推進するとともに、介護給付の適正化を図る必要があります。
 さらに、高齢化や医療の高度化による医療費の増加、被保険者数の減少に伴う税収の減少等の構造的な問題により、国民健康保険の運営は厳しさを増しており、国民健康保険の事業運営の安定化を図るため、都道府県単位化を基盤とする国民健康保険財政の健全性を確保する必要があります。
 加えて、公的年金制度は国民生活の安定の基礎となる制度であり、日本年金機構と連携し、国民年金の重要性や保険料納付の大切さを周知する必要があります。

目指す姿

適正な事業計画の策定及び推進により、各種社会保障制度が適正に運用されている。

施策の方向性

一人ひとりの抱える問題を把握し、生活保護を受給していない低所得者層に対しては、社会福祉協議会を通じて生活福祉資金やたすけあい資金の活用を図るほか、ハローワーク等との連携を図り、就労につながる自立支援対策を推進します。
 また、高齢者の主体的な介護予防の取組を推進するとともに、介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の運営を進めます。
 さらに、保健事業の推進等を通して医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の口座振替等の推進により納付環境を充実し、国民健康保険財政の健全性を確保します。
 加えて、市民が公的年金制度について理解し、自分の将来の生活のために行動することができるよう支援します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
要介護認定率	19.3% (R2年度)	19.3%
特定健診受診率	34.4% (R元年度)	39.9%
*メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	33.8% (R2年度)	31.3%
国民健康保険税の現年収納率	94.9% (R2年度)	96.4%

主要計画

- 1) 生活の安定と自立に向けた支援
生活保護の適正な実施と生活困窮者自立支援事業による対策を講じます。
- 2) 介護保険制度の円滑な運営
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、事業を推進します。
- 3) 国民健康保険の安定的運営
保健事業の推進等を通して医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の口座振替等の推進により納付環境を充実し、国民健康保険財政の健全性を確保します。
- 4) 国民年金制度の周知
市民が公的年金制度について理解し、自分の将来の生活のために行動できるよう支援します。

役割分担

市民	社会保障制度の必要性を認識、適正なサービスの利用及び負担
事業者	適正で質の高いサービスの提供
行政	適正な事業計画の策定及び推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	①妊娠からの切れ目のない子育て支援
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実

関連するSDGs



※メタボリックシンドローム
 内臓脂肪症候群とも呼ばれ、基準を上回る内臓脂肪の蓄積に加え、血清脂質・血圧・血糖の3項目のうち、2項目が診断基準を上回っている場合に該当する。

1 2 3 4 5

施策項目 (2) スポーツ
施策内容 ① スポーツ活動の充実

現状と課題

平成26年度に「むつ市スポーツ推進計画」及び「むつ市スポーツ施設整備計画」を策定し、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現できるよう努めています。
 一方、老朽化したスポーツ施設の改修及び類似スポーツ施設が複数存在していることから、統廃合も含めた活用を検討していく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツを取り入れ、健康で豊かなライフスタイルを送っている。
 また、スポーツ施設の公共施設マネジメントが推進されている。

施策の方向性

健康で豊かなライフスタイルを目指すため、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ競技の指導者育成や競技力向上を支援します。
 また、「むつ市スポーツ施設整備計画」、「むつ市公共施設等総合管理計画」及び、「むつ市みどりの基本計画」に基づき、スポーツ施設の適切な維持管理により、スポーツ環境の整備・充実を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
週1回以上のスポーツ実施率	46.2% (R2年度)	50.0%
市体育施設の年間利用人数	354,914人 (R2年度)	400,000人

主要計画

- 1) **スポーツ活動の推進**
市民の健康で豊かなライフスタイルの実現のため、スポーツ活動の推進に努めます。
- 2) **競技力の向上**
スポーツ教室や講習会による指導者の育成を推進するとともに、スポーツ大会やスポーツ団体等を支援し、競技力の向上に努めます。
- 3) **スポーツ施設の整備**
スポーツ施設の長寿命化を図り、その必要性、緊急性等を総合的に判断し、公共施設マネジメントを推進します。
- 4) **むつ市版総合型地域スポーツクラブの創設**
子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに向けて、むつ市版総合型地

域スポーツクラブの整備を検討します。

役割分担

市民	ライフスタイルに応じたスポーツ活動への参加
競技団体・体育協会	スポーツ振興のための教室や大会の開催、各協会での指導者の育成
行政	スポーツ団体や指導者育成の支援、スポーツ教室等の開催、スポーツ施設環境の整備

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



※総合型地域スポーツクラブ
 子どもから高齢者まで、毎日生活している地域の中で、それぞれの志向・レベルに合わせてスポーツが楽しめる・参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブのこと。

1 2 3 4 5

施策項目 (3) 環境
施策内容 ① 循環型社会の推進

現状と課題

本市では、循環型社会の実現と環境に優しいまちづくりを図るために、市民はもとより町内会、事業者の協力を得ながら、ごみの分別と減量化及び再資源化を推進しています。
 小型家電や衣服等の回収ボックスの設置、雑紙等の古紙類の回収に取り組み始め、ごみの資源化に向けた体制の構築を進めています。
 しかし、本市のごみの減量化は全国水準に達しておらず、分別やリサイクル等を併せた推進が今後の課題となっています。
 また、環境に優しいまちづくりのためには、私たち一人ひとりが省エネルギー対策等を実行し、二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。

目指す姿

ごみの分別はもとより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）が普及されるとともに、ごみを可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環され、ごみの減量及びリサイクルシステムが構築されている。
 また、市民一人ひとりの行動が、地球温暖化防止に寄与する。

施策の方向性

小型家電、リユース可能な衣服等の回収場所拡充や広報等による更なる意識の啓発を図りながら、継続した取組を進めます。
 地球温暖化対策として、「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、省エネや環境保全の取組を市自らが率先して行います。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
1人1日当たりのごみ排出量	1,089g (H28~R2年度平均)	1,000g以下
3R啓発活動	8回 (H28~R2年度平均)	10回
二酸化炭素排出量	9,103 t-CO ₂ (R元年度)	8,466 t-CO ₂

主要計画

1) 回収ボックス設置場所の拡充
 公共施設のみに設置している小型家電等の回収ボックスを多くの市民が集まり開設時間も長い大規模小売店舗などに拡充していきます。

- 2) 資源ごみ回収ステーションの設置
 むつ地区のみの設置にとどまっている資源ごみの集団回収場所を、町内会等地域団体や回収業者の協力を得ながら、他地区への拡充を図ります。
- 3) リサイクルシステムの構築
 ごみの分別はもとより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及を推進するとともに、発生した一般廃棄物を可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環されるように、ごみの減量及びリサイクルシステムを構築します。
- 4) 地球温暖化防止対策の推進
 地球温暖化は、自然環境や生活に重大な影響を及ぼす世界的な課題であるため、「第3期むつ市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減を図り、ゼロカーボンシティへの取組を推進します。

役割分担

市民	市が実施するリサイクル施策への協力、フリーマーケットなどリユース活動への積極的な参加、省エネ行動の実践、循環型社会への参画
事業者	事業系ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルの実施、社会貢献
行政	各種リサイクル対象品の受入体制の構築、効果的な普及啓発の実施、回収団体等への支援、各種事業者への働きかけ及びコーディネート、市の事務・事業における省エネ対策、効果的な普及啓発の実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (3) 環境
 施策内容 ② 自然環境の保全

現状と課題

本市は、下北半島国定公園に指定された豊かな自然を有し、学術的にも貴重な動植物が多数生息する地域であり、森林や水質の保全に努めるとともに、ウォーキングなどの市民が憩う親水空間の創出が必要となっています。

また、海岸では、静穏な海流域は海水浴場として利用されていますが、局地的に波浪による護岸の浸食や砂浜の流出により家屋への浸水被害が懸念されており、防災、環境、利用の面からバランスのとれた総合的な海岸の保全が求められています。

このような環境を保全するためには、森林の役割が非常に重要となっていますが、長期的な木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林への関心が薄れ、整備の行き届いていない森林が増えつつあり、このままでは土砂災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止等、自然環境の保全に支障を来しかねない状況が生じています。

目指す姿

人と自然が共生できる美しく、安全で、いきいきした自然環境が保全されている。

施策の方向性

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、民有林における間伐等の森林整備の推進を図るとともに、ウォーキングコース、まさかりレガッタ等の市民が憩う親水性のある水辺空間の環境整備に努めます。

また、海岸については、海岸保全施設の整備を行うとともに、地域団体やボランティアの参加による清掃活動を推進し美しく快適な海岸づくりを進めます。

河川、海域など公共用水域の水質保全については、下水道及び合併処理浄化槽による整備を促進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8 年度)
親水護岸の整備延長	750m (R 3 年度)	1,000m
汚水衛生処理率	40.2% (R 3 年度)	44.8%

※不在村化
その地域に所有者がいなくなること。

※海岸保全施設
高潮や波浪、津波などによる被害を防止するためのもので、堤防・突堤・護岸・消波ブロック堤等が挙げられる。

※合併処理浄化槽
トイレ、台所、洗濯、風呂などの生活排水を一括して処理する浄化槽。平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置するよう義務付けられた。

※親水護岸
流下機能、治水機能も兼ねながら、人びとが水に親しみ楽しめるようにした護岸。

主要計画

- 1) 森林の育成
計画的な森林整備により、森林の持つ国土保全、水源涵養、保健文化機能など、公益的な機能の充実を図ります。
- 2) 下水道接続の促進
供用区域内の未接続世帯への啓発活動により、接続率の向上を図り、川や海の良い水質の保全に努めます。
- 3) 合併処理浄化槽整備の促進
未水洗化世帯及び単独処理浄化槽設置世帯への啓発活動により、合併処理浄化槽への転換を促進し、川や海の良い水質の保全に努めます。
- 4) 親水護岸の整備
県とともに親水護岸の整備を図り、憩いと潤いの水辺空間の創出に努めます。

役割分担

市民	植樹祭等へのイベント参加や清掃活動等の実施
行政	民有林や林道施設の整備、自然環境保全施設の整備

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(3) ジオパーク	②資源価値の保全と教育
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

関連するSDGs



※単独処理浄化槽
トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所や洗濯、風呂からの排水は処理できず、河川等を汚染するため、現在は単独処理浄化槽の設置は禁止されている。

1 2 3 4 5

施策項目 (3) 環境
施策内容 ③ 公害対策の充実

現状と課題

本市における公害の発生は少ないものの、生活環境に係わる苦情は多様化しています。
 また、住宅密集地区の生活排水による河川の水質汚濁も懸念されるため、あらゆる形態に対しての公害対策の充実を図り、快適な環境づくりのための監視指導体制の強化に取り組む必要があります。

目指す姿

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）やそれ以外の生活環境に関する問題が解決され、快適に安心して暮らせる毎日を実現する。

施策の方向性

近隣住民で解決できる場合は助け合い、被害が広範囲に及ぶ可能性がある場合は、関係機関と連携しながら迅速に対応し、公害の未然防止を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
典型7公害の相談事案に対する改善指導・啓発回数	-	5回

主要計画

- 1) 自動車騒音の監視
市内の主要道路における自動車騒音について、調査・監視に努めます。
- 2) 河川等の水質の監視
市内の主要河川の水質や底質及び陸奥湾内の水質について、調査・監視に努めます。

役割分担

市民	近隣間の問題発生の抑制及び自主解決
事業者	法令に基づく届出等の実施
行政	自主解決が困難な案件への介入、公害の未然防止

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

関連するSDGs



水質検査



騒音調査

1 2 3 4 5

施策項目 (3) 環境
施策内容 ④ 環境衛生対策、廃棄物対策の充実

現状と課題

快適な生活環境の確保のため、地域ぐるみでの環境衛生の推進に取り組む必要があります。
 また、市内で発生した不法投棄については、地権者や町内会、関係各所の協力を得ながら撤去と防止啓発に努めていますが、いまだに散見され、看過できない課題となっています。
 さらに、近年社会問題となっているごみ出しが困難な方やごみ屋敷の対応、町内清掃など地域と一体となって取り組む必要があります。

目指す姿

関係機関との連携による監視体制の強化と防止の啓発など、不法投棄対策が推進されている。
 町内会等との連携により、ごみ出しが困難な方の支援やごみ屋敷の解消、町内清掃などを推進し快適な生活環境となっている。

施策の方向性

不法投棄のパトロール及びごみ屋敷の指導、町内清掃をPRし、地域環境の改善に努める。
 ごみ出しが困難な方のために新たなごみ収集方法を構築する。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
不法投棄発生件数	18件 (H28~R2年度平均)	15件以下
町内清掃実施件数	113件 (H28~R2年度平均)	120件以上

主要計画

- 1) 環境衛生の推進**
 市民一人ひとりの快適で衛生的な生活環境を保つため、地域ぐるみでの町内清掃を推進します。市民等のニーズや周辺環境の調和を図ります。
- 2) 不法投棄対策の充実**
 県、警察等関係機関と連携した不法投棄抑制の実施と、適正排出に向けたわかりやすい広報・啓発に努めます。
- 3) ごみ収集の充実**
 下北地域新ごみ処理施設供用開始に向けて、新たなごみ収集方法を構築するとともに高齢者や障がいのある方のごみ出し困難世帯の自宅前からの戸別収集に取り組みます。

役割分担

市民	環境美化・ごみ捨てルールの徹底
事業者	環境美化・ごみ捨てルールの徹底
行政	環境問題における自主解決が困難な案件への介入、効果的な普及啓発の実施、町内会等への支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	①循環型社会の推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	②自然環境の保全
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	③公害対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進

関連するSDGs



(仮称) 下北地域新ごみ処理施設イメージ図



町内清掃活動



施策項目 (4) コンパクト・プラス・ネットワーク

施策内容 ① 暮らしやすいまちの構築

現状と課題

人口減少及び高齢化社会が進行する中、持続可能な都市経営、生活環境や子育て環境の維持向上、地球環境保全、地域コミュニティによる防災対策、安全・安心なまちづくりに対応していくことが必要です。

そのため、人口密度を保ち、都市施設が集約され、経済活動の活性化が図られる都市構造の実現を官民連携により進めていくとしたコンパクトシティ構想や計画的な土地の利用によるまちづくりが重要となっています。

こうした中、生活基盤となる住宅供給については、コンパクトなまちと連動して市営住宅の配置を効果的に進める必要があります。さらに、居住環境に潤いを与える都市公園や緑地施設、都市基盤である都市計画道路や下水道などの都市施設については、財政制約や施設の老朽化などに配慮した計画的な整備が必要となっています。

また、雪国である本市での冬季における暮らしやすさの確保のため、快適な道路環境の維持・向上を図る必要があります。

目指す姿

病院、福祉、商業施設等が集積した「都市拠点」と、小学校区など複数の集落が集まる地域の拠点となる「小さな拠点」や、1次産業を支える農山漁村などの「周辺集落」がネットワークによって結ばれた都市構造により、利便施設が維持され、都市基盤が安定し、民間事業が活発化した暮らしやすいまちが実現している。

施策の方向性

コンパクト・プラス・ネットワークにより、都市拠点の構築を図り、暮らしやすいまちの構築を目指すと同時に市街地の拡大を抑制し、まちの維持管理の適正化を図ります。

また、計画的な地籍調査を実施するとともに、国土利用計画法などの関係法令に沿った調査を推進し、土地利用の適正化を図ります。

加えて、持続可能な下水道事業を実現するため、使用料対象経費を賄える水準までの整備を行うとともに、下水道接続人口の向上を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
立地適正化計画居住誘導区域人口密度	22.1人/ha (H22年度)	22.1人/ha
公園利用者数 (金谷・水源池)	28,010人 (R2年度)	42,000人
下水道接続人口 (むつ処理区)	2,111人 (R3年度)	2,953人

※緑地施設
樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等を指す。

主要計画

- 1) 都市政策の展開**
土地利用を活発化するために都市計画を積極的に活用したまちづくりを推進するとともに、民間事業者を支援し、官民連携した都市政策を展開します。
- 2) 暮らしやすいまちの拠点の創出**
民間事業者との連携、都市公園の魅力の向上、都市再生の推進に基づく取組などにより、暮らしやすいまちの拠点創出を図ります。
- 3) 都市基盤施設の整備**
都市基盤施設や道路インフラ、公営住宅については、社会資本総合整備計画などにより計画的に進めます。
- 4) 立地適正化計画の推進**
コンパクトなまちの構築と災害ハザードエリアを考慮した安全・安心なまちづくりを進めます。
- 5) みどりの基本計画の推進**
人口減少社会における持続可能性を踏まえた公園づくり、良好な都市緑地環境の創出を図ります。
- 6) 公園施設長寿命化計画の推進**
公園施設の適正な維持管理を目指します。
- 7) 田名部駅跡地への市営住宅の整備**
むつ市公営住宅等長寿命化計画、田名部まちなか地区都市再生整備計画に基づきPFIによる市営住宅の整備を行います。
- 8) 公営住宅長寿命化計画の推進**
市営住宅の建替、改修、用途廃止の計画を定め、居住環境の向上と管理戸数の適正化に努めます。
- 9) 下水道の整備**
公共下水道の概成に向け整備を進めます。
また、持続可能な下水道経営を目指し接続率の向上を図ります。
- 10) 雪対策の推進**
道路除排雪計画の適正化及び雪対策施設整備を推進します。
- 11) 関係法令等に基づいた土地利用の推進**
国土利用に関する法令等に基づき、土地売買等届出による適正な土地の管理を図りながら、調和のある一体的な圏域を形成していくための効果的かつ効率的な土地利用を推進します。
- 12) 地籍調査事業の推進**
地籍の明確化を図り、土地資源の有効かつ効果的な利用の基礎とするとともに、公租公課の適正化のために地籍調査を推進します。
- 13) 金谷公園周辺まちづくり**
金谷公園を中心に下北未来創生キャンパス、キッズパーク、むつ総合病院が一体となる安全・

※災害ハザードエリア
被災の恐れが大きい区域で、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」とに二分され、災害レッドゾーンは、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域または急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域のことで、浸水ハザードエリア等は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域・都市浸水想定区域、津波浸水想定区域または津波災害警戒区域に指定された区域のこと。

※PFI
「Private Finance Initiative」(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

※公租公課
租税公課ともいい、国又は地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称。公租は国税、地方税などの租税を指し、公課は租税以外の国又は地方公共団体から課せられる負担金、賦課金、罰金などを指す。

安心して魅力ある都市拠点の構築を図ります。

14) 歩きたくなるまちづくり

ゾーン30プラスや歩行空間の形成など安全・安心して歩きたくなるまちづくりにより都市の魅力向上を図ります。

役割分担

市民	良好な住環境の形成への協力
事業所	良好な住環境の形成への協力、事業の活性化
行政	持続可能な財政運営を基にした都市基盤整備、事業者を支援する都市計画や都市政策等の展開

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑤障害者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	①循環型社会の推進

※ゾーン30プラス

区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制し、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する取組のこと。

基本方針	施策項目	施策内容
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	②自然環境の保全
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	③公害対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③公共交通の確保
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	①財政の健全化
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	③水道の安全・安定供給の確保
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	④交通安全の確保
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	⑤防犯対策の充実

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (4) コンパクト・プラス・ネットワーク
施策内容 ② 道路基盤の整備

現状と課題

広大な行政区域を持つ本市は、各地域間の距離が長く、一体感及び連帯感の醸成のため、道路整備による距離感及び隔絶感の解消が重要です。

しかし、市内の各拠点を結ぶ主要幹線道路である国道279号、338号は、急カーブや狭隘箇所が多く、令和3年8月の豪雨災害では、国道279号に架かる小赤川橋の崩落により、一時通行不能となるなど、地域が孤立化しました。

また、第2期むつ市国土強靱化地域計画において、災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間の連携の強化や緊急医療ネットワークの向上に必要な地域高規格道路として、「下北半島縦貫道路」が位置付けられていることから、国道・県道のより一層の整備促進が求められています。

さらに、市道については、路線数も多いことから、幹線はもとより一般生活道路に至るまで未整備路線が多く、市民生活の利便性及び道路上の安全を確保するため、計画的な整備が求められています。

目指す姿

道路の社会基盤の整備・充実を図ることにより、市内全体が一体的な地域として機能し、発展するための基盤が形成されている。

施策の方向性

事業主体である国、青森県の関係機関と連携強化を図り、下北半島縦貫道路の早期完成に向けた要望活動に努めつつ、一般生活道路においては、優先順位を付けて特定の地区に偏ることのないよう整備箇所を分散し、公平性を確保しながら効率的な整備を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
下北半島縦貫道路整備率	39.0% (R3年度)	60.0%
横迎町中央2号線整備事業進捗率	77.6% (R2年度)	100%
浜通線融雪溝整備事業進捗率	17.4% (R2年度)	100%

主要計画

- 1) 第2期むつ市国土強靱化地域計画の推進
国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 2) 幹線道路 (国道・県道) の整備促進
早期完成に向けた要望活動を実施していきます。

- 3) 横迎町中央2号線の整備推進
未整備区間の幹線道路の整備により、交通の利便性の向上を図ります。
- 4) 市道路線の整備・改修の推進
経済的で効果的な整備・改修を進めつつ、未舗装区間の舗装を進めます。
- 5) 橋梁長寿命化計画の推進
橋梁施設の効率的な管理により維持修繕費の縮減を図るとともに、安全・安心な交通の確保に努めます。

役割分担

行政	幹線道路 (国道・県道) の整備促進、優先順位に基づく市道の計画的な整備
----	--------------------------------------

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	④交通安全の確保

関連するSDGs



下北未来塾シンポジウム「下北からのメッセージ」



下北縦貫道路むつ南バイパスウォーキングイベント

1 2 3 4 5

施策項目 (4) コンパクト・プラス・ネットワーク
 施策内容 ③ 公共交通の確保

現状と課題

公共交通の利用者は、人口減少及びモータリゼーションの進展により減少の一途をたどっています。それにより、交通事業者の収支状況は厳しさを増し、交通事業者の努力だけでは、路線の維持が困難なものになっています。

一方で公共交通は、高齢者や通学者などの移動手段の確保や外出機会の創出、交通事故防止の観点からもその社会的な役割は増大しています。

公共交通の維持確保については、行政や交通事業者はもちろんのこと、地域全体が力を合わせて取り組む必要があります。

目指す姿

利用しやすい公共交通ネットワークが確保され、多くの市民や来訪者が公共交通を利用している。

施策の方向性

既存の公共交通の維持確保を図るとともに、多様な交通資源の活用や連携により、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8 年度)
大畑地区デマンド型乗合タクシー年間輸送者数	196人 (R 2 年度)	196人
廃止路線代替バス年間輸送者数 (湯野川線)	1,588人 (R 2 補助対象期間)	1,588人
廃止路線代替バス年間輸送者数 (九艘泊線)	1,632人 (R 2 補助対象期間)	1,632人
廃止路線代替バス年間輸送者数 (源藤城線)	1,102人 (R 2 補助対象期間)	1,102人

主要計画

1) 生活バス路線の維持

生活交通を支えるバス路線については、既存路線の維持に努めるとともに、利便性向上について継続的に研究・検討します。

※モータリゼーション
 自動車社会に広く普及し、大衆化すること。

2) 新たな形態の公共交通の導入に向けた検討推進

高齢者や通学者をはじめ、市民の移動の最適化を図るため各関係機関との連携により利用実態を把握し、民間による新たな路線整備に協力するとともに、地域の実情に即した新たな運行形態及び輸送システムの検証・実装に努めます。

3) 市民意識の構築

バスマップや乗り継ぎ時刻表などの情報発信ツールの作成、^{*}GTFSデータの整備及び^{*}オープンデータ化により、市民や来訪者に分かりやすい公共交通の案内・情報発信の充実に努めます。

役割分担

市民	公共交通について考え積極的に利用
交通事業者	利用者ニーズを把握し利便性向上による利用促進
行政	持続可能な公共交通ネットワークの検討及び利用促進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成

関連するSDGs



※GTFSデータ
 「General Transit Feed Specification」(ジェネラル・トランジット・フィード・スペシフィケーション)の略称で、経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的として策定された世界標準の公共交通データフォーマットのこと。

※オープンデータ
 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もが使える公表データのことで、事業戦略やマーケティングに有益なデータを、誰もが利用(加工・編集・再配布等)できるようにWebサイト上でオープンに公開しているもの。

1 2 3 4 5

施策項目 (4) コンパクト・プラス・ネットワーク
施策内容 ④ 広域交通ネットワークの形成

現状と課題

道路交通網は、国道279号と国道338号に大きく依存していますが、この国道2路線は単路線であるため代替機能を有していません。このことから、「下北半島縦貫道路」の一日も早い完成と国道2路線の改良・整備が望まれています。

JR大湊線については、風規制の緩和及び安全対策工事がなされ、強風による運休は大幅に減少しましたが、一層の利便性向上及び利用者数の増加が課題となっています。

目指す姿

広域交通ネットワークが形成され、市民の暮らしや地域の産業振興、観光振興などに貢献している。

施策の方向性

関係機関との連携を図り、効果的かつ効率的な広域交通ネットワークの形成を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
JR大湊線一日あたりの往復便数	9便 (R3年3月)	9便

主要計画

- 1) 下北半島縦貫道路・国道279号 (むつ市～大間町区間) の整備促進
 「下北半島縦貫道路」及び「国道279号 (むつ市～大間町区間)」について、国及び県に早期の全線開通を働きかけます。
- 2) 港湾整備の推進
 大型船舶が入港・停泊が可能な水深までの拡充整備について働きかけます。
- 3) JR大湊線の利便性向上に向けた取組
 八戸・大湊間を直通運転する便の増便を働きかけるほか、天候等による運休時の適切な情報発信及び代替輸送の確保について引き続きJR東日本に求めています。

役割分担

市民	広域交通について考え積極的に利用
事業者	利用者ニーズを把握し広域交通のあり方について検討・提案
行政	広域交通の利用促進、広域交通の充実に関する要望

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	③公共交通の確保
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



JR大湊線活性化協議会



国道279号早期整備促進決起大会

1 2 3 4 5

施策項目（5）行財政基盤
施策内容 ① 財政の健全化

現状と課題

本市の財政状況については、平成22年度以降、一般会計は黒字を維持しているものの、「むつ市財政中期見通し2021～緊急健全化対策～」でも示しているとおり、令和2年度末で約371億円の市債残高を抱え、今後、その償還に係る負担が高水準で続く見込みであることに加え、（仮称）むつ市防災食育センター建設事業や一部事務組合下北医療センターにおけるむつ総合病院一般病棟整備及び下北地域広域行政事務組合における（仮称）下北地域新ごみ処理施設整備等、大規模事業に伴う負担の増大は、将来の見通しを踏まえた計画的な経営が無ければ、財政悪化を招く恐れもあります。

このような状況においても、市民福祉の向上や地域経済の活性化を図る施策の展開は必要不可欠であり、そのためには、各種施策の改善や改革を含めた行政改革も間断なく進め、財政の中期的な見直しを前提とした効率的、効果的な行政施策の展開が必要なことは言うまでもありません。

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の財政運営の基本に立ち返り、一切の無駄を排除することはもちろん、全ての補助及び負担金事業を含めた市が関係するあらゆる事業の効果について、適切かつ恒常的な見直しを実践していくことが課題となっています。

目指す姿

財政収支の悪化、または財政構造の硬直化が懸念されている現状から脱却し、臨時の財政需要に対しても、余裕を持って対応できる弾力性のある財政構造が実現している。

施策の方向性

全ての事務事業について、事業効果の検証を徹底し、選択と集中を図りながら行政需要を的確に捉えつつ、市債の繰上償還や公共施設等の廃止縮小・統合などを推進して経常経費の縮減を図ります。

指標（KPI）

指標名	基準値	目標値（R8年度）
*経常収支比率	98.1%（R2決算）	95.0%
財政調整基金年度末残高	10億円（R2年度）	17億円以上
市税徴収率（現繰合計）	95.5%（R2決算）	96.8%
個人住民税徴収率（現年）	99.3%（R2決算）	99.7%
固定資産税徴収率（現年）	98.7%（R2決算）	99.1%

※経常収支比率
 公債費や人件費、扶助費等の義務的性格の経常経費に、市税、普通交付税等の経常一般財源収入がどの程度充てられているかを見る指標。数値が高いほど財政が硬直化し、弾力的な財政運営が困難な状況を表す。

主要計画

- 1) 持続可能な財政運営**
 積極的な繰上償還により公債費を圧縮するとともに、前例にとられない柔軟な発想やコスト意識の徹底により事業の「選択と集中」を図ることで、財源の効率的な配分を実現し、持続可能な財政運営に努めます。
- 2) 財源の確保**
 負担の公平性の観点から収入未済額の圧縮に努め、収納率の向上に向けた取組を強化します。また、法定外税をはじめ、遊休資産の有効活用や補助金等の掘り起こしなどによる新たな財源の確保に努めます。
- 3) 財政状況等の公表**
 予算や決算、行財政改革に係る取組等について、「広報むつ」やホームページなどを活用し、わかりやすい公表に努めます。

役割分担

市民・事業者	行政との協働、財政状況や施策に対する理解と意見
行政	財源の確保及び効率的な配分、適正な事業評価によるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、将来に負担を残さない施策展開、財政状況等をわかりやすく公表

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	②広報広聴の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営

関連するSDGs



※収入未済額
 当該年度の歳入（収入）として見込まれた金額のうち、会計年度終了までに納入されなかった額。

※スクラップ・アンド・ビルド
 老朽化した建物などを一旦取り壊した後、最新鋭の技術などを生かした新しい建物などをつくらせたりすること。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ぎ、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式を指す。

1 2 3 4 5

施策項目 (5) 行財政基盤
施策内容 ② 広域行政の推進

現状と課題

下北地域は、半島部という地理的ハンディキャップを抱えながらも、下北半島縦貫道路の整備促進やむつ総合病院を中核病院とした医療連携のほか、複合文化施設、障害児入所施設、一般廃棄物及びし尿処理施設の管理運営や消防本部の設置・運営等に取り組んでいます。

また、人口減少や少子高齢化が進行する中、圏域の生活機能の確保と地域活性化の取組を進めるため、平成27年に本市が中心市となり下北圏域定住自立圏を形成しました。

今後更なる進行が見込まれる人口減少・少子高齢化や、厳しい財政状況、そして、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、今まで以上に広域連携を推進し、それぞれの市町村の特性を活かした、効率的で質の高い行政運営が求められています。

目指す姿

住民が安全で安心して暮らすことができ、一人ひとりが輝き続ける魅力あふれる地域となっている。

施策の方向性

国等の支援を活用し、定住のために必要な生活機能を圏域全体で確保するとともに、恵まれた地域の資源・特性を最大限に活かしながら地域経済の活性化を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
下北圏域人口減少の抑制	68,200人 (R2 国勢調査 (R2.10.1 現在)) (参考指標：住民基本台帳人口 71,234人 (R2.9.30現在))	61,421人以上 (参考指標：64,154人以上)

主要計画

1) 下北圏域定住自立圏による魅力あふれる地域の形成
 下北圏域の中心市として、下北圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を推進し、下北圏域の一体的発展に努めます。

2) 広域連携の推進
 生活機能の充実や地域の魅力向上に向けて、下北地域における連携を強化するとともに、陸奥湾周辺自治体と連携した「むつ湾広域連携協議会」による取組を進め、各自治体が有する地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能の確保や地域の魅力を向上させる取組を推進します。

役割分担

市民・事業者	魅力あふれる地域形成のための取組の活用
住民代表・有識者	住民や民間事業者等の意見を下北圏域定住自立圏共生ビジョンに幅広く反映
行政	他自治体や関係機関との連携推進、市民等の取組を支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	①まち・ひと・しごと創生の推進
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(3) 環境	④環境衛生対策、廃棄物対策の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実

関連するSDGs



むつ湾清掃活動



下北圏域4町村と青森大学との包括連携協定

1 2 3 4 5

施策項目 (5) 行財政基盤
施策内容 ③ 公共施設マネジメントの推進

現状と課題

本市は、市町村合併などを経て機能が類似する施設や相当数の道路や橋梁等の公共施設等を保有しており、施設の総量が類似団体に比べ過剰な状況にあります。

また、これらの公共施設等の中には、老朽化が著しい施設も多数あることから、維持管理費及び改修費等がかさみ財政運営の負担となっています。

さらには、人口減少や少子高齢化に伴う社会的な必要性の変化や災害対策、環境への配慮などにも対応していく必要があることから、適切な公共施設等の規模や配置及びサービスの内容、維持管理費用及び更新等費用の縮減、財政負担の平準化や品質の保持・向上が課題となっています。

目指す姿

安全・安心で快適な公共施設等の提供をするために社会的な必要性の変化や市民の需要動向に対応した整備を行い「次世代に負担を残さない最適な公共サービス」が実現している。

施策の方向性

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、「むつ市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、長寿命化対策、利活用の促進及び統廃合等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進します。

また、令和3年3月に策定した「むつ市公共施設等総合管理計画 個別施設計画（第一期後期実施計画）」で定められた施設類型ごとの施設管理に関する基本的な方針に基づき、施設の状況に応じた再編や廃止等の取組を進めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
公共施設の総量縮減	総量315,935.23㎡ (R2年度末)	総量298,845.00㎡

主要計画

1) 「量」・「省」・「質」の最適化

市民の皆様の理解と協力を得ながら、公共施設等の総量を市の人口や財政規模に合わせ、公共施設等の管理運営面において、改善の視点から再点検や見直しを図り、公共施設等の品質を新たな時代の要求に対応させます。

役割分担

市民	現状と課題への理解、施策に対する意見及び協力
行政	施設情報を基に分析、評価及び仕分けによる事業実施

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	④地域とともにある学校
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	①財政の健全化
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	③水道の安全・安定供給の確保

関連するSDGs





1 2 3 4 5

デジタル化の推進

注目指標

指標名	基準値	目標値（R8年度）
デジタル化による市民生活満足度（Well-being）	—	3.5点 （5点満点中）
マイナンバーカード普及率	36.7%（R3年11月）	70.0%



1 2 3 4 5

施策項目 (1) デジタル実装
施策内容 ① 地域DXの実践

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの対面式の生活から、デジタルを活用した新たな生活様式への移行が進み、首都圏からの地方回帰が進むなど、東京一極集中による人口減少化での地方においては、いち早くデジタル化の推進を図る必要があります。

その中で、最新のデジタル技術に対応した、デジタル人材の確保及び育成をはじめ、行政のみならず、様々な関係者や関係団体がつながりを持ちながら、地域全体としてDXを実践し、スマートシティ構想を推進することが求められます。

目指す姿

スマートシティ構想の実現により、地域全体がデジタル化の機能を発揮することで、全ての市民がデジタル化のメリットを享受でき、地方においても生産性を落とすことなく、質の高い仕事ができる環境が整備されている。

施策の方向性

デジタル人材の確保及び育成をはじめ、様々な関係者や関係団体がつながりを持ち、地域全体としてDXの実践に向け、消費者ニーズを捉えた地域産業の生産性の向上や産業環境の整備を図り、全ての市民がデジタル化のメリットを享受できるまちづくりを進めます。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
デジタル化による市民生活満足度 (Well-being) (総合経営計画アンケート)	—	3.5点 (5点満点中)

主要計画

1) スマートシティ構想の推進

関係者や関係団体と連携し、地域のDX・スマートシティ推進体制を構築し、関連した取組の着手について検討します。

2) データ連携による新たな価値の創出

国、他自治体、市民、企業等が公開するデータや、非識別加工情報などのデータを分析・利活用するためのデータ連携基盤 (都市OS) を整備し、社会情勢や市民ニーズを的確にとらえた政策立案や市民サービスの利便性向上に資する新たな価値創出を促します。

※データ連携基盤 (都市OS)

地域に存在するオープンデータを蓄積・分析するとともに、それを自治体や企業、研究機関などと連携するためのプラットフォームのこと。とりわけ重要になるのが、それらのデータを連携するという部分で、分野や地域の垣根を越えてデータを連携させることにより、まちとヒトの情報をつなげ、複雑な地域課題の解決や新たなサービスが実現できる。

役割分担

市民	スマートシティ構想を推進するためのデータの提供及び参加
事業者	スマートシティ構想を推進するためのデータの提供及び参加。データの集積による新たな付加価値の提供
大学・研究機関	スマートシティ構想を推進するためのデータの提供及び参加。データの集積による新たな付加価値の提供
行政	スマートシティ構想の推進体制の検討。デジタル人材の確保及び育成並びにデータの集積による新たな付加価値の提供

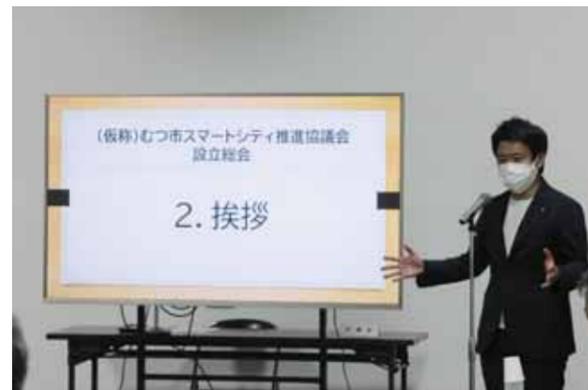
連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	①まち・ひと・しごと創生の推進
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	①農林水産業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	②商工業の振興
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	④新たな産業の創出
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	②稼げる物産プロモーション
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 活力あるむつ市の創生	(9) 海洋科学研究拠点	①研究活動環境の充実
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	①学力の向上
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑤教育基盤の整備
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑥社会教育・文化の充実と文化財保存活用
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑦変化に対応できる人材の育成
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	⑧高等教育機関との連携
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	③医療体制の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



むつ市スマートシティ推進協議会



1 2 3 4 5

施策項目 (1) デジタル実装
 施策内容 ② 自治体DXの推進による効率的な行政運営

現状と課題

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化により、行政サービスの変革が求められている中で、本市においては、市内各地域の均衡のとれたサービスの向上など、多くの課題が山積しており、最適な行政サービスを見出すため、市民ニーズを的確に把握する必要があります。

一方、行政運営においては、厳しい財政状況を踏まえたより効率的かつ効果的な施策の展開が必要となり、市民とともにまちづくりを行うための組織機構の構築と、それを担う職員の意識改革や人材育成により、この難局に立ち向かうための士気をますます高めていくことが重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症対応により露呈した、行政のデジタル化の遅れに対応するため、自治体DXを推進させ、デジタル技術やデータ、AI等の活用により、市民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく必要があります。

目指す姿

職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが図られ、創意工夫により事務の効率化を図った上で、職員同士の対話と連携、市民目線の意識により事務事業を見直し、デジタル技術の活用等により利便性を向上させ、真に市民が必要とする行政サービスを提供するなど、市民、職員ともに満足度の高い行政運営が実現している。

施策の方向性

行政サービスの向上の基礎となる、職員の資質向上、職員同士の連携、庁舎環境の改革等を図ります。

また、広報広聴の充実を図り、市民ニーズの把握に努め、デジタル技術等の活用による行政サービスの利便性の向上を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
窓口アンケートにおける満足・やや満足の割合	90.4% (R 2年度)	95.0%
年次有給休暇の取得日数	10.8日 (R元年度)	15.0日
テレワーク・時差出勤延べ活用者数	-	120人
職員数	502人 (R 3年度)	496人

主要計画

1) 行政改革の推進

ますます厳しくなると予想される行財政環境にあっても、「スピード」「コスト」「成果」をキーワードに、市民本位であるべきことを第一義として、市民のニーズや意識の変化を的確に把握し、市民目線での行政活動やコストはどうあるべきかを考え、指定管理者制度の導入やデジタル技術の活用、民間企業等の活用も視野に入れ、事務事業の見直しを徹底し、市民満足度の高い効率的な行政運営に努めます。

また、施策やサービスの目的・目標を明確にし、それらの検証、改善に努め、PDCAサイクルに加え、OODAループによる、状況に応じたスピード感のある意思決定手法の活用を目指します。

さらに、市民協働参画によるまちづくりを推進できるよう、行政活動の透明性を図るため、情報を公開し、市民に開かれた分かりやすい行財政運営を推進します。

2) 自治体DXの推進

令和2年12月に策定された国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」で示された重点取組事項等を踏まえ、全世代に配慮した、便利で市民に優しいデジタル化の推進に取り組めます。

3) 組織の見直しと職員数の適正化

簡素で効率的な組織、社会環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進し、職員数の適正化を図ります。

また、行政サービスの水準を向上させるため、職員の能力や適性を考慮した計画的な人事配置を行いつつ、必要な組織の増強や整理統合を図ります。

職員数については、むつ市定員適正化計画で設定した目標値とします。定年の段階的な引き上げがはじまることに加え、障がい者雇用や技術職員確保の推進、さらに多様化する行政課題への対応により業務量が増大することから、職員の大幅な増員が必要となります。

しかし、圏域人口の減少が続いている状況にあることから、職員数は必要最小限に抑えていかなければなりません。このことから、職員の適正配置、デジタル化による業務の省力化等を図り、職員数の適正化を図ります。

4) 職員の資質向上

むつ市人材育成基本方針を掲げ、職員一人ひとりのキャリア形成や専門性の向上及び幅広い知識の習得に留意した計画的な人事異動を行うとともに、研修内容の充実、派遣研修、職員評価制度、メンター制度、職員提案制度の活用などにより、職員に求められる意識と能力の向上に取り組み、職員が目的意識を持ち、個々の能力が最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

また、むつ市職員行動指針により定めた目指すべき職員像を具現化し、市民から信頼され、共に協働できる職員を育成していくとともに、自治体DXを推進し、業務の効率化を図り市民サービスの向上につながる様々な取組を企画立案、実行につなげることができるデジタル人材の育成にも努めます。

5) 職員のワーク・ライフ・バランスの向上

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、時差出勤やテレワークなどの活用推進、年次有給休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの向上に努めます。

※指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことが期待される。

※メンター制度

直接の上司とは別に所属の異なる先輩職員が新採用職員等の業務の指導・育成を担当することで、新採用職員等の不安や悩みの解消及び職場への早期順応を図るとともに、指導・育成にあたる先輩職員のマネジメント能力を高める制度。

6) 庁舎環境の改革

庁舎の適正な維持管理を行った上で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、行政サービスの充実・高度化を図るため、窓口機能の利便性向上や防災機能の強化に努めます。

また、事務執行の効率性や機能強化を図るため、デジタル化への対応を推進するとともに、庁舎環境の随時点検を行い、防災拠点機能等の他の機能を持ち合わせた施設としても運用できるようにするなど、庁舎環境の改革に取り組みます。

役割分担

市民	現状と課題への理解、施策への意見及び協力
行政	職員の資質向上、職員同士の連携、庁舎環境の改革、市民目線に沿った行政運営

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	①市民協働の施策展開
1. 活力あるむつ市の創生	(7) 男女共同参画・女性活躍	②市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	①財政の健全化
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進

関連するSDGs



1 2 3 4 5

施策項目 (1) デジタル実装
施策内容 ③ 情報ネットワークの利活用の推進

現状と課題

デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目標とし国ではデジタル庁が設置されました。

国が掲げる自治体DX推進計画を基に、行政サービス、行政事務のデジタル化をなお一層進めていくことが必要です。

また、デジタル化推進にあたり職員の一層のICTスキルアップに努めます。

目指す姿

デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げている。

施策の方向性

国が掲げる自治体DX推進計画を基にマイナンバーカードの取得・利用促進、デジタル化による行政サービスの向上、行政事務の効率化と情報化を行います。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
マイナンバーカード交付率	36.7% (R3年11月)	70.0%

主要計画

- 1) スマート窓口の推進**
 市民サービスの利便性向上を図るため、オンライン等による申請や予約などの手続きを進めます。
- 2) 情報提供等の拡充**
 情報を素早く伝達する手段として、広報むつやホームページ、ポータルサイト、ソーシャルメディアを活用するとともに、今後の情報化の進展にあわせ、情報提供方法の充実を図ります。
- 3) まちづくりを支える情報化**
 利用ツールによる情報格差の解消に努め、活発的に行政情報の提供に努めます。
- 4) 行政事務の効率化と情報化**
 デジタル化推進により事務の効率化を行い、市民サービスの向上に努めます。
- 5) 情報セキュリティと危機管理**
 住民情報等の重要なデータを守り、安定的な行政サービスを提供するため、職員のICTスキルの向上を行い、自治体業務の継続性の確保に努めます。

役割分担

市民	ICTスキルの習得、マルチメディア機器の利用
事業者	導入支援、ICTサポート
行政	デジタル化への環境整備や運用の管理

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(4) 観光・物産	①広域連携による観光プロモーション
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	①学力の向上
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	①一人ひとりの健康づくりの推進
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	②健康まちづくりの推進
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	②自治体DXの推進による効率的な行政運営
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs

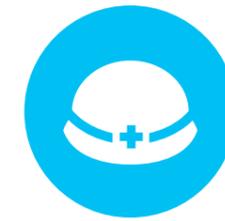


マイナンバーカード出張申請サポート



図書館ICT化

基本方針



1 2 3 4 5

危機管理・防災力の向上

注目指標

指標名	基準値	目標値（R 8年度）
自主防災組織における世帯カバー率	26.2%（R 2年度）	55.4%
*水道基幹管路耐震管率	36.2%（R 2年度）	38.8%





施策項目 (1) 安全・安心

施策内容 ① 防災対策の充実

現状と課題

東日本大震災以降、地震、津波、風水害などの度重なる自然災害による、国の防災指針の見直しや、令和3年8月発生のもつ市・風間浦村豪雨災害等に基づいて防災対策の充実や防災体制の確立を図る必要があります。

また、本市においても大きな被害をもたらすとされている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、それに伴う津波での被害も含めると、もつ市で想定される被害は最大で死者数約6,300人、建物被害約9,600棟の全壊となっており、巨大地震への対策は緊急かつ優先的に取り組むべきものと認識され、効果的かつ効率的に実施することが求められています。

さらには、安全で安心して暮らせる毎日を実現するため、治山・治水対策など国土保全等の予防対策や特定空家等対策の推進、災害時の情報収集・伝達体制の確立及び情報通信基盤の整備といった防災対策の充実に取り組むことが必要です。

しかしながら、行政による「公助」のみでは、被害を最小限に抑えることが困難であるため、「自助」や「共助」といった市民一人ひとりの防災意識の向上のために、自主防災組織の設立支援や育成指導に努め、自主的な防災活動を推進します。

目指す姿

行政が必要な防災対策を実施する「公助」だけでなく、市民一人ひとりの防災意識の向上による「自助」、自主防災組織のような地域ぐるみの防災活動や企業による災害時応援協定締結などの「共助」が充実し、地域毎の防災計画が確立しており、市民が防災、減災の意識を持った災害に強いまちが形成されている。

また、今後想定される災害に備えるため、防災機能をデジタル化し、災害対応の強化を図る。

施策の方向性

「自助」「共助」「公助」といった総合的な防災体制の充実のため、防災訓練への取組や自主防災組織の設立支援・育成指導等に努めながら防災知識の普及と高揚を図るとともに、情報通信基盤や避難手段・経路などの計画的な整備を図ります。

住宅・建築物等の所有者に対し、国・県と連携を図りながら支援を行うことにより、地震に対する建築物等の安全性に関する意識の啓発、耐震化に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

※水道基幹管路

導水管（水源から源水を浄水場へ送る管）や配水本管（給水管を分岐しない配水管）のように水道管の基幹的な施設になり、水道を支える重要な管路。

※特定空家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
自主防災組織における世帯カバー率	26.2% (R 2年度)	55.4%
地区防災計画作成率	19.3% (R 2年度)	50.0%

主要計画

1) 地域防災計画の充実

防災体制を強化し、総合的な防災対策の確立を図るため、「もつ市地域防災計画」を適宜見直し、充実に努めます。

また、防災活動を円滑に実施するため、関係自治体や防災機関と協力しながら、海路や空路も含めた避難経路の確保について検討し、広域防災体制を整備します。

2) 災害予防対策の推進

災害発生時における対応策を迅速かつ的確に行うため、市内4地区それぞれで実情に沿った各種防災訓練を実施し、避難手段や避難経路等について検証します。

また、市が所管する施設や指定避難所への各種災害備蓄品の整備に努めるとともに、新規箇所の避難所指定について検討します。

3) 自主的な防災活動の推進

町内会等を単位とする自主防災組織の設立支援や育成指導に努めながら、地域ぐるみの自主的な防災活動を推進します。

また、地域毎の防災計画を確立するため、市民一人ひとりの防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

4) 治山・治水対策等、国土保全の推進

関係機関との連携及び降雨時のパトロール等により、急傾斜地崩壊対策や河川の通水断面の確保等の維持管理に努めます。

また、海岸侵食に対する海岸域の保全を図るため、海岸保全施設整備を促進します。

5) 雨水排水施設の整備

局地的な集中豪雨や住宅化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する道路の冠水や浸水による被害を軽減するため、雨水排水施設の整備計画を策定し、整備推進を図ります。

6) 特定空家等対策の推進

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家、著しく衛生上有害となるおそれのある空家、著しく景観を損ねている空家及び周辺生活環境保全のために放置することが不適切な空家についての対策を推進します。

7) 救援活動及び復旧対策の充実

災害発生時において、災害の拡大防止、避難救助及び生活必需品の供給などの適切な救援措置を講じます。

また、災害対策業務を円滑に行うため、民間事業者等との「災害時応援協定」の締結を推進します。

8) 情報通信基盤の整備

災害時における情報の収集伝達等を適切に行うため、市放送施設や各種メディア等の効率的な運用を図ります。

また、市放送施設のデジタル化を図るとともに、情報伝達手段の多様化、多重化を推進します。

9) 原子力施設等の防災対策の充実

国の防災指針や県の原子力防災計画などに基づいて市の原子力防災計画を適宜見直し、関係機

関と連携を図りながら防災体制の充実に努めます。

また、原子力災害が発生した際、避難行動要支援者等が一時的に退避するための放射線防護施設の整備を図ります。

10) 住宅・建築物等の耐震化の促進

むつ市耐震改修促進計画に基づき、国・県と連携して耐震診断及び耐震改修の支援を行い、震災に強いまちづくりを推進します。

11) デジタル防災センターの整備

災害対応の機能充実を図るため、本庁舎内の防災機能をデジタル化し、災害現場からの情報をリアルタイムで確認し、災害活動や関係機関との連携を強化するなど、効率的で災害に強い防災センターを整備します。

12) まるごとまちごとハザードマップ事業の推進

津波被害の軽減を図るため、津波浸水想定区域内に浸水の高さを示す標識を設置し、市民の津波に対する危機意識の醸成と防災意識の高揚を図ります。

13) 津波防災タワー等の整備

むつ市津波防災地域づくり推進計画で定める避難困難地域における避難体制を確保するため、垂直避難が可能な津波防災タワーまたは高台などの盛土構造物の設置や津波避難ビルの指定について検討します。

検討にあたっては、むつ市津波防災地域づくり推進協議会を開催し、地域住民からの意見を聴取し、津波防災タワーの規模や設置場所、津波避難ビルの指定、平時の活用方法等を協議します。

役割分担

市民	自主防災組織の設立・運営、地震に対する住宅・建築物等の安全性に関する意識の向上
民間事業者	災害時応援協定に基づく対応
行政	防災知識の普及、防災設備の計画的な整備、地震に対する住宅・建築物等の安全性に関する意識の啓発、耐震診断・耐震改修への支援

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
1. 活力あるむつ市の創生	(2) 産業・雇用	③エネルギー関連産業の育成
1. 活力あるむつ市の創生	(5) 景観	①景観の向上と保全
1. 活力あるむつ市の創生	(6) 市民協働・コミュニティ	③コミュニティ自治の実現
2. 教育・子育て環境の向上	(1) 教育	②体育・健康教育の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(2) スポーツ	①スポーツ活動の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備

基本方針	施策項目	施策内容
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	④広域交通ネットワークの形成
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	①地域DXの実践
4. デジタル化の推進	(1) デジタル実装	③情報ネットワークの利活用の推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	②消防・救急体制の充実

関連するSDGs



デジタル防災センター 災害対策本部室イメージ図

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 安全・安心
施策内容 ② 消防・救急体制の充実

現状と課題

本市の消防業務は、下北郡内の町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いています。

また、消防団や自主防災組織、地域ぐるみの防火運動を展開する防火協力団体といった、地域に密着した組織の災害時における役割が重要になっています。

しかしながら、消防施設・設備の老朽化や、構成員の高齢化及び新規加入者減少に伴う、消防団員数や婦人防火クラブ数の減少が課題となっており、消防施設・設備の総合的かつ計画的な整備を図るとともに、地域に密着した団体の強化や充実、確保等が必要となっています。

目指す姿

市民が安全で安心して暮らせる毎日を実現するために必要な消防・防災関連施設や設備が十分に整備されており、常備・非常備消防と地域が一丸となって消防・救急体制に取り組んでいる。

施策の方向性

消防施設・設備について、むつ市消防ビジョンを主として、総合的かつ計画的に整備を図るとともに、地域と合同で行う防災訓練や防火思想の普及広報活動を通じ、常備消防と消防団や防火協力団体及び自主防災組織など、地域との連携を図ります。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8年度)
消防団と他機関との合同訓練及び研修	2回 (R 2年度)	10回
防火思想の普及広報活動	0回 (R 2年度)	5回

主要計画

1) 常備消防体制及び関連施設・設備の充実

消防・防災体制等の不断の見直しを図りつつ、老朽化が著しい各消防庁舎の整備を計画的に進めます。

また、科学的な消防資機材の充実と機動性の向上を推進するため、消防車両等の計画的な更新を図ります。

2) 消防団員の処遇改善・体制整備と地域防災力の充実強化

消防団は、地域に密着した組織であり、災害時等の役割が重要性を増していることから、消防団員の労苦に報いるため、消防団員の報酬や出勤手当を見直します。処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては減少傾向にある消防団員の確保にも資することとなります。

また、社会環境の変化に合わせて、若年層をはじめ幅広い世代の市民の皆様が、より参加しや

すいものとするとともに、社会貢献実績のある人材を育成し、地域の防災活動の活性化と充実強化を図ります。

3) 消防水利施設の整備

消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓の計画的な整備を図ります。

4) 救急業務体制の充実

救急需要の増大に対応するため、救急隊員の資質向上に努め、搬送体制を強化するとともに、医療機関の協力を得て、受入体制の強化を図ります。

5) 防火思想の普及及び防火体制の強化

予防査察や各種指導の強化により火災予防の徹底を図ります。

また、火災予防運動の推進や防火教室などの広報活動を通じて、防火思想の普及に努めるとともに、地域ぐるみの防火運動を展開するため、町内会、婦人防火クラブ等の防火協力団体や自主防災組織との連携及び育成強化に努めます。

役割分担

消防団及び防火協力団体	地域に密着し常備消防と連携した消防・救助活動や啓発活動
下北地域広域行政事務組合	火災の予防・警戒鎮圧、人命を守るための救急救助活動
行政	関連施設・設備の計画的な整備、消防団員数等確保のための広報活動

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	④高齢者福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	②広域行政の推進
5. 危機管理・防災力の向上	(1) 安全・安心	①防災対策の充実

関連するSDGs



※予防査察

火災発生とそれに伴う人命危険を防ぐため、消防署員が防火対象物や危険物施設に出向き、建物の実態把握を行った上で、消防用設備等が法令に基づく基準に適合しているか否かを検査し、適切な指導を行うこと。

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 安全・安心
 施策内容 ③ 水道の安全・安定供給の確保

現状と課題

水道は、健康で快適な市民生活に1日も欠かせない、最も重要な社会基盤です。
 本市の水道事業は、給水人口の減少や市民の節水意識が向上する中で、安定的な料金収入の確保を図り、老朽水道施設の整備を進めていますが、さらに、水質管理や危機管理体制の強化、災害に強い水道施設の構築、多様化する市民ニーズへの対応などが課題となっています。
 これらの課題に適切に対処し、「きれいで安全・安心なおいしい水の安定的な供給」を図るとともに、引き続き市民の水道に対する満足度の向上に努める必要があります。

目指す姿

市民がいつでも安心して水道水を使用している。

施策の方向性

川内・脇野沢地区では、水道施設の統合や基幹管路の耐震管への布設替が令和5年度で完了しますが、引き続き、重要度の高い基幹管路等を選定し、優先的に耐震化の推進に取り組み、ライフラインとしての役割を果たす強靱な水道を目指します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
水道基幹管路耐震管率	36.2% (R2年度)	38.8%

主要計画

- 1) 水資源の確保と保全対策
 河川水を水源としている浄水場においては、上流域の大半が国有林であるため、引き続き関係機関との連携を図りながら水源かん養地帯の拡充と森林の保全に努め、良質な水資源の確保と水質管理の徹底を図ります。
- 2) 供給施設の整備
 既存施設の耐震診断・耐震補強の実施や電気計装設備等の計画的な更新を進めるとともに、老朽化が進んでいる配水管については、地震等の災害に強い管路網とするため、基幹管路等を優先しながら計画的な耐震管への更新を進めます。
- 3) 合理的な水利用の推進
 配水計画に基づいた効率的な配水ブロックづくりと各ブロック間の相互融通体制を確立するとともに、配水管路の点検と効率的な漏水調査を実施し、漏水の早期発見・早期修繕に努めることにより、効率的な水利用を図ります。

※給水人口
 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことで、給水区域外から通勤している方や観光客は給水人口には含まれない。

- 4) 健全な経営の推進
 水道施設の老朽化等により今後も設備投資が見込まれますが、人口減少等により給水収益が減少傾向にあるため、アセットマネジメント導入による資産管理を行い、施設規模のダウンサイジングを視野に入れた施設の効率化と経営の合理化を推進します。
- 5) 災害対策の充実
 災害時の給水拠点とするため、配水池への緊急遮断弁の設置と緊急貯水槽の設置を推進し、水道の危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の強化を図ります。
 また、災害時の応急復旧については、水道管路管理システム (GIS) を活用し災害時に即応できる復旧体制の強化に努めます。
 加えて、非常用発電機の設置及び計画的な更新を図るとともに、応急復旧・応急給水用資材の確保に努めます。
- 6) 浄水場見学等の実施
 水の大切さや水の仕組みを学習していただき、水環境に関心を寄せていただくきっかけ作りとなることを目的に実施します。

役割分担

市民	漏水、破損等を発見した場合の連絡
行政	水道施設の耐震化を推進、経営の合理化、良質の水道水を安定的に供給

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(5) 行財政基盤	③公共施設マネジメントの推進

関連するSDGs



※アセットマネジメント
 水道における「アセットマネジメント (資産管理)」とは、持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的な水道施設の管理運営が体系化された実践活動のこと。

※ダウンサイジング
 コスト (費用) の削減や効率化を目的として小型化すること。

1 2 3 4 5

施策項目 (1) 安全・安心
施策内容 ④ 交通安全の確保

現状と課題

近年、全国的に高齢者や未就学児をはじめとする子どもが犠牲となる交通死亡事故が多発しており、本市においても特に高齢者が犠牲となる事故が毎年発生しています。

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を身につけるためには、学校、家庭、職場等において、交通安全意識の普及啓発に努める必要があります。

また、交通安全施設の効果的な設置と適切な管理も重要です。

目指す姿

市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを学び、実践することで交通事故が減少する。

施策の方向性

市民の交通安全意識の啓発のため、季節ごとの交通安全期間の活動に注力し、ラジオ、ホームページ、のぼり旗等を活用して効果的なPRを行います。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R8年度)
交通安全意識の啓発広報	年4回 (H28~R2年平均)	年5回以上
交通災害共済加入率	35.0% (県目標値)	35.0%以上

主要計画

- 1) 交通安全意識の高揚**
 運転者や歩行者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上等、交通安全意識の普及啓発に努めます。
- 2) 交通環境の整備**
 道路安全の確保のため、歩道、信号機、カーブミラー、防護柵、道路照明等の交通安全施設の適正管理及び冬期間の交通確保について、関係機関と連携を図ります。
- 3) 被害者救済体制の確立**
 青森県交通災害共済の加入促進等を通じて、交通事故による被害者の救済体制の確立を図ります。

※交通安全施設
 交通安全を確保するために必要なもので、信号機、道路標識、横断歩道橋、歩道、防護柵等が挙げられる。

役割分担

市民	交通ルールの遵守、交通マナーの向上、早めライトオンや反射材使用による視認性の向上
事業者	社員の交通安全教育、交通安全事業への参加
行政	交通問題対策協議会や通学路安全点検協議会を通じた交通安全活動による市民の交通安全意識啓発、道路照明灯・カーブミラー等の適正管理

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	②道路基盤の整備

関連するSDGs



カーブミラー設置



交通安全パレード

1 2 3 4 5



施策項目 (1) 安全・安心

施策内容 ⑤ 防犯対策の充実

現状と課題

市民が安全に安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、警察や学校、関係団体等と地域が一体となって防犯パトロールや広報・啓発活動等の活動を展開しています。

声かけ事案や不審者対策として、地域住民による通学路等見守り活動の推進により、児童・生徒の登下校時の安全・安心の確保に努めています。

特殊詐欺など多様化する犯罪への取組強化のため、防犯活動の体制強化と市民の協力による全市民のかつ安定的な活動の充実が必要となっています。

目指す姿

市民が地域の安全について高い意識を持ち、家庭や地域全体で自主的に防犯に取り組むことにより、子どもも大人も安心して生活している。

施策の方向性

市民の自主的な防犯対策の推進を図るため、犯罪等に関する情報提供を行うとともに、防犯の啓発に努めます。

また、地域のコミュニティや各団体による見守り活動を推進します。

指標 (KPI)

指標名	基準値	目標値 (R 8 年度)
通学路見守り活動登録人数	259人 (R 2 年度)	280人
特殊詐欺等被害防止機器設置助成件数	57件 (R 2 年度)	80件

主要計画

1) 地域全体での防犯意識の高揚

地域住民の防犯意識を高めるため、情報の提供や、関係機関や団体と連携して啓発事業を推進します。

2) 地域における見守り活動の推進

市民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、見守り活動における参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。

3) 消費者保護の推進

消費者意識の高揚を図るとともに、市民が安全な消費生活を送ることができるように、「むつ市消費生活センター」の利用促進等に努めます。

役割分担

市民	地域の見守り役として防犯活動へ積極的に参加
行政	支援体制の整備、情報提供、啓発の推進

連携施策

基本方針	施策項目	施策内容
1. 活力あるむつ市の創生	(1) 地方創生	②川内・大畑・脇野沢地区の持続的発展
2. 教育・子育て環境の向上	(2) 子ども・子育て支援	②児童福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(1) 健康・福祉	⑥地域福祉の充実
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	(4) コンパクト・プラス・ネットワーク	①暮らしやすいまちの構築

関連するSDGs



むつ市通学路等見守り活動



むつ市消費生活センター (本庁舎内)

資料編

The Comprehensive Plan of Mutsu City

1. 策定経過
2. 策定体制
3. むつ市総合開発審議会条例
4. むつ市総合開発審議会委員名簿
5. むつ市総合開発審議会諮問・答申
6. むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議
7. むつ市議会の議決すべき事件を定める条例
8. むつ市総合経営計画後期基本計画に紐付く個別計画一覧
9. 用語索引

年月日	概要
令和3年4月16日	第1回むつ市総合経営計画策定委員会 ○策定方針、組織体制及びスケジュール等を決定
※新型コロナワクチン大規模接種業務及び災害対応のため、策定作業を延期	
令和3年11月1日 ┆ 令和3年11月9日	第2回むつ市総合経営計画策定委員会（書面開催） ○組織体制及びスケジュール等の変更を決定
令和3年11月27日	第1回むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議（ワークショップ） ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ：『将来像実現のためのむつ市の「強み」と「弱み」』
令和3年12月11日	第2回むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議（ワークショップ） ○市民ワークショップにより以下のテーマについて検討 ・テーマ：『将来像実現のために、今「むつ市」に必要なこと』
令和3年12月7日 ┆ 令和3年12月21日	第1回むつ市総合経営計画策定部会（書面開催） ○素案の作成作業 ・第1部会（元気の向上部門） ・第2部会（暮らしの向上部門） ・第3部会（教育の向上部門） ・第4部会（安全の向上部門） ・第5部会（魅力の向上部門）
令和3年12月24日	第1回むつ市総合経営計画策定小委員会 ○素案の協議
令和4年1月7日 ┆ 令和4年1月14日	第2回むつ市総合経営計画策定部会（書面開催） ○素案の作成作業
令和4年1月24日	第2回むつ市総合経営計画策定小委員会 ○素案の協議
令和4年1月19日 ┆ 令和4年1月27日	第3回むつ市総合経営計画策定部会（書面開催） ○素案の作成作業
令和4年2月9日 ┆ 令和4年2月10日	第3回むつ市総合経営計画策定小委員会（書面開催） ○素案の協議
令和4年3月10日 ┆ 令和4年3月17日	第4回むつ市総合経営計画策定小委員会（書面開催） ○素案の協議
令和4年3月22日	第3回むつ市総合経営計画策定委員会 ○素案の協議・決定
令和4年6月15日 ┆ 令和4年7月14日	素案に対する市民からの意見募集（パブリックコメント） ○広報むつ及び市ホームページ等で周知 ○市の施設及び市ホームページで縦覧
令和4年7月20日	第1回むつ市総合開発審議会 ○素案の諮問 ○素案の説明 ○素案の審議
令和4年8月4日	第2回むつ市総合開発審議会 ○素案の審議 ○素案に対する答申案の審議

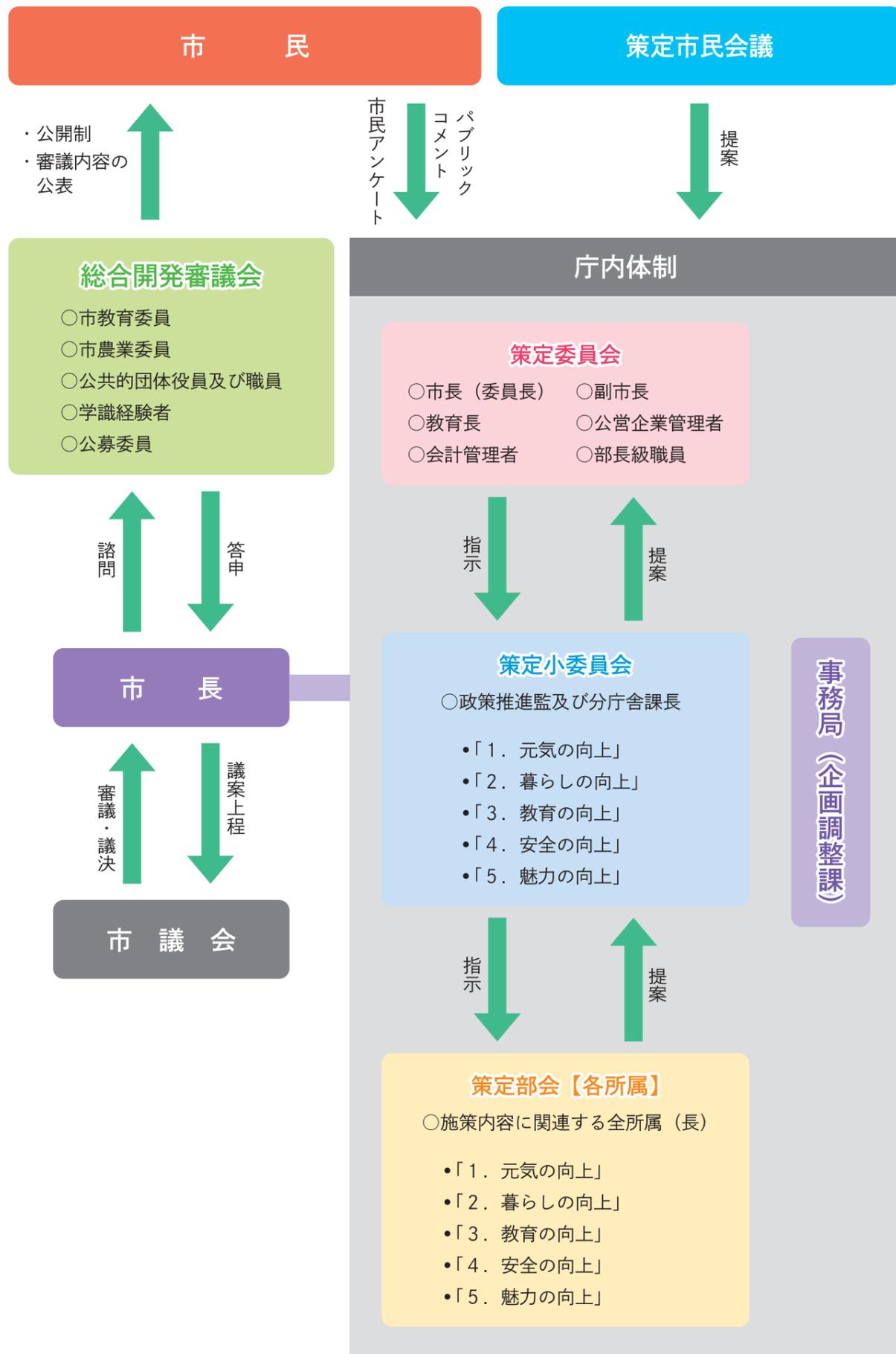
年月日	概要
令和4年8月10日	むつ市総合開発審議会から答申
令和4年8月10日 ┆ 令和4年8月17日	第4回むつ市総合経営計画策定委員会（書面開催） ○むつ市総合開発審議会の答申を受けて協議
令和4年8月23日	むつ市議会第253回定例会 ○むつ市総合経営計画「基本構想」を市議会に提案 （「序論」「基本計画」は参考資料として提出）
令和4年9月2日	むつ市議会議員説明会 ○むつ市総合経営計画「序論」「基本構想」「基本計画」について説明
令和4年9月8日	むつ市議会第253回定例会 ○むつ市総合経営計画「基本構想」が原案のとおり可決
令和4年9月15日	第5回むつ市総合経営計画策定委員会 ○むつ市総合経営計画後期基本計画の策定

【庁内組織】

- 策定委員会……市長、副市長、教育長、公営企業管理者、会計管理者、部長級職員で構成
- 策定小委員会……政策推進監、分庁舎課長で構成
- 策定部会……施策内容に関連する全所属（長）で構成

【外部組織】

- 策定市民会議……高校生を含む幅広い年齢層の市民で構成
- 総合開発審議会……教育委員会の委員、農業委員会の委員、市の公共的団体等の役員及び職員、学識経験者、公募による市民で構成



昭和44年3月29日条例第5号
 改正 平成22年12月17日条例第30号
 改正 平成28年9月30日条例第32号

(設置及び目的)

第1条 むつ市の総合開発計画及びその実施について、市長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うため、むつ市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) むつ市教育委員会の委員
- (2) むつ市農業委員会の委員
- (3) むつ市の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に諮問事項を専門的に調査及び審議させるために部会を設けることができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 むつ市新市建設審議会条例（昭和36年むつ市条例第18号）は、廃止する。

附 則（平成22年12月17日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

第1部
第2部
第3部
資料編

1	会長	森 樹 男	国立大学法人弘前大学人文社会科学部教授	第4号 学識経験者
2	会長職務 代理者	内 田 大 輔	むつ商工会議所会頭	第3号 むつ市の公共的団体等 の役員及び職員
3	委員	黒 木 和 之	むつ市教育委員会委員	第1号 むつ市教育委員会 の委員
4	委員	坂 本 正 一	むつ市農業委員会会長	第2号 むつ市農業委員会 の委員
5	委員	三 上 史 雄	一般社団法人むつ下北医師会会長	第3号 むつ市の公共的団体等 の役員及び職員
6	委員	田 中 志 昌	むつ下北歯科医師会会長	
7	委員	遠 藤 雪 夫	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会会長	
8	委員	佐 藤 恭 太	一般社団法人むつ青年会議所理事長	
9	委員	山 口 博 美	公益社団法人むつ市観光協会専務理事	
10	委員	中 新 鐵 男	公益社団法人下北物産協会会長	
11	委員	中 村 貞 幸	十和田おいらせ農業協同組合理事	
12	委員	森 川 石 勝	下北地方森林組合代表理事組合長	
13	委員	立 石 政 男	むつ市・川内町・脇野沢村3漁協協議会副会長	
14	委員	田 高 利 美	大畑町漁業協同組合代表理事組合長	
15	委員	中 居 孝 之	むつ市金融団会長	
16	委員	山 形 博 利	むつ市消防団団長	
17	委員	猪 口 和 則	特定非営利活動法人むつ市体育協会専務理事	
18	委員	星 和 夫	むつ市文化団体協議会会長	
19	委員	小 川 千 恵	特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば代表理事	
20	委員	坪 二 三 子	むつ市連合婦人会会長	
21	委員	佐々木 淳 一	学校法人青森山田学園青森大学副学長	第4号 学識経験者
22	委員	成 田 昌 造	学校法人青森田中学園 青森中央学院大学経営法学部教授	
23	委員	米 持 聡	青森明の星短期大学 下北キャンパス特任講師	
24	委員	澤 山 花 凜	公募による市民	公募委員

※敬称略、順不同

諮 問

む企画第114号
令和4年7月20日

むつ市総合開発審議会
会長 森 樹 男 様

むつ市長 宮 下 宗一郎

むつ市総合経営計画・後期基本計画について（諮問）

むつ市総合経営計画・後期基本計画を策定するに当たり、この度、別紙のとおり計画素案をとりまとめましたので、貴審議会の御意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

答 申

むつ総開審第4号
令和4年8月10日

むつ市長 宮 下 宗一郎 様

むつ市総合開発審議会
会長 森 樹 男

むつ市総合経営計画後期基本計画（素案）について（答申）

令和4年7月20日付けむ企画第114号により本審議会に諮問されたむつ市総合経営計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認められるが、別紙のとおり一部、修正意見を付して、ここに答申します。

本計画の実施に当たっては、将来像として掲げられた「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現のため、「1. 活力あるむつ市の創生」「2. 教育・子育て環境の向上」「3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実」「4. デジタル化の推進」「5. 危機管理・防災力の向上」の5つの基本方針を柱とした施策について、適切かつ効果的な事務事業の推進に努められるよう要望します。

むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議



むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議 ワークショップ

むつ市では、まちづくり推進のため、2017年度から2026年度をゴールに総合経営計画を作っています。5年たったいま！一度立ち止まって、皆さんと一緒にむつ市の未来を考えませんか。

【参加者計：99名（大学生26名、高校生33名、一般40名）】

会議の目的

むつ市では、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までを対象とした、むつ市総合経営計画を策定しており、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像として掲げ、その実現に向けてむつ市のまちづくりを計画的に進めています。

市民会議では、青森明の星短期大学下北キャンパスをはじめ、県内大学、地元高校生など、市民の皆様のご協力により、ワークショップ形式でむつ市の課題や魅力、必要な取組等について検討していただき、令和4年度（2022年度）から5年間を計画期間とする後期基本計画の策定にご協力いただきました。



会議開催スケジュール

- 第1回：令和3年11月27日（土）
参加者：53名（大学生15名、高校生18名、一般20名）
『将来像実現のためのむつ市の「強み」と「弱み」』
- 第2回：令和3年12月11日（土）
参加者：46名（大学生11名、高校生15名、一般20名）
『将来像実現のために、今「むつ市」に必要なこと』

＜メインファシリテーター＞

国立大学法人弘前大学 人文社会科学部
古村 健太郎（こむら けんたろう）准教授



第1回むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議

開催日時：令和3年11月27日（土）
午後1時30分～午後3時30分
開催場所：むつ市役所本庁舎大会議室
参加人数：53名（大学生15名、高校生18名、一般20名）

テーマ

『将来像実現のためのむつ市の「強み」と「弱み」』

当日は、むつ市総合経営計画前期基本計画の5つの基本方針
①「元気の向上（地方創生・産業振興・市民協働など）」
②「暮らしの向上（健康福祉・自然環境・まちの整備など）」
③「教育の向上（学力・体育・生涯学習など）」
④「安全の向上（防災・救急・水道・交通・防犯など）」
⑤「魅力の向上（ジオパーク・観光・物産・景観など）」
に分けながら、各テーブルでむつ市の強みと弱みについて話し合った結果を『キャッチフレーズ』を付けてまとめていただきました。



元気の向上

「強み」

- ・祭り多い、歴史がある
- ・大湊ねぶた
- ・川内の北前船
- ・田名部に歴史がある
- ・若者に優しいまち、若者のまちなる
- ・スキー場、ウィンタースポーツ
- ・近所づきあいがゆったり
- ・行政と市民がコロナで一体に！
- ・イベントが多くて楽しい！
- ・お年寄りが元気がいい
- ・会話が出来る
- ・誰に対してもあいさつする

「弱み」

- ・住民の祭りへの関心が下がっている
- ・働く場所が欲しい
- ・若者が帰ってこられる場所になってほしい
- ・バイト先や雇用が少ない
- ・若者が集まる場所がない！
- ・遊び場がない
- ・ボウリング場がなくなった
- ・カラオケ遠い
- ・図書館の席が少ない、飲み物飲めない
- ・デートスポットが無い
- ・映画館、美術館が欲しい

暮らしの向上

「強み」

- ・合計特殊出生率が高い
- ・お金がなくても遊べる
- ・子ども見守りすごい
- ・むつ市は優しいけど、度量が狭い。良くも悪くも
- ・町内単位の団結
- ・お年寄りが親切（思いやり）
- ・公衆衛生キレイ
- ・スポーツ出来る場所（アリーナやスキー場）
- ・都会と比べて道路が混んでいない
- ・景色がきれい
- ・動物が多い（キジ、カモシカ）
- ・べこもちがおいしすぎる
- ・にしめ、けんちん

「弱み」

- ・プラスチックゴミも燃えるごみに捨ててしまう
- ・給料低い
- ・バイト先が少ない
- ・女性が戻れるような会社が少ない
- ・娯楽施設欲しい（映画館、遊園地、服屋さん）
- ・放課後行ける所が欲しい
- ・勉強の場所、遊ぶ場所、たまり場が少ない
- ・遊び場→そこへのシャトルバス
- ・通院でタクシーを使う→高い
- ・100円バスみたいなのが欲しい
- ・病院、医者が少ない

教育の向上

「強み」

- ・学力調査の結果が良い
- ・大学ができた！！
- ・もうすぐ青森大学ができる
- ・大学生と話がしたい
- ・将来の選択肢が増えたこと
- ・小中高生のボランティア意識が高い
- ・地域との繋がりが有る
- ・生徒をしっかりと見守れる
- ・コロナ禍でむつ市から段ボールで産品が来て嬉しかった

「弱み」

- ・教育の種類が少ない
- ・ギターやピアノとかを習う施設がほしい
- ・有名な先生の授業を受けたい！
- ・親同士、子ども同士交流できる場所がほしい
- ・図書館以外に勉強できる場所がほしい
- ・高校、大学が少ない
- ・スクールバスの費用が高い
- ・学校に自慢できることがない
- ・文化財が多い→公開できていない

安全の向上

「強み」

- ・ワクチン接種が早い。方針に安心できる
- ・コロナ対応早い（ワクチン・病棟）
- ・交通マナーが良い
- ・事故、事件が少ないところ
- ・交通安全教育がよくできている
- ・信号を守る
- ・子ども安全、通学路の見守り
- ・子ども達の散歩があんぜん
- ・緑のおじさんおばさん→すごい！
- ・緑のおばさんが増える
- ・街灯がちゃんとある
- ・地域が見守っている

「弱み」

- ・見守り隊、もっと若い人に
- ・交通不便
- ・JRが止まる
- ・バスが少ない
- ・バスが高い
- ・アクセス不便
- ・車持っていない人は不便
- ・むつからどこへでも遠い
- ・下北半島縦貫道路を早く通して
- ・道路整備に時間がかかる、道路せまい
- ・歩道の除雪が進んでいない
- ・雪処理が足りない

魅力の向上

「強み」

- ・食のバリエーション、食がおいしい
- ・海の幸と山の幸がある
- ・水と空気が美味しい
- ・芦崎湾の潮干狩り
- ・前に海、後ろに山
- ・星空、夜景が良い
- ・ジオパークについて、小中高生が知ってきている
- ・プロモーションが良い
- ・ホタテピキニ
- ・スキー場まで車で行ける
- ・克雪ドーム、総合アリーナができた。青森ワッツの試合とか
- ・ムチュラン→子ども生まれた

「弱み」

- ・恐山→若い人あまり行かない
- ・恐山→地元は魅力に気づきにくい？
- ・観光で訪れるには遠い（ハードルが高い）
- ・若い人が楽しめない
- ・道などさみしい（シャッター街）
- ・人の量が少ないから店の数も少ない
- ・情報発信、宣伝不足
- ・もっとSNS（TikTok）をやれば
- ・SNSでの発信を

※会議で出た自由意見を書き出しています。
※単語のみで意味が通じにくいと判断したものは、事務局で修正している場合があります。

第2回むつ市総合経営計画後期基本計画策定市民会議

開催日時：令和3年12月11日（土）
午後1時30分～午後3時30分
開催場所：むつ市役所本庁舎大会議室
参加人数：46名（大学生11名、高校生15名、一般20名）



テーマ
『将来像実現のために、今「むつ市」に必要なこと』
当日は、第1回市民会議でまとめたむつ市の「強み」と「弱み」を基に、将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」実現に向けて、今後必要なことについて話し合い、各テーブルで目指すまちづくりの計画を作成いたしました。

(1班) グループ名 よくばりハッピーセット
計画名 「温故知新」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
「ワクワクが止まらない！人と文化が暖かい街！」

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆文化を大事にしている
◆シンプルに旅行に行きたい！すごい！

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○スポーツ・温泉・酒が呑める施設 ○むつ若者温泉の会
○文化継承のための専用施設
○農業廃棄物を再利用できる施設
○飼い主とペットと一緒に使える施設
○商店街に流行のアパレルブランド
○文化の体験施設 ○郷土料理研究会
○サウナ専用施設 ○施設を循環するバス



(2班) グループ名 チーム知る来ロード
計画名 「winwinな都市」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
むつ市のゆとりを残しつつ、都会のような情報や、交通の利便性など、劇的に変わっている。むつから県外に出た人がやっぱりむつに戻りたいところ

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆住んでみたい、行ってみたい、真似したい

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○YoutubeなどのSNS発信の利用 ○小型バス
○インスタ映えする場所作り
○水上アスレチック、ロングコースの登山道
○学生版アゲハ
○空家、古民家再生し、旅行者が自炊しながら泊まれたり、学生のいいこの場作り



(3班) グループ名 イケイケガールズ
計画名 「最先端IT化」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
5年後は市が各世帯にタブレットを配布し、IT化が進んでいる。（電子回覧板、町内放送のメール化、ウーバー雪かき等）

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆時代の最先端！イケてるむつ市！

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○IT企業の誘致 ○ワーケーション導入
○市の施策でインターネット整備 ○アプリ、SNS等をつくる



(4班) グループ名 いけいけグループ
計画名 「若者のまち」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
若い人がまちづくりの先頭に立っている

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆自分こそがむつ市をひっぱっていく！という人が集まってくる

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○働ける場所（テレワークも含む）
○イベントを開く ○SNSの活用



(1班)

一番表現できた分野
○元気の向上 ○魅力の向上

出てきた主な意見
・祭りが多い
・自然が多いところ

新たな発見
・むつ市には祭りや自然がたくさんある。守りたいものあふれている場所。

(2班)

一番表現できた分野
○暮らしの向上 ○魅力の向上

キャッチフレーズ
むつの三度泣き
～涙なしには暮らせない～

出てきた主な意見
・給料が低い。
・女性が産後復帰できる職場が少ない。
・むつ市にはユニークな人が多い。
・ホタテ水着など。
・海に面していて、自然が豊か。
・食べ物おいしい。

新たな発見
・むつ市の道路がすごい綺麗だと感じた。

(3班)

一番表現できた分野
○暮らしの向上

出てきた主な意見
・人柄が良い。・人が温かい。
・通院でタクシーを使う頻度が多
・費用がかかる。
・100円バスなどがほしい。
・交通の便が悪い。
・放課後に行ける場所がほしい。
・遊ぶ場所や洋服を買いなお店が欲しい。

(4班)

一番表現できた分野
○安全の向上

出てきた主な意見
・公共交通機関が少ない。
・冬の歩道が狭い。通学に危ない場面がある。
・バスの経路、連絡が悪い。
・子ども達の散歩場所があつて良い。
・街灯があつて、道路が整備されている。

新たな発見
・高校の通学の面から、バスの経路や本数が増えれば良いなと思った。

(5班)

一番表現できた分野
○魅力の向上

出てきた主な意見
・星空、夜景が良い。
・ジオパークについて小中学生が知ってきている。
・スキーができる。
・田名部祭が続いている。
・克雪ドームや総合アリーナができた。
・ムチュランがいる。
・ホタテや鱧、フライボールなど。
・これらをSNS（インスタ、TikTok）を使って広めたい。

新たな発見
・意外とむつにも良いところがあつたので、もっと広めていきたい。

(6班)

一番表現できた分野
○安全の向上 ○魅力の向上

キャッチフレーズ
澄めるむつ

出てきた主な意見
・自然が良い、食べ物おいしい。
・通学バスの費用が高い。
・図書館以外で気軽に学生が集まって、勉強する環境が欲しい。
・コロナワクチン接種など、むつ市の対応が早い。市民の安全を考えている。

新たな発見
・緊急事態でもお年寄りや若者のことを考えてくれるむつ市。

(7班)

キャッチフレーズ
いつでも来てね！
四季が魅力的なむつ市

一番表現できた分野
○魅力の向上

出てきた主な意見
・自然が豊か。・紅葉が綺麗。
・スキー場がある。
・ウィンタースポーツが盛んだ。
・恐山。・ジオパーク。
・市長が人気。

(8班)

一番表現できた分野
○元気の向上 ○暮らしの向上

出てきた主な意見
・自然が多くて素晴らしい。
・人口減少で若い人が少ない。転出してから帰ってこない。

新たな発見
・明るく優しい人がいっぱいいるから、暮らしやすい。

(9班)

キャッチフレーズ
Theふるさと むつ

一番表現できた分野
○元気の向上 ○暮らしの向上

出てきた主な意見
・情報発信、宣伝の不足。
・医療機関の待ち時間が長い。
・勉強出来る場所が少ない。
・地元の人じゃなくても受け入れてくれる。
・町内単位の団結力が強い。
・べこもち、にしめ、けんちん汁おいしい。

新たな発見
・よくわかんないけど、帰ってきたくなっちゃう。それが一番の魅力。

(5班) グループ名 シルバニアファミリー
計画名 「むつスーパー健康」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
医療が充実した“健康”のまち

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆むつに行けば、病気が治る、健康になれる！

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○お医者さん呼び込む（若い腕が良い・専門）
○医療系の学校をつくる（専門学校、大学学部）



(6班) 計画名 「パーフェクト☆むつ」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
広い世代の若者が暮らしたいと思える街
(高校生、大学生、20~30代の社会人・・・)

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆むつに来れば完璧！

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○若者 ○土地 ○PR ○従事者
○交通網の充実 ○通学事情の改善



(7班) 計画名 「ジ・オサイトレーいんぐ」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
自然を生かした施設が増える（おしゃれなカフェなど）×町内会が一体になってジオの整備
【町内会旅行パックの設定により、「交流を深める」「ジオ整備」「BBQなどのイベント」それぞれ融合させ活動できる】

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆大流行する（バズる）

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○ジオ×経済 ○キャンプ整備（ジオサイトすぐそばに整備）
○ジオ整備 ○町内会長さん（理解を得る）
○医療 ○環境問題（ジオサイトの整備）
○楽しいイベント（若い人からお年寄りが参加できるもの町内会イベント）



(8班) グループ名 TikTokを推したいハッパン
計画名 「わくわくサークル」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
高校生と大学生がつながって、イベントがたくさんできる場所

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆行きたいと思える（自然なむつはオシャレ）

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○大学生が高校生とつながれるサークル（大人も）
○自然を守る活動 ○映画
○コンサート会場
○ショッピングモール ○スポーツする場所
○SNSを無料で勉強できる



(9班) グループ名 上げ上げ!!産声グループ
計画名 「湧かせ!!むつ市のカーニバル」計画

①「5年後のむつ市は、こんなところになっている」を書いてください
子どもが増えて、人口が増えて、観光施設や商業施設が充実している

②実現されたとき、むつ市は他の地域からどのように見られるでしょうか
◆魅力的である
◆通いたくなる

③実現のために必要な行動、施策・取組、設備など
○お見合いの企画 ○出産後の手厚いサポート
○道の駅を作る ○イタコを増やす



(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年4月1日現在

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
1. 活力あるむつ市の創生	第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略	1-(1)-①	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、少子高齢化をはじめとした人口減少の影響による地域経済の縮小等の悪循環に歯止めをかけるため、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ好循環を生み出すことで、「まち」に活力を取り戻す地方創生の取組を推進します。	令和2年度(2020年度) ～ 令和6年度(2024年度)
	むつ市過疎地域持続的発展計画	1-(1)-②	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域とみなされる旧川内町・旧大畑町・旧脇野沢村地域において、まちとしての持続性を確保するとともに、地域医療、住民に身近な生活交通、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保について取り組みます。	令和3年度(2021年度) ～ 令和7年度(2025年度)
	山村振興計画	1-(1)-②	「山村振興法」に基づき、旧川内町・旧大畑町・旧脇野沢村地域において、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等の山村振興対策をはじめ、半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、独自性と自立性のあるまちづくりを推進します。	平成18年度～(2006年度)
	むつ地区水産物供給基盤機能保全事業基本計画	1-(2)-①	老朽化の著しい漁港施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき計画的かつ効率的な保全工事を行い、地域水産物の持続的発展に努めます。	平成29年度(2017年度) ～ 令和9年度(2027年度)
	下北半島鳥獣被害防止計画	1-(2)-①	有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づき実施計画を作成し、被害の防止に努めます。	令和元年度(2019年度) ～ 令和4年度(2022年度)
	むつ市ニホンザル管理事業実施計画	1-(2)-①	ニホンザルによる農作物等の被害を防止するため、鳥獣保護管理法に基づき実施計画を作成し、被害の防止に努めます。	毎年度改訂
	むつ市産業振興促進計画	1-(2)-②～④	「半島振興法」に基づき、市内事業者・関係団体等に対し、国税に係る租税特別措置や地方税の不均一課税の活用促進するとともに、むつ市内に事業所等を設置する事業者に対し、むつ市企業誘致促進条例に基づく助成制度の活用など積極的な支援を行うことにより、経済活動の活性化と雇用拡大を図ります。	令和2年度(2020年度) ～ 令和6年度(2024年度)
	創業支援等事業計画	1-(2)-②～④	下北地域においては、半島地域という歴史的・地理的にも一体性を有することから本計画により5市町村一体のワンストップ窓口を整備し、伴走型の支援を実施することで、年間19人の創業の実現を目指します。 また、創業希望者に対して、窓口相談、創業塾、インキュベーション事業等による支援を実施します。	平成27年度(2015年度) ～ 令和6年度(2024年度)
	むつ市景観計画	1-(5)-①	「景観法」に基づき、「下北ジオパーク」や「光のアゲハチョウ」をはじめとする本市の魅力ある景観の保全・活用・継承を図るため、市民や事業者の皆様と一体となって良好な景観の形成に取り組みます。	令和3年度(2021年度) ～ 令和12年度(2030年度)
	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画「新むつみあいプラン」	1-(6)-①～③ 1-(7)-①、②	「男女共同参画社会基本法」に基づき、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、市民を取り巻く社会環境や生活実態が変化していく中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野に等しく参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を築くための各種施策に取り組みます。	平成25年度(2013年度) ～ 令和4年度(2022年度)
	むつ市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	1-(7)-①、② (再掲：4-(1)-②)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立に資する雇用環境の整備等を推進します。	平成28年度(2016年度) ～ 令和7年度(2025年度)

令和4年4月1日現在

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
2. 教育・子育て環境の向上	むつ市教育プラン	2-(1)-①～⑦	「むつ市教育プラン」は、「むつ市教育大綱」の理念に沿い、山積する教育課題の解決に、市内全小・中学校が組織的・計画的・継続的に取り組んでいくことを目的として策定し、本プランに基づき、学校、家庭、地域、行政がより連携を深め、むつ市の教育課題解決に向けて取組を推進します。	平成29年度(2017年度) ～ 令和4年度(2022年度)
	むつ市教育大綱	2-(1)-①～⑦	むつ市総合経営計画の基本方針「2. 教育・子育て環境の向上」に則り、むつ市の教育の方針を市長が教育委員会と協議して定めるものです。グローバル化の進展や技術革新により、予測が困難な社会の変化等を能動的に捉え、多様な人々と協働して可能性に挑戦する力を育む教育、ライフサイクルが変化していく中でも、健康で幸福な生活が続くよう、生涯を通じて学びができる環境や学習機会の提供等を目指します。	平成29年度 ～ 令和3年度 ※令和4年度第2期計画策定
	むつ市教育大綱事業実施計画	2-(1)-①～⑦	むつ市教育大綱に示した理念を実現するため、大綱の趣旨に沿って教育委員会が実施する事業の具体的な実施計画として、子どもたちを育む家庭、学校、地域社会に期待される役割を明らかにし、事業を計画・実施する為の基本的な指針とします。事務事業において評価及び点検を実施してPDCAサイクルによって毎年度の見直しを図り、実情に沿った事業を推進します。	毎年度改訂
	第2次むつ市子ども読書活動推進計画	2-(1)-①～⑦	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、協力・連携による子どもの読書環境づくりを進めるための取組を推進します。	平成30年度(2018年度) ～ 令和4年度(2022年度)
	むつ市新放課後子どもプラン推進計画	2-(1)-④	国で策定された「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」の目標に基づき、むつ市での放課後子ども教室の整備を進めます。	令和元年度(2019年度) ～ 令和5年度(2023年度)
	重要文化財旧大湊水源地道施設保存活用計画	2-(1)-⑥	「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成11年3月 文化庁文化財保護部）」に基づき、重要文化財（建造物）の現状等を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や範囲等を明らかにした上で、円滑に保存・活用を促進します。	平成26年3月策定(2014年3月策定)
	第2期むつ市子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）	2-(2)-①、②	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づき、「子ども・子育て支援の質・量の拡充」及びすべての子どもが健やかに成長できる社会の実現、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。	令和2年度(2020年度) ～ 令和6年度(2024年度)
	むつ市子どもの貧困対策推進計画	2-(2)-①、②	親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援を行うことで、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を推進します。	令和4年度(2022年度) ～ 令和8年度(2026年度)
	むつ市地域福祉計画	3-(1)-①～⑦	地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、市民の願いである「誰もが安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を進め、地域に関わるすべての人が、担い手となる、地域福祉の推進と向上を目指します。	令和元年度(2019年度) ～ 令和5年度(2023年度)
	むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画（むつ市自殺対策計画）	3-(1)-①	自殺対策基本法に基づき、包括的視点かつ自殺対策への共通認識を持つことを加味しながら「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。	令和元年度(2019年度) ～ 令和5年度(2023年度)
	むつ市健康増進計画第2次健康むつ21中間見直し	3-(1)-①、②	「健康日本21(第二次)」に基づき、すべての市民が健康でいきいきと生活していけることを目指し、市民・地域・行政が一体となった健康づくりを総合的かつ効率的に推進します。	平成25年度(2013年度) ～ 令和5年度(2023年度)

第1部

第2部

第3部

資料編

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画 後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	第3次むつ市食育推進計画	3-(1)-①、②	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう各ライフステージにおいて、健康でいきいきと生活でき、生活習慣病や健康寿命延伸のための食育をより一層推進します。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和4年度 (2022年度)
	むつ市国民健康保険特定健康診査等実施計画【第3期】	3-(1)-①、⑦	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者の健康・長寿を実現するため、内臓脂肪症候群に着目して生活習慣病の予防に関する施策の充実を図る観点から、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法及びその成果に関する基本的事項を定めるものです。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市国民健康保険【第2期】データヘルス計画	3-(1)-①、⑦	「国民健康保険法」に基づき、被保険者の生活習慣病対策や医療費適正化へ取り組むため、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施体制及びその成果に関する基本的事項を定めるものです。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画	3-(1)-④	「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるために、高齢者福祉施策及び安定的かつ継続的な介護保険制度の運営を推進します。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市障害者計画	3-(1)-⑤	「障害者基本法」に基づき、障害者施策の基本理念と施策の方向性を本計画に定め、障害に対する理解促進、相談体制の充実及び福祉環境の整備を推進し、共生社会の実現に向けて取り組みます。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	3-(1)-⑤	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、数値目標と障害（児）福祉サービスなどの見込量を本計画に定め、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、持続可能なサービス提供の体制維持に努めます。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市スポーツ推進計画	3-(2)-①	「スポーツ基本法」に基づき、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現していくために、スポーツ環境を整え、市民一人ひとりが日常生活のなかにスポーツを取り入れることのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組みます。	平成26年度 (2014年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	むつ市スポーツ施設整備計画	3-(2)-①	むつ市スポーツ推進計画に位置づけられた基本目標の一つである「市民が主体的に取組める地域スポーツ環境の整備」を推進します。	平成26年度 (2014年度) ┆ 令和5年度 (2023年度)
	第3期むつ市地球温暖化対策推進実行計画	3-(3)-①～④	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため、市自ら事業者・消費者として取り組むべき環境の保全に関する行動を掲げ、地球温暖化対策に関する活動を推進します。	令和2年度 (2020年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	むつ市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	3-(3)-①、④	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、安全で安心な環境の充実を図るため、循環型社会の形成を目指し、ごみの発生から最終処分に至るまでの発生・排出抑制と適正処理を進めます。	平成29年度 (2017年度) ┆ 令和8年度 (2026年度)
	むつ市公共下水道全体計画	3-(3)-②	「下水道法」に基づく流域別下水道整備総合計画（陸奥湾水域）、青森県汚水処理施設整備構想等の上位計画に適合させて、むつ地区及び大畑地区における将来の地域の状況などに対応した長期的な下水道整備の実施計画であり、長期的な人口の増加・減少の見込みや財政収支の見込み等を考慮するとともに、総合的な見地から計画区域を設定し生活環境の改善、公共用水域の水質の保全に努めます。	平成25年度 (2013年度) ┆ 令和12年度 (2030年度)

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画 後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	むつ市森林整備計画	3-(3)-②	地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進します。	令和元年度 (2019年度) ┆ 令和10年度 (2028年度)
	むつ市特定間伐等計画	3-(3)-②	バリ協定に基づく国の森林吸収量目標（令和12（2030）年度に2.0%削減）の達成のため、間伐、再造林等の森林整備を推進します。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和12年度 (2030年度)
	むつ市林道施設長寿命化計画	3-(3)-②	森林整備の基盤である林道施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、計画的かつ効率的な維持管理・更新等に努めます。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和11年度 (2029年度)
	むつ市都市計画マスタープラン	3-(4)-①	人口減少や少子高齢化などの厳しい社会情勢に対応するため、都市経営コストを削減し財政運営の適正化を図りながら、生活・産業・エネルギー・自然が共に生き、下北圏域をけん引するコンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進します。	平成22年度 (2010年度) ┆ 令和12年度 (2030年度)
	むつ市公園施設長寿命化計画	3-(4)-①	「インフラ長寿命化計画」における「個別施設計画」の一つとして、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを整理し、施設の機能保全及びライフサイクルコストの縮減に取り組みます。	平成27年度 (2015年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	むつ市立地適正化計画	3-(4)-①	人口減少や少子高齢化が進行する中、居住を一定のエリアに誘導する「居住誘導区域」と医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定するほか、頻発・激甚化している自然災害に対応するための「防災指針」を定め、全ての市民が安心して暮らしやすいまちづくりを推進します。	平成29年度 (2017年度) ┆ 令和17年度 (2035年度)
	むつ市みどりの基本計画	3-(4)-①	「都市緑地法」に基づき、公園の配置や機能の再編による持続可能な公園づくりを推進するとともに、官民連携によるみどりのまちづくりを進めることで釜淵山から海へと続くみどりの保全と創出に努めます。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和9年度 (2027年度)
	むつ市公営住宅等長寿命化計画	3-(4)-①	公営住宅等の安全で快適な住まいを確保するため、国土交通省の「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年）」に則り、公営住宅等の状況や将来的な需要見通しを踏まえた修繕等の改善計画を定め、ライフサイクルコストの縮減を目指します。	令和4年度 (2022年度) ┆ 令和13年度 (2031年度)
	第2期むつ市国土強靱化地域計画	3-(4)-② (再掲：5-(1)-①)	「国土強靱化基本法」に基づき、地域住民の命を守ることを最優先とした上で、むつ市の孤立化を回避し、ライフライン等の確保、救助・救急、医療活動等について、迅速な対応ができるように備えるとともに、事前の防災・減災により発生しうる最悪の事態に備え、甚大な被害の回避に努めます。	令和2年度 (2021年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	下北地域公共交通網形成計画	3-(4)-③、④	「地域公共交通整備の強化」を実現するため、公共交通のあるべき姿を示すとともに、下北圏域が抱える公共交通の問題・課題に対し、将来的にも住民の生活を支える「持続可能な公共交通体系」の構築に取り組みます。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョン	3-(5)-②	人口減少時代を迎え、単独自治体のみであらゆる生活機能の整備や事業展開するのではなく、生活圏を同一とする中心市（むつ市）の機能と近隣自治体（大間町・東通村・風間浦村・佐井村）の機能を有効活用し、生活に必要な機能を確立していくことで持続可能な圏域づくりに取り組みます。	令和2年度 (2020年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画 後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
3. 高齢者福祉・医療・暮らしの充実	むつ市橋梁長寿命化修繕計画	3-(5)-③	高度経済成長期以降に集中して建設された橋梁が建設後50年を過ぎ、一斉に更新時期を迎える事から、本計画を策定し、長期的な視点から橋梁を効率的・効果的に管理することで、維持更新コストの最小化・平準化を図り、適正な橋梁の管理に努めます。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和12年度 (2030年度)
	むつ市公共施設等総合管理計画	3-(5)-③	長期的（40年間）な視点を持って公共施設や道路等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公共施設の適切な配置により財政負担を軽減し、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指します。	平成27年度 (2015年度) ┆ 令和36年度 (2054年度)
4. デジタル化の推進	むつ市特定事業主行動計画	4-(1)-②	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備や男性の積極的な育児参加に関する取組等、子育てをしやすい環境整備を推進します。	平成27年度 (2015年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	むつ市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	4-(1)-② (再掲：1-(7)-①、②)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立に資する雇用環境の整備等を推進します。	平成28年度 (2016年度) ┆ 令和7年度 (2025年度)
	むつ市定員適正化計画	4-(1)-②	多様化する市民のニーズに的確に対応するとともに、持続的、効率的な行政運営体制を構築し、行財政の健全な運営に資することを目的として、計画的な職員採用等に取り組み、職員数の適正化を図ります。	令和4年度 (2022年度) ┆ 令和8年度 (2026年度)
	むつ市国民保護計画	5-(1)-①	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、その他の法令、青森県国民保護計画を踏まえ、国民（市民）の協力を得つつ、他の機関と連携協力しながら、国民（市民）の保護のための措置または緊急対処保護措置を総合的に推進します。	平成20年1月策定 (2008年1月策定)
5. 危機管理・防災力の向上	むつ市水防計画	5-(1)-①	「水防法」に基づき、青森県知事から指定された水防管理団体たるむつ市が、むつ市の地域に係る河川、湖沼又は海岸の洪水又は高潮による水災に対処し、その被害を軽減することで、公共の安全の保持に努めます。	平成20年1月修正 (2008年1月策定)
	むつ市地域防災計画（原子力編）	5-(1)-①	原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について各防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行に寄って市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護します。	平成25年2月修正 (2013年2月修正)
	むつ市地域防災計画（地震・津波災害対策編）	5-(1)-①	「災害基本法」に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、むつ市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保に努めます。	平成29年9月修正 (2017年9月修正)
	むつ市地域防災計画（風水害等災害対策編）	5-(1)-①	風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、むつ市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保に努めます。	平成31年2月修正 (2019年2月修正)
	むつ市地域防災計画（資料・様式編）	5-(1)-①	むつ市地域防災計画における関係資料や様式等を取りまとめたもの（資料・様式）。	平成31年2月修正 (2019年2月修正)
	むつ市原子力災害避難計画	5-(1)-①	原子力災害における屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、住民の生命及び身体の安全を保護します。	平成29年7月修正 (2017年7月修正)

基本方針	個別計画名	むつ市総合経営計画 後期基本計画 施策内容との関連	計画の概要（目的）	計画期間
5. 危機管理・防災力の向上	むつ市津波避難計画	5-(1)-①	今後発生が想定される津波災害から市民の生命と安全を確保するため、津波避難対象地域や津波到達予想時間、避難場所および避難路の指定、津波予報等の情報収集や伝達の手段、避難指示の発令等の情報提供、ソフト面での津波対策を充実させ、市民一人ひとりが普段からの備えや主体的で円滑な避難を行うことができるように努めます。	平成30年3月策定 (2018年3月策定)
	むつ市津波防災地域づくり推進計画	5-(1)-①	いつも津波を恐れるのではなく、地域ごとに生活基盤となっている産業や都市機能、歴史や伝統などを活かしつつ、津波のリスクと共存しながら、いざという時には率先して『逃げる』という心構えを身に付け、地域の発展につなげる津波災害に強いまちづくりを進めます。	令和2年3月策定 (2020年3月策定)
	むつ市消防ビジョン	5-(1)-①	現在の消防力の維持を前提に、常備消防及び非常備消防（消防団）組織体制の見直し、施設整備の方向性、システム・装備・車両更新方法及び常備・非常備の一層の連携などを柱に、今後20年間を見据えたむつ市消防ビジョンを策定し、サービスの低下を招くことなく、市民を守る要として、消防・救急体制のあるべき将来像を構築してまいります。	令和元年6月修正 (2019年6月修正)
	むつ市耐震改修促進計画	5-(1)-①	地震に強く、安心して暮らせるまちづくりを実現するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」および国が定める基本方針等に基づき、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的としています。	令和3年度 (2021年度) ┆ 令和7年度 (2025年度)
	第2期むつ市国土強靱化地域計画	5-(1)-① (再掲：3-(4)-②)	国土強靱化基本法に基づき、地域住民の命を守ることを最優先とした上で、むつ市の孤立化を回避し、ライフライン等の確保、救助・救急、医療活動等について、迅速な対応ができるように備えるとともに、事前の防災・減災により発生しうる最悪の事態に備え、甚大な被害の回避に努めます。	令和2年度 (2020年度) ┆ 令和6年度 (2024年度)
	むつ市水道ビジョン	5-(1)-③	厚生労働省が示す「新水道ビジョン」の基本理念及び水道の理想像を踏まえ、将来にわたる投資計画と財政計画の均衡を図り、持続可能で安定的な事業運営を行うため、平成29年3月に策定した「むつ市水道事業経営戦略」の内容を取り込んで策定した計画で、「むつ市総合経営計画」を上位計画として水道の安全・安定供給の確保に取り組みます。	平成30年度 (2018年度) ┆ 令和9年度 (2027年度)

アルファベット・数字

AI <P25、26、27、153、156>
 BtoB <P64>
 DMO <P62>
 DX (デジタルトランスフォーメーション)
 <P5、13、24、25、33、150>
 GTFSデータ <P139>
 GIGAスクール (構想) <P85>
 ICT
 <P13、26、27、48、85、93、108、110、156、157>
 NIE教育 <P85>
 OODAループ <P4、154>
 PDCAサイクル <P4、154>
 PFI <P133>
 SDGs (エスディーゼーズ)
 <P5、15、43、44、45>
 SNS <P62、63、64、70、76>
 Society5.0 (ソサエティ5.0) <P24、99>
 SOHO <P54>
 U・I・Jターン <P27、56>
 3R (リデュース・リユース・リサイクル)
 <P19、124、125>
 6次産業 <P15、44、48、49>

あ行

アジェンダ <P5>
 アセットマネジメント <P167>
 新しい公共 <P72>
 インターンシップ <P56>
 インバウンド <P14>
 オープンデータ <P139>
 温室効果ガス <P19、125>

か行

カーボンニュートラル <P12>
 海岸保全施設 <P126、161>
 化石資源 <P19>
 合併処理浄化槽 <P126、127>
 関係人口 <P12、44>
 義務的経費 <P10、21>
 キャリア教育 <P29、88>

給水人口 <P166>
 急性期機能 <P113>
 クラウドファンディング <P68>
 グローバル化 <P17、29、99>
 経常収支比率 <P142>
 健康寿命 <P31、108、115>
 健全化判断比率 <P20>
 公債費 <P11>
 公租公課 <P133>
 交通安全施設 <P168>
 交流人口 <P15、27、42、44>
 高齢化率 <P114>
 コミュニティ・スクール <P91>
 コンパクトシティ <P12、42、50、132>
 コンパクト・プラス・ネットワーク
 <P13、32、132>

さ行

災害ハザードエリア <P133>
 再生可能エネルギー <P26、52>
 財政調整基金 <P20、142>
 ジオサイト <P61、66>
 ジオパーク <P7、27、58、59、60、61、66、91>
 市債 <P11、142>
 自主防災組織 <P17、160、161、162、164、165>
 自治体DX <P21、33、34、153、154、156>
 指定管理者制度 <P154>
 シティプロモーション <P25>
 下北ジオパーク
 <P7、14、15、25、27、44、58、60、63、91>
 社会教育 <P17、30、60、93、94、97>
 収入未済額 <P143>
 重要業績評価指標 (KPI) <P4>
 循環型社会 <P19、32、124、125>
 使用済燃料中間貯蔵施設 <P18、20、26、52>
 小中一貫教育 <P29、84>
 親水護岸 <P126、127>
 水道基幹管路 <P159、166>
 スクールサポーター <P89>
 スクラップ・アンド・ビルド <P143>
 スマートシティ <P13、24、33、150、151>
 スマート農業 <P26、48>
 生活利便施設 <P13>

ゼロカーボンシティ <P19、125>
 総合型地域文化クラブ <P97>
 総合型地域スポーツクラブ <P122>
 ゾーン30プラス <P134>

た行

待機児童 <P105>
 滞在人口 <P27>
 第2種放射線取扱主任者 <P52>
 ダウンサイジング <P167>
 タブレット <P85>
 団塊ジュニア世代 <P114>
 団塊の世代 <P16、114>
 男女共同参画社会 <P28、74>
 単独処理浄化槽 <P127>
 地域おこし協力隊 <P15、42>
 地域高規格道路 <P18、136>
 地域サロン <P114>
 地域包括ケア <P16、114>
 小さな拠点 <P12、32、132>
 地産地消 <P48、64>
 地方交付税 <P10、11>
 地方創生 (=まち・ひと・しごと創生)
 <P5、8、24、26、43、44>
 中核病院 <P112、113、144>
 通過率 <P84>
 定住自立圏 <P6、7、144、145>
 データ連携基盤 (都市OS) <P150>
 適応指導教室 <P89>
 デマンド型乗合タクシー <P19、138>
 テレワーク <P12、21、153、154>
 電源三法 <P20>
 電源立地自治体 <P20>
 電源立地地域対策交付金 <P11>
 特定空家 <P160、161>
 特別支援教育 <P89>
 ドローン <P48>

な行

二次交通 <P62、63>

は行

バイオマス <P19、32、48>
 パブリックコメント <P3、71>
 非営利活動法人 (NPO法人) <P15、68>
 不在村化 <P126>
 プラットフォーム <P20>
 ふるさと納税 <P14、64>
 プレスリリース <P70>
 法定外税 <P20、21、143>
 ポトムアップ <P60>

ま行

まちゼミ <P50>
 むつサテライトキャンパス <P101>
 むつ市使用済燃料税 <P20>
 メタボリックシンドローム <P120>
 メンター制度 <P154>
 モータリゼーション <P138>
 モンキードッグ <P48>

や行

遊休 <P13、54、55、143>
 ユニバーサル <P5>
 幼保小連携 <P29、84、85>
 要保護児童 <P118>
 予防査察 <P165>

ら行

リカレント教育 <P99>
 リスクコミュニケーション <P18、24>
 緑地施設 <P132>
 臨床研修指定病院 <P15>

わ行

ワークショップ <P3、71>
 ワーク・ライフ・バランス
 <P28、76、77、153、154>
 ワークーション <P14、63>

むつ市総合経営計画 後期基本計画

■ 策定年月／令和4年9月



■ 発行／むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
TEL 0175-22-1111(代表)
URL <https://www.city.mutsu.lg.jp>

■ 編集／むつ市 企画政策部 企画調整課